

第2次射水市一般廃棄物処理基本計画

平成29年3月

射 水 市

目次

第1章 はじめに

1. 1 第2次計画策定の趣旨	1
1. 2 計画の位置づけ	2
1. 3 対象地域	2
1. 4 対象廃棄物	2
1. 5 計画の期間	3
1. 6 将来指標（将来人口）	4
1. 7 計画の構成	5

第2章 地域概況

2. 1 自然的概況	6
2. 2 気候	7
2. 3 人口	8
2. 4 市街地・集落の状況	11
2. 5 土地利用の状況	12
2. 6 産業の動向	14
2. 7 観光	15
2. 8 将来計画	16

第3章 ごみ処理基本計画

3. 1 ごみ処理の現状と課題	18
(1) ごみ排出量の推移	18
(2) ごみ処理体制の状況	22
(3) ごみの減量化・資源化の状況	25
(4) 収集・運搬の状況	28
(5) 処理・処分の状況	32
(6) ごみ処理費用の状況	37
(7) 循環型社会形成に向けての進捗状況	38
(8) ごみ処理行政の動向（法令・計画等の整理）	47
(9) 市民意識調査（市民ニーズ実態調査）結果報告書の抜粋	52
(10) 課題の整理	54
3. 2 ごみ処理基本計画	56
(1) 基本理念	56

(2) 基本方針	56
(3) 計画目標（数値目標）の設定	58
(4) 基本方針に基づく施策の展開	60

第4章 生活排水処理基本計画

4. 1 生活排水処理の現状と課題	79
(1) 水環境に関する状況	79
(2) 生活排水処理施設の種類	82
(3) 生活排水処理の必要性	84
(4) 生活排水処理の現況	85
(5) 射水市衛生センターにおけるし尿・浄化槽汚泥処理の現況	98
(6) 課題の整理	105
4. 2 生活排水処理基本計画	106
(1) 基本理念	106
(2) 基本方針	107
(3) 対象となる生活排水及び処理主体	108
(4) 生活排水の処理体系	108
(5) 生活排水の処理計画	108
(6) し尿・汚泥の処理計画	114

第1章 はじめに

1.1 第2次計画策定の趣旨



射水市（以下、「本市」という。）では、平成19年3月に現射水市一般廃棄物処理基本計画書（H19～H28）（以下、「第1次計画」という。）を策定し、平成24年6月の一部改訂（後期計画）後も毎年フォローアップを行っており、今年度で計画の最終年度を迎えます。

その間、本市では、循環型社会形成の実現に向け、ごみの排出抑制や循環的利用（再使用、再生利用及び熱回収）及び適正処理を総合的かつ計画的に推進するため、ごみの4R行動（リフューズ＝発生回避、リデュース＝減らす、リユース＝再使用、リサイクル＝再生利用）に取り組んできたところです。

一方、国では、平成25年5月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、近年の社会・経済状況を踏まえた循環型社会形成のための取り組みを進めることとしています。また、平成28年5月15日・16日に開催された「G7 富山環境大臣会合」では、資源効率性・3Rの実現に向けた「富山物質循環フレームワーク（共通のビジョン）」が採択されており、この中で示されたごみ関連分野の目標や具体的な事例として、

- ・規制的手法に加えて、事業者による自主的な取り組みの推進
- ・災害廃棄物の適正処理と再生利用、災害に対して強靱な廃棄物処理施設等の整備等
- ・地域の多様な主体間の連携（産業と地域の共生）、消費者対策
- ・具体的な例として、食品ロス・食品廃棄物対策

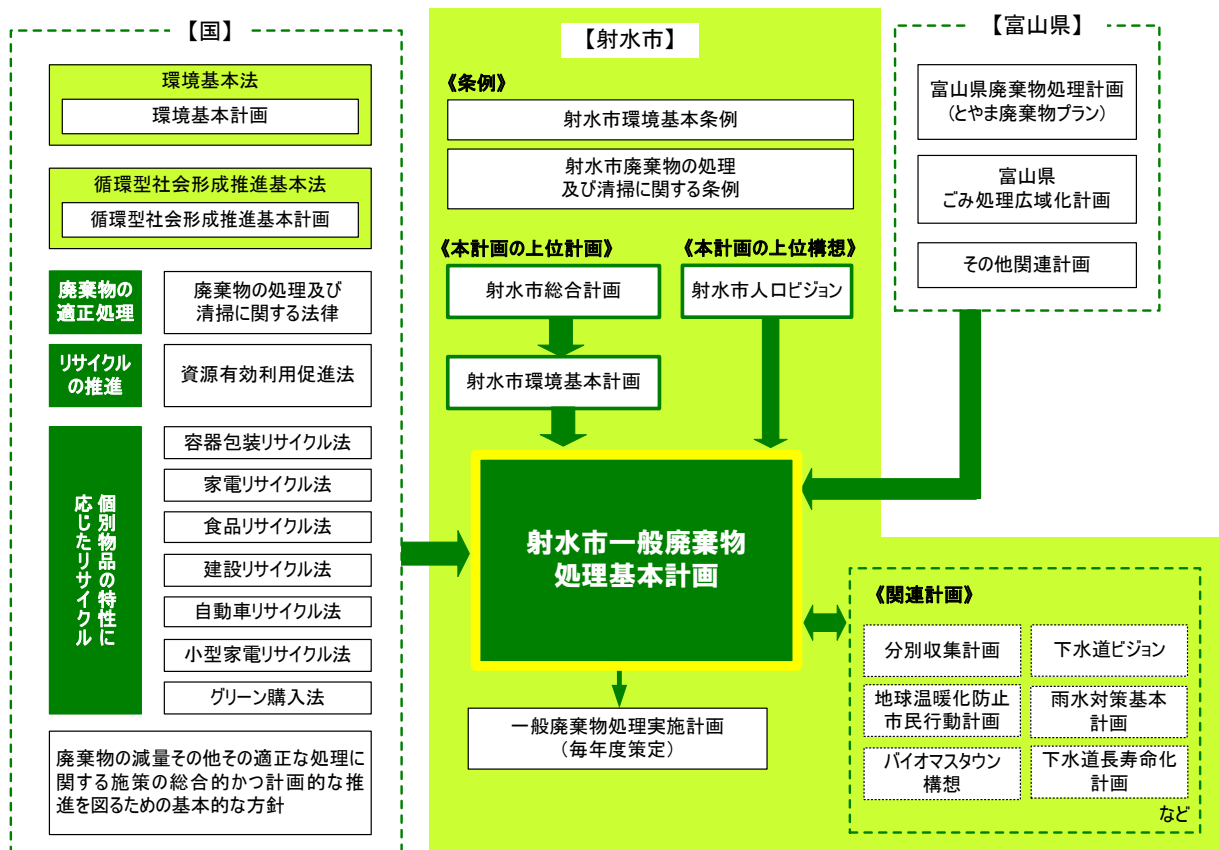
が挙げられていることから、今後は開催県である富山県内の自治体のみならず、広く国内において、これらの取り組みが加速していくことが考えられます。

本市においても、市内の一般廃棄物処理の現況やこれまでの取り組みを検証した上で平成29年度から平成38年度までの10年間の廃棄物処理行政の基本的な方向性を示し、更なる循環型社会の推進を実現していくため、「第2次一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）」をここに策定するものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づいて、同法の目的である廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、本市の行政区域内における一般廃棄物処理に関する計画を定めるものです。

本計画の位置づけは、以下のとおりです。



1.3 対象地域

本計画の対象となる地域は、本市全域とします。

1.4 対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物のうち、ごみ及び生活排水とします。

1.5 計画の期間



本計画の計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とし、平成29年度から平成33年度までを前期、平成34年度から平成38年度までを後期とします。また、計画の目標年度は前期末の平成33年度、後期末の平成38年度とし、一般廃棄物の処理に関する基本的な施策についての方向づけを行います。

なお、本計画は国の指針^{※1}に基づいて概ね5年ごとに改定するほか、社会情勢や法制度の動向等、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、柔軟に見直しを行うものとします。

※1①「ごみ処理基本計画策定指針^{※2}」平成28年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
②「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について^{※3}」平成2年10月8日 衛環第200号

表1-5-1. 本計画の計画期間と目標年度

項 目	平成29年度 (2017年度)	...	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	...	平成38年度 (2026年度)
一般廃棄物 処理基本計画	← 前 期			後 期 →		

※2「ごみ処理基本計画策定指針」平成28年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

第1章 一般廃棄物処理計画

1. 一般廃棄物処理計画の概要

(6) 一般廃棄物処理計画策定の時期

①基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。(以下、省略)

※3「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」平成2年10月8日 衛環第200号

2. 目標年次

(省略)

計画目標年次は、原則として計画策定時より10～15年後程度とする。

必要に応じて中間目標年次を設けることとしたのは、将来予測の確度、施設の耐用年数、施設の整備状況等を勘案して、おおむね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動があった場合等においては、基本計画を見直す必要があることから、これに対応して定められているものである。

1.6 将来指標(将来人口)



本計画の将来人口は、上位構想である「射水市人口ビジョン※」の将来人口（国勢調査）の増減率を用いて設定します。

これによると、目標年度における将来人口は、減少傾向となることが見込まれています。

※ 出典：「射水市人口ビジョン 平成27年10月 射水市」

表1-6-1. 将来指標（将来人口）

出典	実績	将来見込み	
		前期目標年度	後期目標年度
	平成27年度	平成33年度	平成38年度
射水市人口ビジョン 出典：国勢調査 (各年度10月1日現在)	92,308	89,601	87,485
本計画 出典：住民基本台帳人口 (各年度3月末日現在)	<u>94,147</u>	<u>91,386</u>	<u>89,228</u>

注記1) 射水市人口ビジョンの平成27年度実績値は、国勢調査の確定値。

注記2) 将来見込みは、「射水市人口ビジョン」に示された平成32年度(90,033人)、平成37年度(87,956人)、平成42年度(85,679人)の人口将来見込み値を基に推定した。

1.7 計画の構成

本計画は地域概況（第2章）、ごみ処理基本計画（第3章）、生活排水処理基本計画（第4章）から構成します。



図1-7-1. 本計画の策定内容及びその手順

第2章 地域概況

2.1 自然的概況



本市の位置図を図2-1-1に示します。

本市は、富山県のほぼ中央に位置し、北は富山湾、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。また、本市は、富山県を代表する一級河川の神通川と庄川との間に広がる射水平野の大部分を占めており、県内有数の肥沃な農地となっています。

市内では、陸上の交通面として北陸自動車道小杉インターチェンジが、海上の交通面として国際拠点港湾である伏木富山港新湊地区（富山新港）が整備されており、陸・海の両面にわたる交流の拠点として、いわば360度の交流・連携を可能とする優位性を持っています。



図2-1-1. 本市の位置図

2.2 気候



本市は、海に面していることから、比較的温和な気候となっていますが、冬季は全国的にみても日照時間が少なく、雪の日が多くなっています。

気温は、夏季が高温、冬季が低温となっています。特に3月下旬から5月上旬にかけて乾燥した温かい南風が卓越する際には、フェーン現象によって急激に気温が高くなり、農作物等の生育への影響が懸念されることもあります。

本市に最も近い伏木特別地域気象観測所（高岡市伏木古国府地内）の平成27年における気象概況を表2-2-1に示します。

表2-2-1. 伏木特別地域気象観測所の気象概況 [平成27年]

月	降水量(mm)			気温(℃)		
	合計	最大		平均 日平均	最高	最低
		日	1時間			
平成27年 1 月	253.0	32.0	7.5	2.5	13.4	-2.2
2 月	148.5	27.0	4.0	3.5	18.8	-3.5
3 月	187.5	40.0	11.5	6.9	24.8	-1.6
4 月	158.5	31.0	7.0	12.6	29.4	4.4
5 月	108.0	49.0	22.5	18.8	30.8	8.5
6 月	97.5	25.0	9.5	20.9	31.6	13.0
7 月	158.5	48.5	18.5	25.2	37.9	18.2
8 月	132.0	43.0	17.5	26.5	35.9	20.7
9 月	265.5	62.0	48.0	21.3	29.6	12.4
10月	82.5	30.0	14.0	16.3	25.9	6.8
11月	204.0	41.5	8.5	12.9	22.9	2.4
12月	265.0	61.5	13.5	7.3	15.2	-0.4

月	風向・風速(m/s)		日照	雪(cm)	大気現象
	平均	最大風速	時間	降雪	雪日数
	風速	風速	(h)	合計	
平成27年 1 月	2.2	9.0	52.9	89	26
2 月	2.4	7.9	68.2	81	19
3 月	2.7	9.0	141.8	18	12
4 月	3.1	10.2	168.8	--	1)
5 月	2.5	11.3	274.6	--	0)
6 月	2.4	9.7	160.6	--	0
7 月	2.5	7.4	187.7	--	0)
8 月	2.4	8.1	195.0	--	0
9 月	2.6	13.2	130.9	--	0)
10月	2.6	10.3	182.8	--	0
11月	3.0	10.6	80.1	--	1
12月	2.5	10.3	81.2	--	10

注記 「) 」値は、統計上の対象資料が許容範囲で欠けているが、正常値と同等に扱う準正常値であることを示す。

出典：気象庁ホームページ／伏木特別地域気象観測所の2015年（月ごとの値） 主要要素

2.3 人口



(1) 人口の経年推移

住民基本台帳による本市の人口等の経年推移を表2-3-1及び図2-3-1に示します。

平成27年における人口は94,147人、世帯数は34,077世帯、1世帯あたりの人数は2.76人となっています。

また、平成18年から平成27年までの過去10年間の経年推移をみると、人口は3%の減少、世帯数は8%の増加、1世帯あたりの人口は10%の減少となっています。

表2-3-1. 本市の人口等の経年推移〔住民基本台帳〕

項 目		単位	年 度									
			平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
人口	射水市	人	96,591	96,664	96,489	96,205	95,851	95,546	95,112	94,684	94,404	94,147
	H18を「100」としたときの割合	—	100	100	100	100	99	99	98	98	98	97
世帯数	射水市	世帯	31,566	31,928	32,190	32,463	32,681	32,975	33,186	33,390	33,764	34,077
	H18を「100」としたときの割合	—	100	101	102	103	104	104	105	106	107	108
1世帯あたりの人数	射水市	人	3.06	3.03	3.00	2.96	2.93	2.90	2.87	2.84	2.80	2.76
	H18を「100」としたときの割合	—	100	99	98	97	96	95	94	93	92	90

注記1) 1世帯あたりの人数は、人口を世帯数で除して求めた計算値。

注記2) 人口には外国人を含む。

出典：住民基本台帳（各年度3月31日現在。なお、平成23年度までは外国人登録人口を含む。）射水市市民生活部市民課

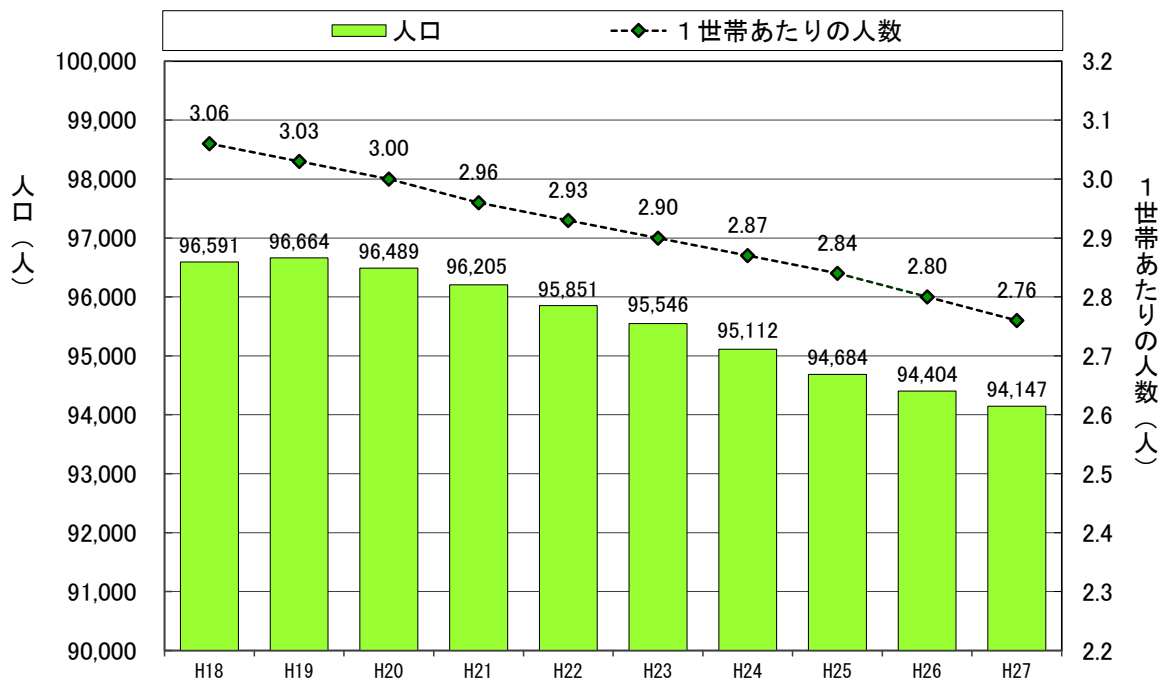


図2-3-1. 本市の人口等の経年推移〔住民基本台帳〕

(2) 人口動態及び分布

住民基本台帳による年齢3区分の内訳を表2-3-2及び図2-3-2に示します。

人口構成の内訳をみると、平成27年の本市における若年人口の割合は13.4%、労働人口の割合は58.0%、高齢人口の割合は28.6%となっています。

表2-3-2. 年齢3区分の内訳〔平成27年、住民基本台帳〕

項 目	人 口（人）	全人口に占める割合（%）
若年人口 0～14 歳	12,643	13.4%
労働人口 15～64 歳	54,569	58.0%
高齢人口 65 歳以上	26,934	28.6%
不詳	1	0.0%
全人口	94,147	100.0%

注記 人口には外国人を含む。

出典：住民基本台帳（平成28年3月31日現在）射水市市民生活部市民課

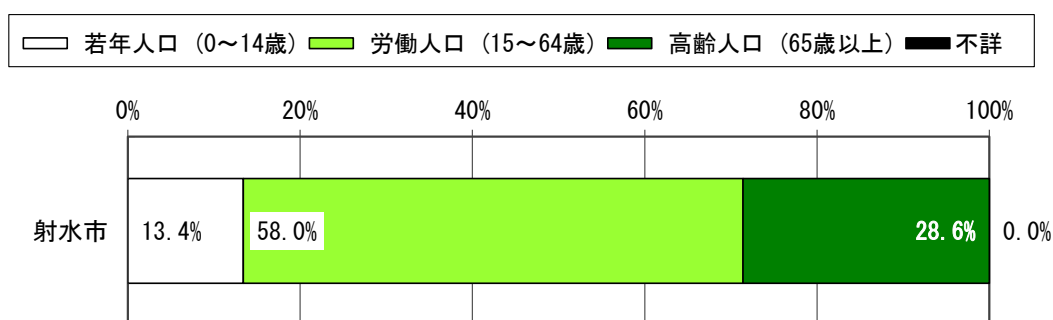


図2-3-2. 年齢3区分の内訳〔平成27年、住民基本台帳〕

住民基本台帳による年齢階級別人口の内訳を表2-3-3及び図2-3-3に示します。

本市の人口を年齢階級別にみると、65～69歳の年齢階級が9.1%と最も多く、次いで40～44歳の8.2%、45～49歳の6.6%、60～64歳の6.5%、35～39歳の6.4%が多くなっています。

表2-3-3. 年齢階級別人口の内訳〔平成27年、住民基本台帳〕

項 目		人口 (人)	全人口に 占める割合(%)	項 目		人口 (人)	全人口に 占める割合(%)
若年人口	0～4 歳	3,702	3.9%	高齢人口	65～69 歳	8,584	9.1%
	5～9 歳	4,265	4.5%		70～74 歳	5,974	6.3%
	10～14 歳	4,676	5.0%		75～79 歳	4,462	4.7%
労働人口	15～19 歳	4,713	5.0%		80～84 歳	3,844	4.1%
	20～24 歳	4,143	4.4%		85～89 歳	2,503	2.7%
	25～29 歳	4,104	4.4%		90 歳 以上	1,567	1.7%
	30～34 歳	4,902	5.2%				
	35～39 歳	6,002	6.4%				
	40～44 歳	7,755	8.2%				
	45～49 歳	6,199	6.6%				
	50～54 歳	5,311	5.6%	不詳		1	0.0%
	55～59 歳	5,363	5.7%	計		94,147	100.0%
	60～64 歳	6,077	6.5%				

出典：住民基本台帳（平成28年3月31日現在）射水市市民生活部市民課

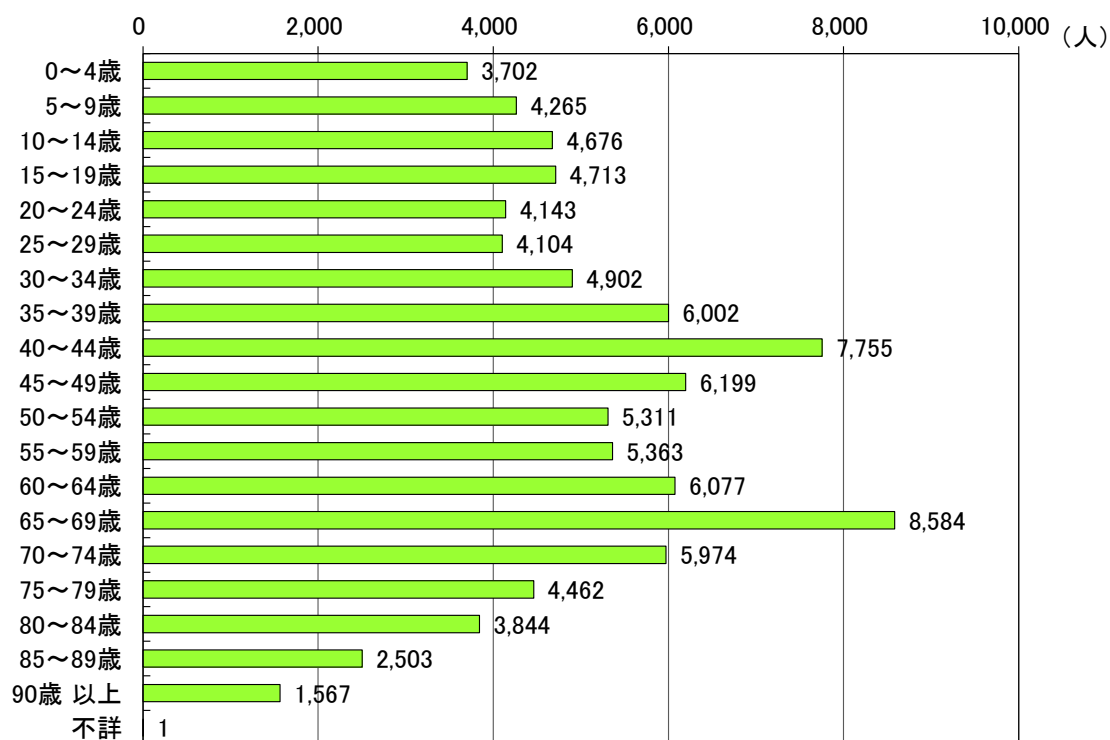


図2-3-3. 年齢階級別人口の内訳〔平成27年、住民基本台帳〕

2.4 市街地・集落の状況



住民基本台帳による本市の地区別の人口・世帯数を表2-4-1に示します。

本市は315町内で構成されています。このうち、新湊地域には92町内（29.2%）、小杉地域には130町内（41.3%）、大門地域には61町内（19.4%）、下地域には8町内（2.5%）、大島地域には24町内（7.6%）があります。

一方、人口を地区別にみると、新湊地域放生津・新湊・庄西地区の人口が12,677人（13.5%）と最も多く、次いで大島地域大島地区の11,027人（11.7%）、小杉地域戸破地区の8,773人（9.3%）が多くなっています。

表2-4-1. 本市の地区別の人口・世帯数 [平成28年3月31日現在]

地区名		町内数		人 口				世帯数	
		町内数 (件)	構成比	男 (人)	女 (人)	計 (人)	計の 構成比	世帯数 (世帯)	構成比
新湊地域	① 放生津・新湊・庄西地区	22	7.0%	5,991	6,686	12,677	13.5%	5,294	15.5%
	② 塚原地区	7	2.2%	1,572	1,645	3,217	3.4%	1,073	3.1%
	③ 作道地区	13	4.1%	2,877	2,865	5,742	6.1%	2,001	5.9%
	④ 片口地区	13	4.1%	1,857	1,815	3,672	3.9%	1,235	3.6%
	⑤ 堀岡地区	9	2.9%	1,320	1,339	2,659	2.8%	993	2.9%
	⑥ 海老江地区	10	3.2%	1,417	1,511	2,928	3.1%	1,062	3.1%
	⑦ 本江地区	15	4.8%	934	1,001	1,935	2.1%	662	1.9%
	⑧ 七美地区	3	1.0%	702	742	1,444	1.5%	518	1.5%
	小 計	92	29.2%	16,670	17,604	34,274	36.4%	12,838	37.7%
小杉地域	⑨ 三ヶ地区	22	7.0%	2,365	2,498	4,863	5.2%	1,925	5.6%
	⑩ 戸破地区	29	9.2%	4,292	4,481	8,773	9.3%	3,217	9.4%
	⑪ 橋下条地区	7	2.2%	1,005	1,031	2,036	2.2%	601	1.8%
	⑫ 金山地区	6	1.9%	760	800	1,560	1.7%	508	1.5%
	⑬ 大江地区	5	1.6%	1,059	1,135	2,194	2.3%	776	2.3%
	⑭ 黒河地区	10	3.2%	1,433	1,481	2,914	3.1%	1,006	3.0%
	⑮ 池多地区	5	1.6%	464	531	995	1.1%	359	1.1%
	⑯ 太閤山地区	15	4.8%	1,787	1,789	3,576	3.8%	1,476	4.3%
	⑰ 中太閤山地区	16	5.1%	1,629	1,829	3,458	3.7%	1,351	4.0%
	⑱ 南太閤山地区	15	4.8%	1,709	1,700	3,409	3.6%	1,307	3.8%
	小 計	130	41.3%	16,503	17,275	33,778	35.9%	12,526	36.8%
大門地域	⑲ 浅井地区	10	3.2%	1,509	1,582	3,091	3.3%	972	2.9%
	⑳ 櫛田地区	14	4.4%	892	995	1,887	2.0%	596	1.7%
	㉑ 水戸田地区	9	2.9%	703	813	1,516	1.6%	490	1.4%
	㉒ 二口地区	11	3.5%	2,018	2,147	4,165	4.4%	1,344	3.9%
	㉓ 大門地区	17	5.4%	1,179	1,271	2,450	2.6%	935	2.7%
	小 計	61	19.4%	6,301	6,808	13,109	13.9%	4,337	12.7%
下地域	㉔ 下地区	8	2.5%	938	1,021	1,959	2.1%	652	1.9%
大島地域	㉕ 大島地区	24	7.6%	5,310	5,717	11,027	11.7%	3,724	10.9%
計		315	100.0%	45,722	48,425	94,147	100.0%	34,077	100.0%

出典：住民基本台帳（平成28年3月31日現在）射水市市民生活部市民課

2.5 土地利用の状況



(1) 地目別土地利用状況

地目別土地利用面積を表2-5-1及び図2-5-1に示します。

地目別土地利用面積のうち、最も大きな割合を占めるのが公用地の33.5%、次いで田の32.6%、宅地の21.2%が大きくなっています。

表2-5-1. 地目別土地利用面積 [平成27年1月現在]

項 目		面積 [km ²]	総面積に占める 割合 [%]
総面積		109.43	100.0%
うち、公有地等		36.66	33.5%
うち、民有地	田	35.71	32.6%
	畑	3.11	2.8%
	宅地	23.17	21.2%
	山林	6.43	5.9%
	原野	0.07	0.1%
	雑種地	4.27	3.9%
	その他	0.01	0.0%
	計	72.77	66.5%

注記) 民有地には、固定資産税の非課税地積を含まない。

出典：「富山県勢要覧 平成27年版 富山県」

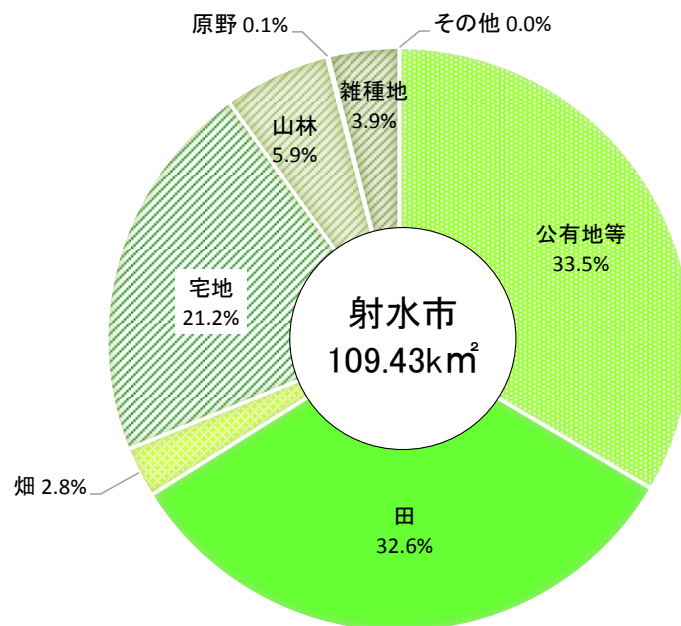


図2-5-1. 地目別土地利用面積 [平成27年1月現在]

(2) 都市計画区域

都市計画区域及び用途地域の状況を表2-5-2に示します。

都市計画区域面積は99.58km²となり、総面積109.43km²の約91%を占めています。

このうち、用途地域の総面積は27.09km²であり、最も大きな面積を占めるのが「第1種住居地域」の6.04km²（22.3%）、次いで「準工業地域」の5.26km²（19.4%）、「第1種中高層住居専用地域」の4.81km²（17.8%）が大きくなっています。

表2-5-2. 都市計画区域及び用途地域の状況〔平成28年9月30日現在〕

区 分		射水市 面 積 [k m ²]
総 面 積		109.43
都市計画区域	都 市 計 画 区 域 面 積	99.58
用 途 地 域	第1種低層住居専用地域	1.28 (4.7%)
	第2種低層住居専用地域	—
	第1種中高層住居専用地域	4.81 (17.8%)
	第2種中高層住居専用地域	0.36 (1.3%)
	第 1 種 住 居 地 域	6.04 (22.3%)
	第 2 種 住 居 地 域	0.16 (0.6%)
	準 住 居 地 域	0.28 (1.0%)
	近 隣 商 業 地 域	1.14 (4.2%)
	商 業 地 域	0.30 (1.1%)
	準 工 業 地 域	5.26 (19.4%)
	工 業 地 域	2.89 (10.7%)
	工 業 専 用 地 域	4.58 (16.9%)
	計	27.09 (100.0%)

出典：射水市都市計画課資料

2.6 産業の動向

本市の産業大分類別事業所数・従業者数を図2-6-1に示します。

平成26年における事業所数は4,376事業所となっています。その内訳は、第1次産業が35事業所（0.8%）、第2次産業が954事業所（21.8%）、第3次産業が3,345事業所（76.4%）となっています。

また、従業者数は45,249人となっています。その内訳は、第1次産業が417人（0.9%）、第2次産業が15,886人（35.1%）、第3次産業が28,946人（64.0%）となっています。

なお、産業大分類の割合を富山県や全国と比較すると、射水市では第2次産業の割合が若干高い傾向がみられます。

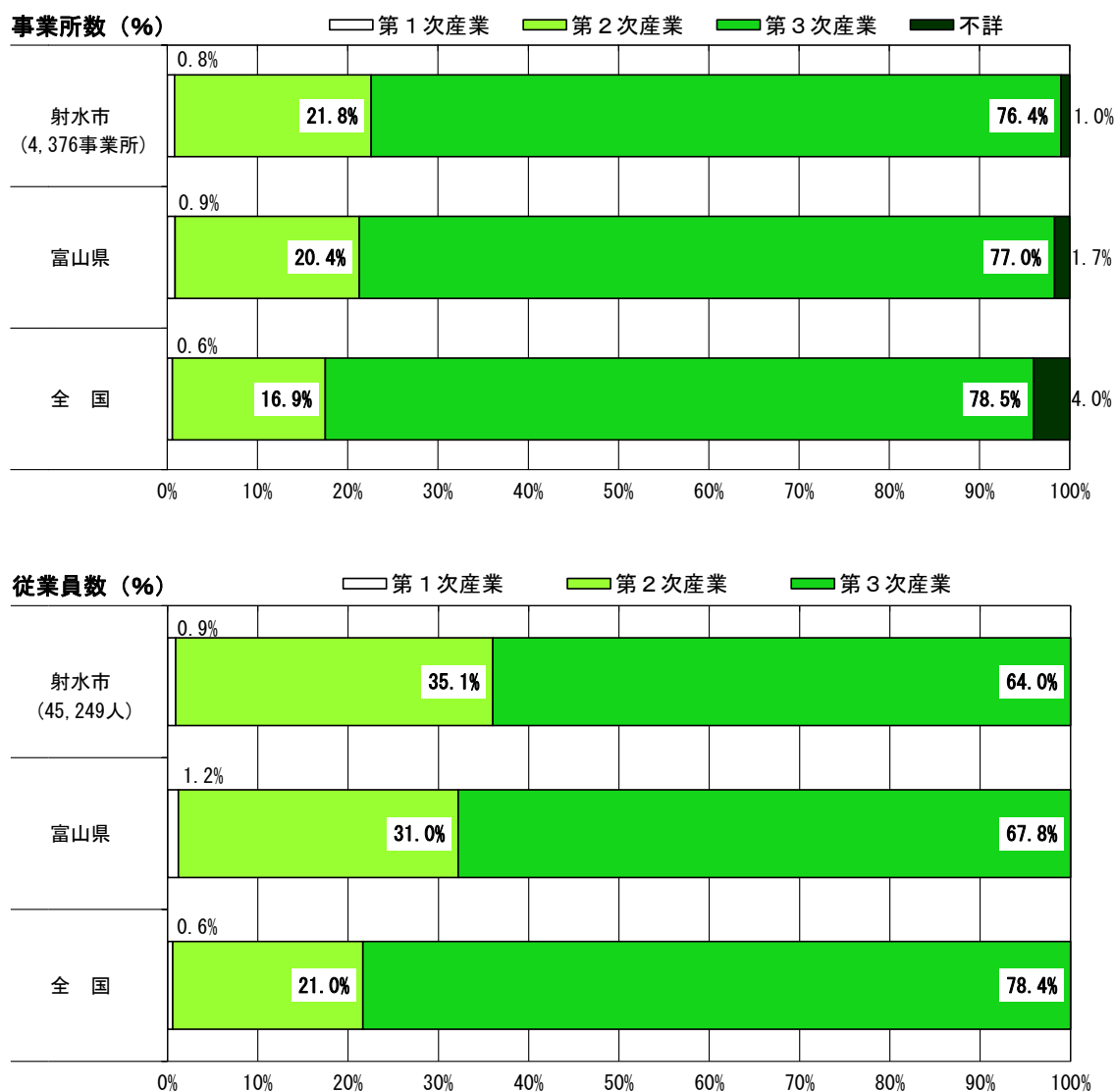


図2-6-1. 本市の産業大分類別事業所数・従業者数〔平成26年〕

出典：「経済センサス基礎調査（平成26年7月1日現在）総務省統計局・経済産業省」

2. 7 観光



本市の観光者の入込客数を表2-7-1及び図2-7-1に示します。

観光者の入込客数は、年間で約414万人となっています。

内訳をみると、入込客数では7月～9月の割合が多くなっており、全体の35.3%を占めています。

表2-7-1. 観光者の入込客数

[平成27年]

項目	単位	年間	四 半 期 別			
		総数	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
総 数	千人	4,135	588	1,107	1,459	981
割 合	-	100.0%	14.2%	26.8%	35.3%	23.7%

出典：「平成27年富山県観光客入込数（推計） 富山県観光・地域振興局観光課（公社）とやま観光推進機構」

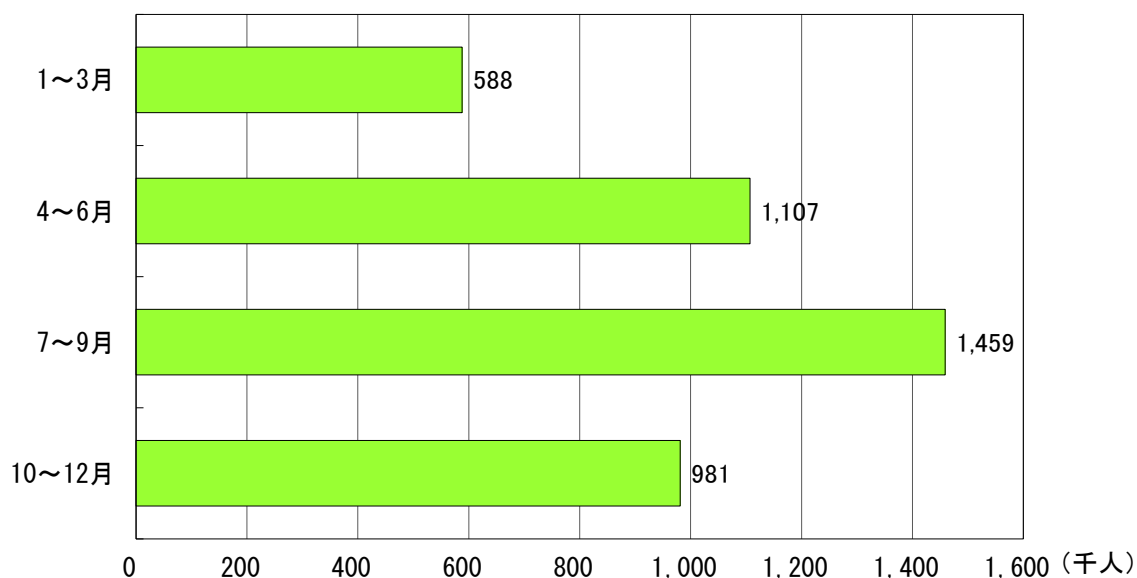


図2-7-1. 観光者の入込客数 [平成27年]

2.8 将来計画

(1) 総合計画

本市の総合計画の概要を表2-8-1に示します。

表2-8-1. 総合計画の概要



出典：「第2次射水市総合計画－概要版－ 射水市」

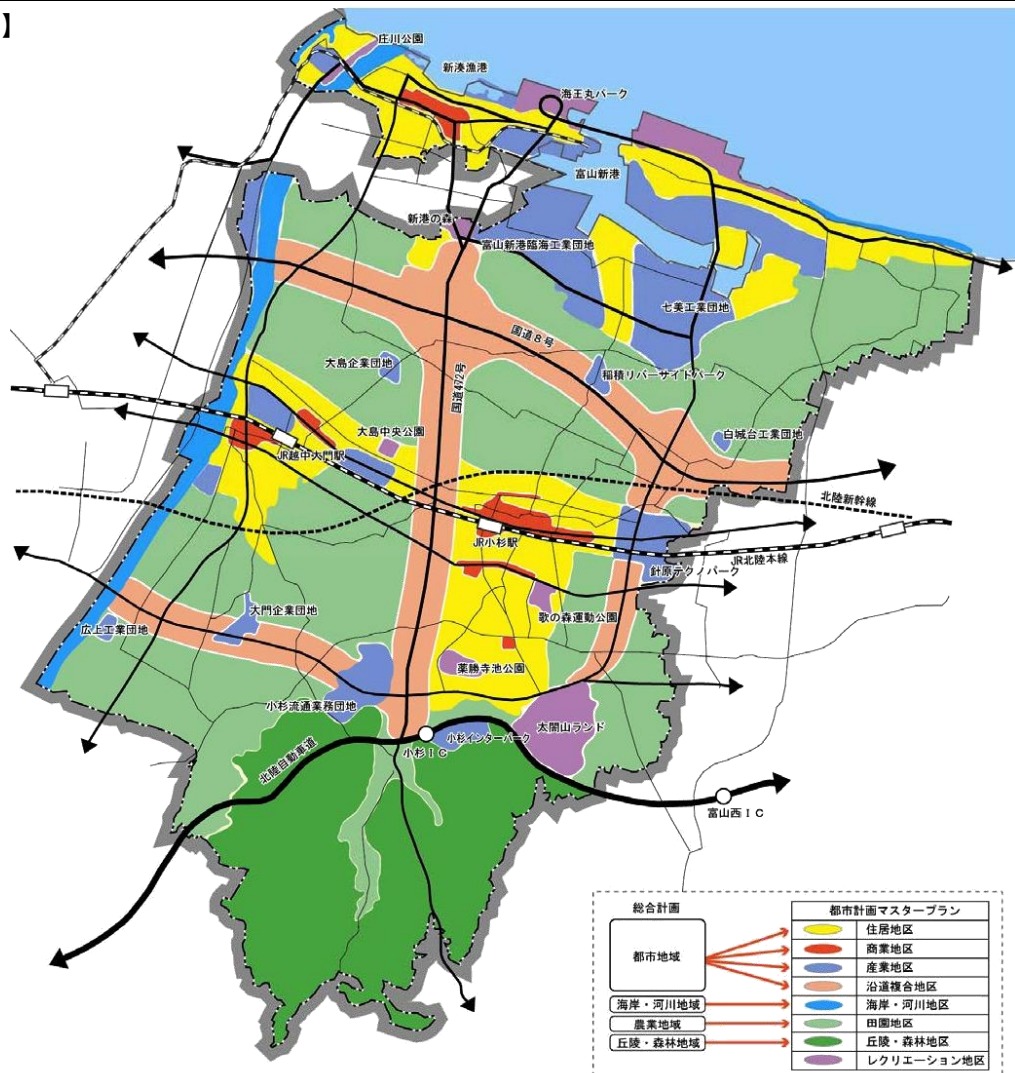
(2) 都市計画マスタープラン

本市の都市計画マスタープランの概要を表2-8-2に示します。

表2-8-2. 都市計画マスタープランの概要

項 目	内 容
目 標 年 度	概ね20年後の都市の姿について、基本的な方針を定めたものである。 (射水市都市計画マスタープラン)
都市計画区域	109.43km ² (行政区画全体)
都 市 計 画 の 目 標	射水市の将来都市像は射水市総合計画で「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」と定められており、本マスタープランにおいてもこの都市像を踏襲し、以下のように基本理念を定め、実現を図る。 『豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水』 「海、川、野、そして、里山」という豊かな自然をいつまでも大切にしながら、すべての市民にとって住みやすく、安心して生活できるまちづくりを進めます。さらには、活力に満ち、将来を担う子どもたちをはじめ、市民だれもが笑顔にあふれ、夢と希望に満ち、そして、いきいきと輝く「射水市」を創造する。

【附図】



出典：「射水市都市計画マスタープラン 平成22年3月 射水市都市整備部都市計画課」

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状と課題



(1) ごみ排出量の推移

① 一般廃棄物の年間排出量(=家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+資源集団回収量)の推移

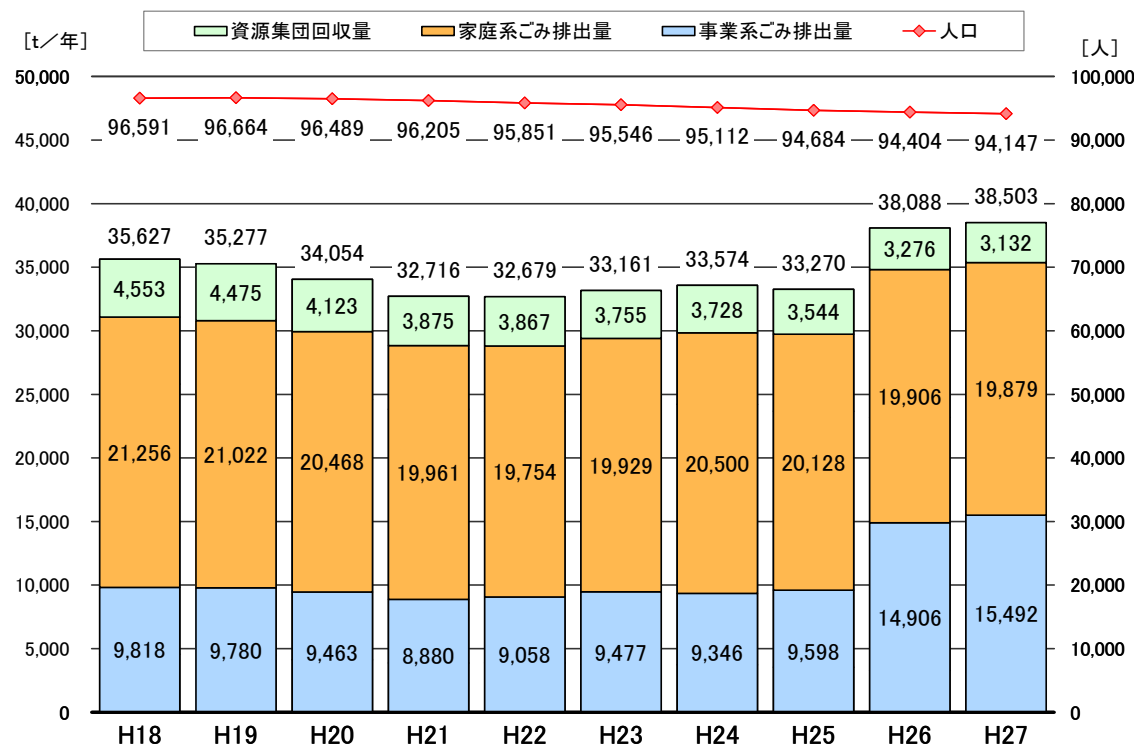
人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移を、図3-1-1に示します。

本市の行政区域内人口は、減少傾向にあり、過去10年間で2.5%減少しています。

一方、一般廃棄物の年間排出量も平成25年度までおおむね減少傾向にありました。しかし、平成26年度から事業系資源ごみ※を新たに把握したことで、過去10年間で8%の増加となっています。[従来通りの対象ごみの場合(以下、「従来の場合」という。)、過去10年間で7%減少となっていました。]

平成27年度における一般廃棄物の年間排出量は38,503 tであり、その内訳は、資源集団回収量が3,132 t(構成比8.1%)、家庭系ごみ排出量が19,879 t(同比51.6%)、事業系ごみ排出量が15,492 t(同比40.2%)となっています。

※事業系資源ごみの種類は、堆肥化や飼料化、燃料(固形燃料[RDF、RPF]を除く)化となるごみの他、粗大ごみとなっている。詳細については、P.24を参照のこと。



一般廃棄物の年間排出量の内訳【構成割合】

項目	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
資源集団回収量	12.8%	12.7%	12.1%	11.8%	11.8%	11.3%	11.1%	10.7%	8.6%	8.1%
家庭系ごみ排出量	59.7%	59.6%	60.1%	61.0%	60.4%	60.1%	61.1%	60.5%	52.3%	51.6%
事業系ごみ排出量	27.6%	27.7%	27.8%	27.1%	27.7%	28.6%	27.8%	28.8%	39.1%	40.2%

注記1) 人口の出典：住民基本台帳（各年度3月31日現在。なお、平成23年度までは外国人登録人口を含む。）射水市市民生活部市民課

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

注記3) 平成26年度以降の事業系ごみ排出量には、事業系資源ごみを含む。

図3-1-1. 人口及び一般廃棄物の年間排出量の経年推移

② 1人1日平均排出量

1人1日平均排出量の経年推移を、図3-1-2に示します。

ア. 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の1人1日平均排出量はおおむね減少傾向にありましたが、平成26年度から事業系資源ごみを新たに把握したことで、過去10年間（平成18年度比）で10%増加[従来の場合、5%減少]しました。なお、平成21年度を底値として、その後は増加傾向となっています。

平成27年度における一般廃棄物の1人1日平均排出量は1,117 g／人・日[従来の場合、958 g／人・日]となっています。

イ. 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの1人1日平均排出量は減少傾向にあり、過去10年間（平成18年度比）で4%減少しました。なお、平成22年度を底値として平成24年度まで一旦増加に転じましたが、その後はゆるやかに減少してきています。

平成27年度における家庭系ごみの1人1日平均排出量は577 g／人・日となっています。

ウ. 事業系ごみ排出量

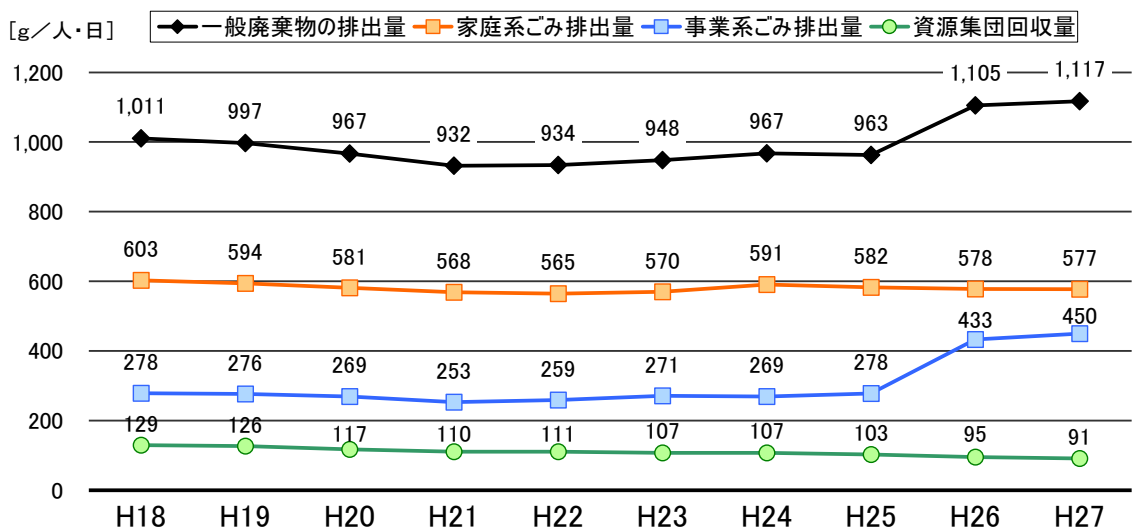
事業系ごみの1人1日平均排出量は微増傾向にあり、平成26年度から事業系資源ごみを新たに把握したことで、過去10年間（平成18年度比）で62%増加[従来の場合、5%増加]しました。なお、平成21年度を底値として、年々増加傾向してきています。

平成27年度における事業系ごみの1人1日平均排出量は450 g／人・日[従来の場合、291 g／人・日]となっています。

エ. 資源集団回収量

資源集団回収の1人1日平均回収量は、平成18年度以降、減少傾向が続いており、過去10年間（平成18年度比）で29%減少しました。

平成27年度における資源集団回収の1人1日平均回収量は91 g／人・日となっています。



注記) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

1人1日平均排出量は、年間排出量を「総人口×365日又は366日」で除した値。

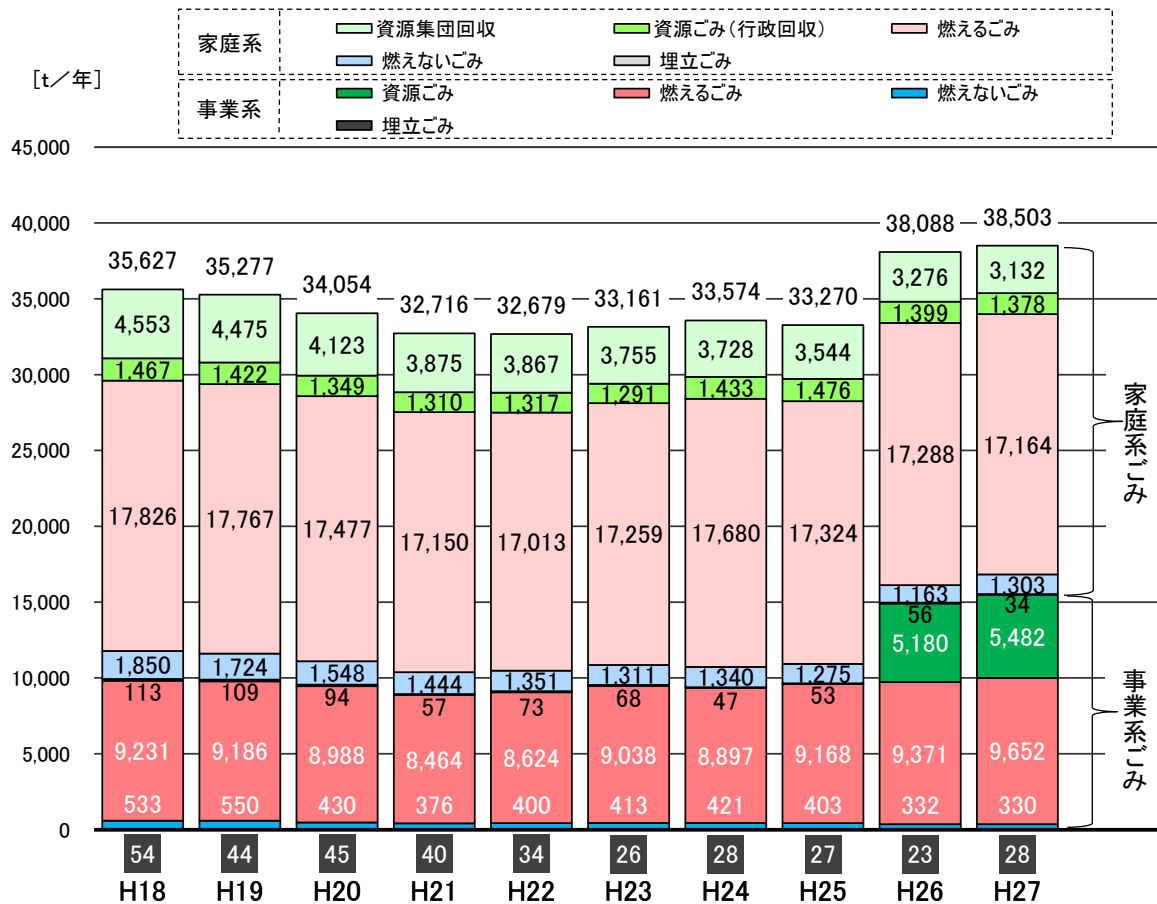
図3-1-2. 1人1日平均排出量の経年推移

③ ごみ・資源ごみの内訳

ごみ・資源ごみの内訳の経年推移を、図3-1-3（次頁）に示します。

過去10年間におけるごみ・資源ごみの構成割合の従来の場合における推移をみると、家庭系燃えるごみ・事業系燃えるごみは増加傾向にあります。一方で、資源集団回収・家庭系燃えないごみ・家庭系埋立ごみ・事業系燃えないごみは減少傾向にあります。また、家庭系資源ごみ（行政回収）・事業系埋立ごみは横ばい傾向にあります。

平成27年度におけるごみ・資源ごみの構成割合は、資源集団回収が8.1%、家庭系資源ごみ（行政回収）が3.6%、家庭系燃えるごみが44.6%、家庭系燃えないごみが3.4%、家庭系埋立ごみが0.1%、事業系資源ごみが14.2%、事業系燃えるごみが25.1%、事業系燃えないごみが0.9%、事業系埋立ごみが0.1%となっています。



ごみ・資源ごみの内訳【構成割合】

項目	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
家庭系ごみ	72.4%	72.3%	72.2%	72.9%	72.3%	71.4%	72.2%	71.2%	60.9%	59.8%
資源ごみ	16.9%	16.7%	16.1%	15.8%	15.9%	15.2%	15.4%	15.1%	12.3%	11.7%
資源集回収	12.8%	12.7%	12.1%	11.8%	11.8%	11.3%	11.1%	10.7%	8.6%	8.1%
資源ごみ(行政回収)	4.1%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	3.9%	4.3%	4.4%	3.7%	3.6%
燃えるごみ	50.0%	50.4%	51.3%	52.4%	52.1%	52.0%	52.7%	52.1%	45.4%	44.6%
燃えないごみ	5.2%	4.9%	4.5%	4.4%	4.1%	4.0%	4.0%	3.8%	3.1%	3.4%
埋立ごみ	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%
事業系ごみ	27.6%	27.7%	27.8%	27.1%	27.7%	28.6%	27.8%	28.8%	39.1%	40.2%
資源ごみ	—	—	—	—	—	—	—	—	13.6%	14.2%
燃えるごみ	25.9%	26.0%	26.4%	25.9%	26.4%	27.3%	26.5%	27.6%	24.6%	25.1%
燃えないごみ	1.5%	1.6%	1.3%	1.1%	1.2%	1.2%	1.3%	1.2%	0.9%	0.9%
埋立ごみ	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注記1) 表記の際に端数処理を行ったため、合計値が一致しない場合がある。

注記2) () 値は、従来の場合(事業系資源ごみ量含まない場合)の構成割合を示す。

図3-1-3. ごみ・資源ごみの内訳の経年推移(年間量)

(2) ごみ処理体制の状況

平成27年度現在におけるごみの流れを、図3-1-4（次頁）に示します。

本市では、一般家庭から排出されるごみの分別区分を、[1]燃えるごみ(①)、及び[2]燃えないごみ(②)、[3]資源ごみ（③その他紙製包装容器、④ペットボトル、⑤その他プラ製包装容器、⑥スチール缶、⑦アルミ缶、⑧無色透明ガラスびん、⑨茶色ガラスびん、⑩その他ガラスびん、⑪飲料用紙製容器、⑫段ボール、⑬古紙類（新聞紙・チラシ等）、⑭古紙類（雑誌）、⑮使用済み廃小型家電、⑯パソコン、⑰白色トレイ、⑱古布）の3種18分別と定めており、市民の理解と協力のもとでごみの分別排出を進めてきています。

また、この他に、埋立ごみや処理困難物（廃タイヤ、廃バッテリー、廃消火器）※¹、小動物の死体※²の受入も行っています。

一方で、事業活動に伴って排出される事業系ごみは、「廃棄物処理法」第3条の規定に基づき、事業者自らの責任において適正に処理するよう定めています。このため、行政所管の中間処理施設に事業系ごみを搬入する場合には、自己搬入(有料)または一般廃棄物収集運搬許可業者への処理委託による受け入れとしています。

なお、分別排出された資源ごみは、「ミライクル館」で選別処理するか、民間業者への処理委託で対応しています。

燃えるごみは、「クリーンピア射水」での焼却・熔融処理で対応しています。

燃えないごみは、民間中間処理施設への破碎・選別の処理委託で対応しています。

埋立物（直接ごみや処理残渣物）は、「野手埋立処分所」または民間埋立処分場で埋立処分しています。

※¹処理困難物（廃タイヤ、廃バッテリー、廃消火器）は、「ミライクル館」で保管後、民間業者委託による適正処理を行っている。なお、ごみ量には計上していない。

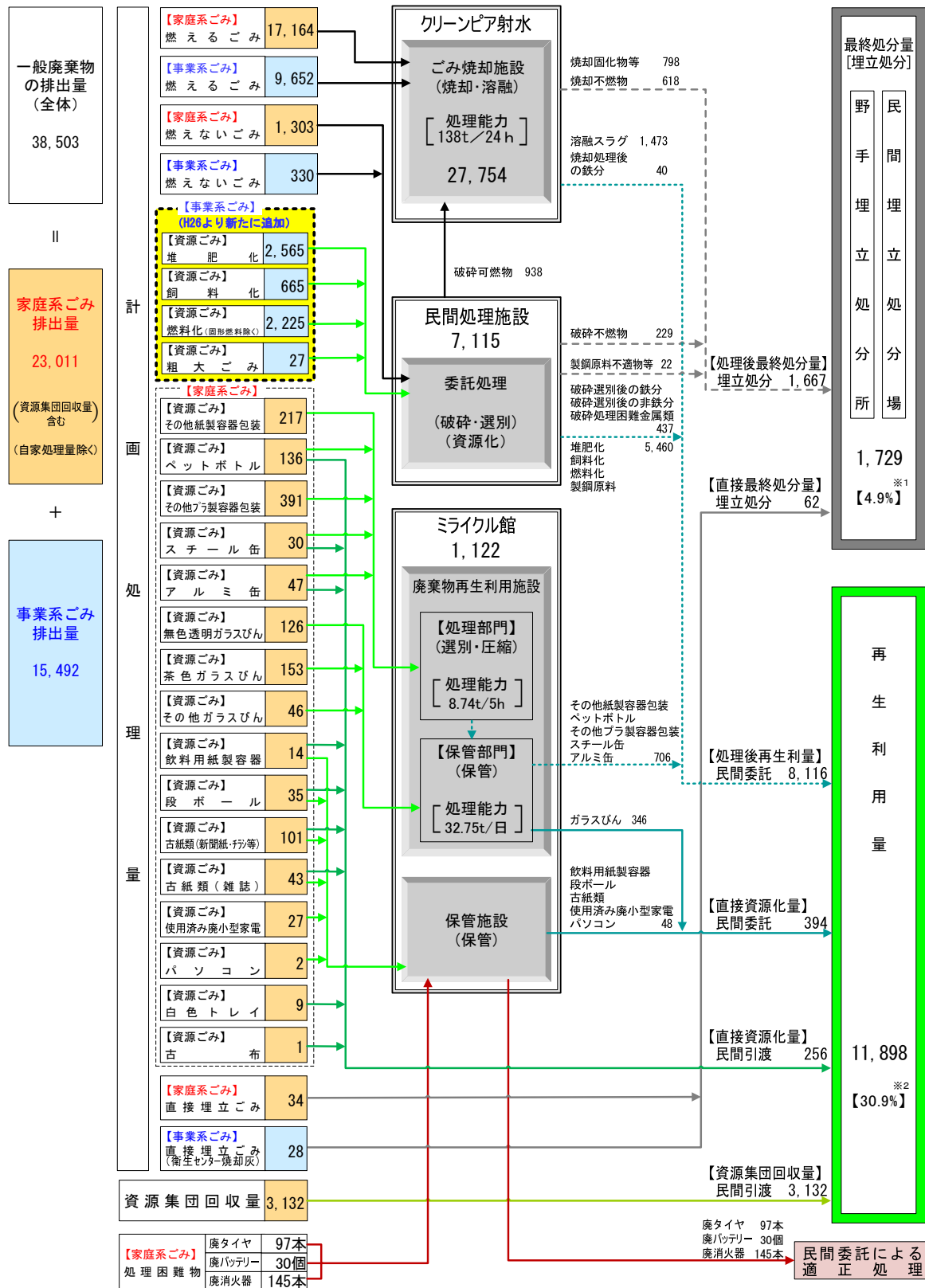
※²小動物の死体は、「クリーンピア射水」で処理している。なお、ごみ量には計上していない。

単位: (t/年)

発生・排出段階

中間処理段階

最終処分段階



※1 最終処分量=最終処分量/計画処理量
※2 再生利用率=再生利用量/一般廃棄物の排出量

図3-1-4. ごみの流れ (平成27年度)

注記 一般廃棄物の排出量=資源集団回収量+ごみ排出量 (家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量)



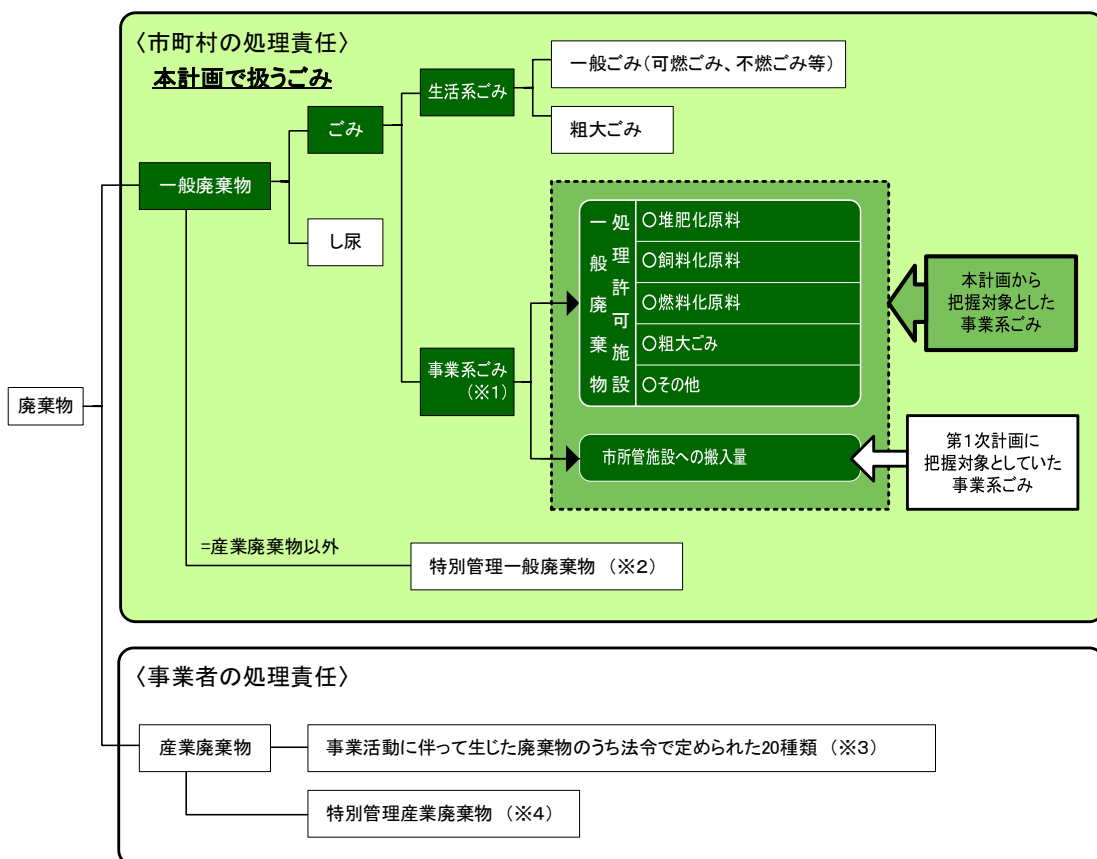
事業系ごみの取扱いについて

これまで本市の事業系ごみは、市所管の「クリーンピア射水」や「ミライクル館」、「野手埋立処分所」で処理・処分されているごみのみを扱ってきました。

しかしながら、近年、民間活力による資源化が進められてきており、これまでは資源化が困難で焼却処理や埋立処分をせざるを得なかったものが、資源物として再生利用できるようになっています。そこで、本市としては、資源化を実施する事業所を積極的に奨励していくことから、事業所における資源化の状況を量的に把握することで、これまで焼却処理や埋立処分してきたごみの削減をより一層推進していくこととしています。

そのため、本計画からは、民間から民間へ流れている資源化量を事業系資源ごみ量として、事業系ごみに反映することとします。（なお、ごみ量としてカウントするのは、把握し始めた平成26年度以降とします。）

また、ごみの分類について整理したものを、以下に示します。



※1: 事業系古紙(有価物)は除く

※2: 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※3: 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣(さ)、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの

※4: 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの
廃棄物の区分は、「平成28年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」を元に整理したものである。

(3) ごみの減量化・資源化の状況

表3-1-1. ごみの減量化・資源化の状況〔平成28年度〕

(1/3)

項 目	取 り 組 み 内 容
周知・普及啓発、 指 導 活 動	【家庭系】 (1) ごみの減量化・資源化教育の推進 ①環境学習、環境教育の推進 ○小中学生を対象とした副読本「わたしたちの射水」、「ふるさと射水」の配布 ○小学生用「ごみ減量啓発リーフレット」の作成 ○小学校4年生(10歳)を対象とした「いみず環境チャレンジ10」を射水市全ての小学校で実施 ○環境学習の拠点としたミライクル館(プラザ棟)の活用 ○市民環境講座や出前講座等による市民説明会の開催 ②ごみ処理関連施設見学会の開催 ○年間を通して、個人や団体を問わず受け入れている。[随時] ○毎年小学校4年生がごみ処理とリサイクルの見学に来ており、ビデオや施設説明で啓発教育している。[随時] ③ミライクル館等で開設している「おもちゃの病院」(NPO法人)の開催に向けた支援 (2) P R ・ 啓 発 活 動 の 推 進 ①パンフレットや広報、ホームページ等を利用した意識啓発、情報発信 ○市の広報に環境課のコーナーがあり、環境問題を取り上げ啓発している。 ○市の主催する出前講座メニュー等で啓発、情報発信している。 ②講習会・講演会・シンポジウム、啓発イベント等の開催 ○市が主管し、住民が参加する「いみず環境とくらしフェア」でごみ減量、再利用の周知・啓発等を行っている。[年1回] ・フリーマーケット ・エコ商品の紹介・展示 ・地産地消販売 ・手作りマイバッグコンテスト ・再生品活用 ・標語やポスター展示及び講演会等 ○市民全員参加による「射水市一斉クリーン大作戦」等、きれいなまちづくりの日の指定による、よりよい環境づくりの推進 ③普及啓発冊子の充実や効果的な情報媒体の活用 ④標語やポスターの募集 ⑤表彰制度の推進(ごみ減量化実践者や資源集団回収活性地域、アダプト・プログラム※活動優良者等) ※市民や民間業者が、特定の公共財(道路・公園・河川など)の美化活動を定期的に行うことを、行政と契約する制度のこと。 (3) 市民に対する再生品使用の P R 【事業系】 (1) ごみの分別、減量、資源化の推進 事業系ごみを多量に排出すると想定される事業所に対して「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の指導 (2) ごみ搬入管理の強化 (3) 事業者に対する再生品使用の P R (4) 市内の商店や量販店に対する再生原料を用いた商品等販売への協力要請 (5) 小売店等の店頭回収の促進

(2/3)

項 目	取 り 組 み 内 容
経 済 的 インセンティブ を与える手段	(1)家庭系燃えるごみの有料化制度の継続と見直し (2)事業所ごみ（直接搬入ごみ）の処理手数料の公平で適正な徴収の検討
資 源 ご み 拠 点 回 収 事 業	(1)概 要：資源ごみを排出しやすい環境づくりとして、収集日以外にも資源ごみの受け入れを実施している。 (2)開設場所：市内4箇所 ①クリーンピア射水（射水市西高木1150） ②ミライクル館（射水市西高木1150） ③大島地区ストックヤード（坂吉(株)射水市新開発457） (3)開設日時：①②は、受入日は毎日（年末年始除く）、受入時間帯は8:30～15:30 ③受入日は毎週土曜（12/31、2/11除く）、受入時間帯は8:00～15:00 (4)対象品目：①パソコンのみ【1品目】 ②金属缶（スチール、アルミ）、ガラスびん（無色透明、茶、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他プラ製容器包装、古紙類（新聞紙、雑誌）、使用済み廃小型家電、パソコン、使用済み年賀状【13品目】 ③金属缶（スチール、アルミ）、ガラスびん（無色透明、茶、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、古紙類（新聞紙、雑誌）、古布【11品目】 (5)平成27年度持ち込み実績：315 t
交付金制度による 経 済 的 な 支 援	【家庭系】 (1)資源再利用推進報奨金交付制度による資源集団回収の実施 ①回収品目：飲料用紙製容器（牛乳等のパック）、段ボール、アルミ缶、古紙類（新聞紙、雑誌）古布（繊維類）[※団体によって回収品目が違う] ②報奨対象団体：自治会、婦人会、児童クラブ、PTA等営利を目的としない市内の公共的団体等 ②報奨金額：3円/kg ③平成27年度回収実績：3,088 t※（報償金額 9,265,680 円[実施団体分]） ※実際に報償金が支払われた量（全回収量ではないため、他頁の実績値とは一致しない。） (2)一般廃棄物ステーション設置費補助金交付制度の実施 （補助対象施設及び設置場所は、掲げられている要件を備えている必要あり。） ①補助率：1/2 ②補助限度額：【大型集積場】100,000円 【ごみ集積ボックス】35,000円 【防鳥ネット】 5,000円 【施設補修】 15,000円 ③平成27年度補助実績：85件（補助金額 1,579,204円） 【家庭系・事業系】 (1)ごみ自家処理機材購入費補助金交付制度の実施 ①補助金の交付：一般家庭等で発生するごみを自ら処理することを目的として自家処理機材を購入した者に対し、その購入に要した経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。 ②補助対象者：本市に居住する個人及び本市に所在がある事業所又は営業所（詳細な要件は省略）

(3/3)

項 目	取 り 組 み 内 容
交付金制度による 経済的な支援 (つづき)	③補助基数及び補助額： 【家庭用】電気式生ごみ処理機〔1世帯につき1基〕 ⇒購入に要した経費×1/3（上限：15,000円） 【事業所用】事業系食品廃棄物処理機〔1事業所につき1基〕 ⇒購入に要した経費×3/10（上限：300,000円） ④平成27年度補助実績：【家庭用】 5件（補助金額 81,500円） (2)射水市廃棄防止不法投棄防止に関する制度の実施 ①目的：廃棄物の不法投棄を未然に防止することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ること。 ②対策：○廃棄物不法投棄監視員制度の設置 ○防止のための立看板の設置 ○定期的な巡視 ○広報誌等を用いた市民への協力要請（不法投棄の通報等） ○県の調査要請に対する対応等 ③監視員：市の環境美化に理解があり、奉仕的精神を有し、かつ、行動力のある者の中から、関係自治会の推薦に基づき、市長が25人以内で委嘱する。 ④監視員の任期：2年 ④監視員に対する報奨：予算の範囲内で報償費を支払う。 ⑤平成27年度件数：不法投棄件数 10件、 廃棄物不法投棄監視員による巡視回数 2回/週・25人
ディスポーザー 排水システム 取扱事業の啓発等	ディスポーザー排水処理システム*の適切な使用及び維持管理の確保のための啓発・申請制度の導入。 *生ごみを粉碎し、これを排水処理設備で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器。
廃棄物減量等 推進審議会等 の運営	(1)廃棄物減量等推進審議会の開催 ①組織：市民、事業者、見識を有する者、関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。 ②任期：2年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。） (2)射水市環境衛生協議会との連携と活動の支援
環境保全 に係る条例等 の運用等	(1)射水市空き缶等のポイ捨て防止に関する条例の運用により、快適な生活環境を確保し、清潔で美しい町づくりに寄与していく。 (2)射水市アダプト・プログラム（里親制度）実施要綱の実施により、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民等と市が一体となった地域活動を推進していく。

(4) 収集・運搬の状況

① 分別収集の概要

本市では、燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみの分別収集を実施しています。

資源ごみに係る本市の取組については、以下に示したとおりです。

- ・平成元年度：資源再利用推進活動に関する要綱の制定（対象：古紙、ぼろ布、空き缶、ビン類、くず鉄類）
- ・平成3年度：資源回収団体活動に対する補助制度の実施
- ・平成5年度：金属缶とガラスびん(一部で生きびん)のモデル地区での分別収集の実施
- ・平成7年度：プラスチック類（もしくは廃棄プラスチック類）の分別収集の実施
- ・平成9年度：容器包装リサイクル法の本格施行に伴った、段ボール、飲料用紙製容器、雑誌、新聞紙、古布の分別収集の実施
- ・平成10年度：ペットボトルの拠点回収の実施
- ・平成11年度：ペットボトルの分別収集の実施
- ・平成14年度：平成12年度の容器包装リサイクル法の完全施行に伴った、その他紙製容器包装のモデル地区での分別収集の実施
- ・平成15年度：その他プラスチック製容器包装の分別収集の実施（全市での容器包装リサイクル法に基づく分別収集の実施に至る。）
- ・平成22年度：使用済み廃小型家電の拠点回収（ミライクル館）の実施
- ・平成27年度：パソコンの拠点回収（クリーンピア射水、ミライクル館）の実施

なお、平成7年4月から指定ごみ袋制度を開始（平成4年度には指定袋のモデル事業を30週間実施済み）しており、平成15年4月からは有料化を実施しています。

② 収集・運搬システムの概要

収集・運搬システムの概要を表3-1-2（次頁）に示します。

本市では、前述したとおり、資源化事業に伴った分別収集を順次実施してきており、平成27年度現在では3種18分別を基本とした収集を実施しています。

また、多様化している市民のライフスタイルに対応すべく、ごみの分別排出の休日対応も検討し、ステーション方式以外の収集方式（拠点回収）を新たに設ける等して、ごみを排出しやすい環境づくりに努めてきています。

表3-1-2. 収集・運搬システムの概要〔平成28年4月時点〕

(1/2)

項 目			収 集 方 法						資源集団回収	処理・処分方法
			ステーション方式			拠点回収				
			収集 主体	収集 回数	収集 (箇所)	市 所 管 施 設	大 島 地 区	ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト		
燃 え る ご み※2			委託	週 2 回	2,026	—	—	—	—	・クリーンピュア射水で焼却処理 ⇒有価物は民間施設へ処理委託(資源化) ⇒埋立物は野手埋立処分所で埋立処分
燃 え ない ご み※2 (金属類、粗大ごみ、ガラス・陶器等)			委託	月 2 回	1,268	—	—	—	—	・民間施設で破砕・選別処理 ⇒有価物は民間施設へ処理委託(資源化) ⇒埋立物は野手埋立処分所で埋立処分 ⇒可燃物はクリーンピュア射水にて焼却処理
資 源 ご み	容器 包装 廃 棄 物	ガラスびん (無色透明、茶、その他)	委託	月 1 回	889	○	○	—	—	・リサイクル館で保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化)
		金 属 缶 (スチール缶、アルミ缶)	委託	月 1 回	889	○	○	—	○ (アルミ缶)	
		そ の 他 紙 製 容 器 包 装	委託	月 2 回	889	—	○	—	—	・リサイクル館で選別・圧縮・保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化)
		ペ ッ ト ボ ト ル	委託	月 1 回	889	○	○	※4 ○	—	・一部、直接民間施設へ引き渡し(資源化)
		そ の 他 プ ラ 製 容 器 包 装	委託	月 1 回	889	○	—	—	—	
		飲料用紙製容器 (紙パック)	—	—	—	○	○	※4 ○	○	・一部リサイクル館で保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化)
		段 ボ ー ル	—	—	—	○	○	—	○	・一部、直接民間施設へ引き渡し(資源化)
		白 色 ト レ イ	—	—	—	—	—	※4 ○	—	・直接民間施設へ引き渡し(資源化)
	古 紙 類 古 布 使 用 済 み 廃 小 型 家 電 パ ソ コ ン※3 使 用 済 み 年 賀 状	古 紙 類 (新聞紙、雑誌)	—	—	—	○	○	—	○	・一部リサイクル館で保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化) ・一部、直接民間施設へ引き渡し(資源化)
		古 布	—	—	—	—	○	—	○	・直接民間施設へ引き渡し(資源化)
		使 用 済 み 廃 小 型 家 電	—	—	—	○	—	—	—	・リサイクル館で保管 ⇒民間施設へ処理委託(資源化)
		パ ソ コ ン※3	—	—	—	○	—	—	—	
使 用 済 み 年 賀 状		—	—	—	○	—	—	—	・直接民間施設へ処理委託(資源化)	

※1 収集主体である資源回収団体が「資源集団スケジュール(収集場所、回収日等必要事項が記載してある)」に基づいて行う。回収品目は、射水市指定業者(射水リサイクル協会会員[回収業者])へ引取(資源化)を依頼する。

※2 直接持ち込み(有料)は可能

※3 原則はメーカー回収を利用すること(有料)

※4 回収は随時受け付けている。

(2/2)

項 目		収集・運搬システム	処理・処分方法
埋立ごみ		直接持込[有料]	・野手埋立処分所で埋立処分
犬、猫等の小動物の死体		直接持込[有料]	・クリーンア射水で焼却処理 ⇒埋立物は野手埋立処分所で埋立処分
処 理 困 難 物	廃タイヤ 廃バッテリー	直接持込[有料]	・ミライ館で保管後、 ⇒民間施設へ処理委託(適正処理)
	廃消火器	直接持込[有料]	
		指定引取場所、特定窓口へ相談[有料]	・直接民間施設へ引き渡し(資源化)
	上記以外	業者依頼、ミライ館へ相談	・ミライ館で保管後、 ⇒民間施設へ処理委託(適正処理)
家電リサイクル対象品		指定引取場所へ直接持込、購入店へ相談[有料]	・直接民間施設へ引き渡し(資源化)

(5) 処理・処分の状況

① 行政施設

本市の所管処理・処分施設は、「クリーンピア射水(ごみ焼却施設)」と「ミライクル館(廃棄物再生利用施設、保管施設)」、「ストックヤード」、「野手埋立処分所(最終処分場)」である。

クリーンピア射水(ごみ焼却施設)の概要を表3-1-3に、ミライクル館(廃棄物再生利用施設、保管施設)の概要を表3-1-4(次頁)に、ストックヤードの概要を表3-1-5(次頁)に、野手埋立処分所の概要を表3-1-6(P.34)に示す。

表3-1-3. クリーンピア射水(ごみ焼却施設)

項 目	内 容		
施 設 名	クリーンピア射水		
施 設 所 管	射水市		
処理対象市町村名	射水市		
処 理 する 廃 棄 物	燃えるごみ		
処 理 能 力	138 t / 24 h		
所 在 地	富山県射水市西高木1150番地		
竣 工 年 月	平成15年3月		
敷 地 面 積	32,945m ²		
建 物 面 積	4,755m ²		
施 設 の 概 要	処 理 型 式	神戸製鋼所式 流動床式焼却炉 全連続燃焼方式	
	基 数	138 t / 日 (46 t / 24 h × 3 炉)	
	通 風 設 備	平衡通風	
	煙 突	高さ : 59.5m、頂上口径 : 0.7m × 3 本	
	排ガス処理設備	ろ過式集じん器 (乾式バグフィルター)	
	トラックスケールの秤量	30 t × 2 基	
	ごみピットの容量	2,851m ³	
	灰ピットの容量	スラグバンカ 19m ³	
	助 燃 装 置	ロータリーバーナー 3 基 (灯油)	
	排水処理設備	凝集沈殿	
	余熱利用設備	給湯、冷暖房、発電	
	附 帯 設 備	発電設備 : 1,470 kW	
		プラズマ灰溶融施設 : 12 t / 日 (12 t / 日 × 1 炉)	

表3-1-4. ミライクル館(廃棄物再生利用施設、保管施設)

項 目	内 容		
施 設 名	ミライクル館(処理棟)		
施 設 所 管	射水市		
処理対象市町村名	射水市		
所 在 地	富山県射水市西高木1150番地		
竣 工 年 月	平成15年3月		
敷 地 面 積	4,377m ²		
建 物 面 積	1,324m ²		
施 設 の 概 要	処理部門	処理する廃棄物	金属缶（スチール缶、アルミ缶）、ペットボトル、その他プラ製容器包装、その他紙製容器包装
		処理能力	8.74 t / 5 h 金属缶 : 2.22t / 5 h ペットボトル : 0.33t / 5 h その他プラ製容器包装、その他紙製容器包装 : 6.19t / 5 h
		主要機器	圧縮機(3基)、破砕機(1基)、電磁選別機(2基)
	保管部門	保管する廃棄物	・圧縮成形品〔上記5品目〕 ・飲料用紙製容器、段ボール、ガラスびん、(無色透明・茶・その他)、古紙、古布
		保管能力	32.75 t / 日
	プラザ棟 多目的研修室、情報学習コーナー、多目的オープンスペース		
施 設 の 概 要	保管する廃棄物	ガラスびん、使用済み廃小型家電、溶融スラグ、廃タイヤ、廃バッテリー、廃消火器等	

表3-1-5. スtockヤード

種 別	品 目	保管施設の寸法 [高さ×奥行き×幅] (m)	保管可能容積 (m ³)	設置年月※ ¹
ガラスびん ストックヤード	無色透明色ガラスびん 茶色ガラスびん その他色ガラスびん	2.85×6.0×7.0	搬入業者の 保管コンテナ	平成6年4月
使用済み廃小型家電 ストックヤード	使用済み廃小型家電	7.5×14.5×13.0	1,414	平成22年10月
溶融スラグ ストックヤード	溶融スラグ	7.2×15.5×33.6	3,750	平成24年4月
処理困難物 ストックヤード	廃タイヤ	2.7×7.0×7.3	138	平成13年5月移設 (平成6年4月)
	廃バッテリー			平成13年5月移設 (平成6年4月)
	廃消火器			平成13年5月移設 (平成6年4月)
	その他	1.2×6.0×9.7	70	平成7年10月 (昭和56年3月)
燃えないごみ ストックヤード	燃えないごみ	1.2×6.0×9.7	70	平成27年4月 (昭和56年3月)
粗大ごみ ストックヤード	粗大ごみ (ソファ、ベッド等)	廃止施設建物※ ² を 利用	—	平成27年4月

※¹設置年月の欄の()は保管場所(野ざらし保管を含む)を設置した年月。なお、「移設」はクリーンピア射水建設に伴い、保管スペースを移動させたことを示す。

※²平成27年度に供用停止したミライクル館の粗大不燃物処理施設を指す。

表3-1-6. 野手埋立処分所(最終処分場)

項 目	内 容		
施 設 名	野手埋立処分場		
施 設 所 管	射水市		
処理対象市町村名	射水市		
処 理 す る 廃 棄 物	不燃物、焼却固化物		
所 在 地	富山県射水市入会地字東笹鎌野90番地		
竣 工 年 月	昭和57年3月		
施 設 の 概 要	総 面 積	71,000m ²	
	埋立面積・容積	面積：22,900m ² 、容積：280,000m ³	
	残 余 容 量	67,053m ³ （平成26年3月末現在）	
	埋立 開 始	昭和57年3月	
	期間 終 了	平成40年3月（見込み）	
	埋 立 方 式	セル埋立工法による準好気性埋立	
	トラックスケールの有無	有	
	埋立処分地の施設内容	コンクリート堰堤(控え壁式擁壁)高さ：12.5m、長さ：45.5m 鉛直遮水工：549m 表面遮水シート：4,980m ² 浸出水調整槽：4,000m ³	
	浸出水処理施設の内容	処 理 能 力	100m ³ ／日
		汚 水 処 理 方 式	浸出水調整槽⇒凝集沈殿処理⇒逆浸透(RO)膜処理⇒中和・消毒処理⇒放流
		汚 泥 処 理 方 式	濃縮処理⇒乾燥固化処理
		設 計 条 件 及 び 運 転 デ ー タ	原水の想定水質
			処理水
		処分所の汚水	
		鎌谷川へ放流する排水	
	放 流 水 質	BOD	50mg／L
		COD	100mg／L
		SS	150mg／L
		T-N	100mg／L
		Ca	1000mg／L
		有機物類	1pg-TEQ/L以下
		大腸菌群数	3000個/cm ³ 以下

② 一般廃棄物収集運搬業許可及び処分業許可業者

ア. 家庭系

表3-1-7. 家庭系ごみ収集運搬業務委託業者名〔平成28年4月時点〕

地区区分	ごみの種類	委託業者名
新 湊 地 区	燃 え る ご み	株式会社 荒木運輸
		株式会社 アースクリーン21
	燃えないごみ	北陸ポートサービス 株式会社
	資 源 ご み	株式会社 アースクリーン21
小 杉 地 区 大 門 地 区 大 島 地 区 下 地 区	燃 え る ご み	新高清图掃 株式会社
	燃えないごみ	
	資 源 ご み	

注記1) 長期継続契約(平成27年4月から3か年)

注記2) 現行の体制を、当面の間継続する。

イ. 事業系

表3-1-8. 一般廃棄物収集運搬業許可業者(35社)〔平成28年4月時点〕

業 者 名	業 者 名
株式会社 アイザック・トランスポート	株式会社 アイカワ
株式会社 アースクリーン21	株式会社 アース・コーポレーション
株式会社 アルト	株式会社 荒木運輸
株式会社 石橋	射水運輸 株式会社
有限会社 大浜商店	金原開発 株式会社
木村産業 株式会社	クレハ運送 株式会社
クリーン産業 株式会社	株式会社 小西商事
有限会社 肥田建設	坂吉 株式会社
株式会社 シマキュウ	新高清图掃 株式会社
株式会社 高岡市衛生公社	有限会社 高岡クリーン環境
株式会社 タカセキ富山	株式会社 富山環境整備
日本海ミール 株式会社	ハリタ金属 株式会社
原田 敬良	株式会社 ヒヨシ
株式会社 分家商店	北陸ポートサービス 株式会社
有限会社 ホープ研	株式会社 北源
株式会社 森田商店	有限会社 盛田造園
三友商事 有限会社	有限会社 山住商店
株式会社 ヨシダ	

表3-1-9. 一般廃棄物処分業許可業者（8社）〔平成28年4月時点〕

業 者 名	処理している一般廃棄物の種類
株式会社 アースクリーン21	食料残渣
クレハ運送 株式会社	木くず
株式会社 小西商事	〃
株式会社 分家商店	その他プラスチック製容器包装 紙くず（容器包装リサイクル法に係るものを含む。）
ハリタ金属 株式会社	粗大ごみ・資源ごみ小型家電製品等
北陸ポートサービス 株式会社	再資源化できる木質系廃棄物及び焼却灰
株式会社 ヨシダ	木くず

(6) ごみ処理費用の状況

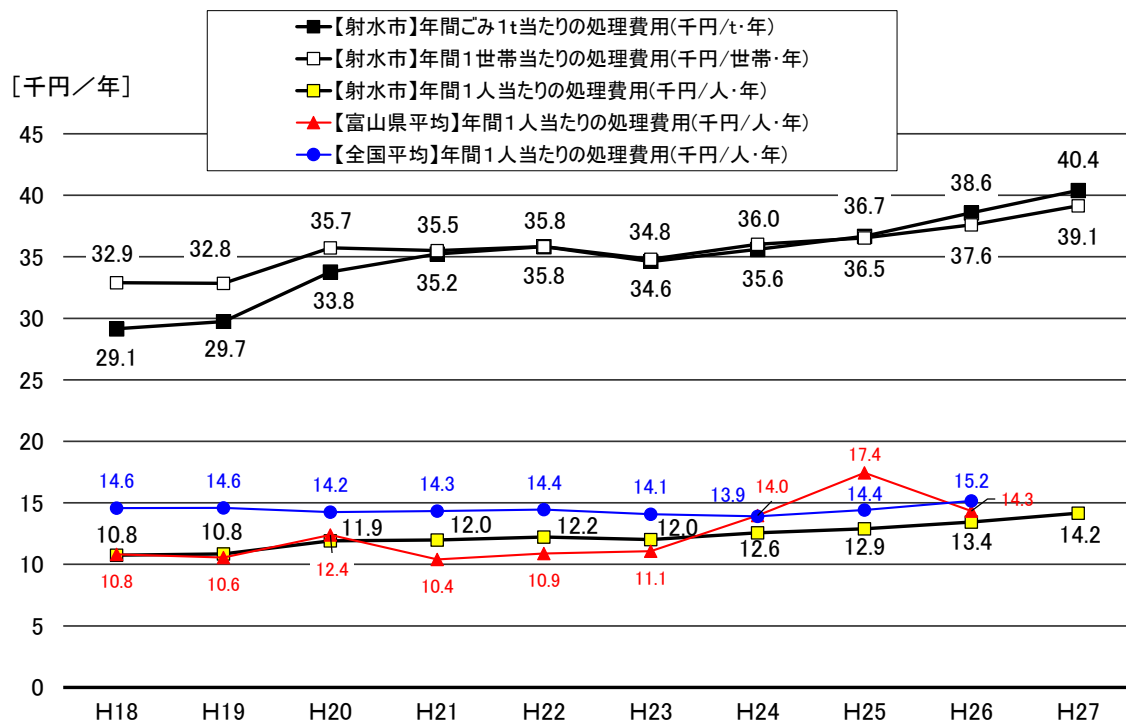
本市におけるごみ処理費用の経年推移を図3-1-5に、項目別の年間ごみ処理費用の経年推移を表3-1-10に示します。

平成27年度における年間ごみ1 t当たりの処理費用※は約40,400円／t・年、年間1人当たりの処理費用は約14,200円／人・年、年間1世帯当たりの処理費用は約39,100円／世帯・年となっています。

施設運営に係る過去10年間（平成18年から平成27年度）における経緯は以下のとおりです。

- ・平成20年度：クリーンピア射水運転業務等の長期包括運営業務委託の開始[中間処理費]
- ・平成26年度：野手埋立処分所運転業務等の長期包括運営業務委託の開始[最終処分費]
- ・平成27年度：燃えないごみの民間中間処理施設への処理委託の開始[中間処理費]

処理費用の増加は、このような施設の運営体制の変更によるものです。



注記1) 富山県平均及び全国平均の費用には、組合分担金を含んでいない（組合分担金とは、一部事務組合を構成する市町村の一部事務組合に対する負担金であり、一部事務組合の処理事業経費に充てられるため）。

図3-1-5. ごみ処理費用の経年推移

表3-1-10. 年間ごみ処理費用の経年推移（項目別）【射水市】

単位: 円/t・年

項目	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
[1] 収集経費	6,445	6,441	7,290	7,021	7,097	7,043	7,361	7,605	8,047	9,025
[2] 中間処理費	20,019	20,888	24,428	26,249	26,523	25,777	25,892	26,368	27,436	28,407
[3] 最終処分費	1,180	995	985	880	1,148	1,139	1,684	1,956	2,462	2,476
[4] その他ごみ関係経費	1,504	1,406	1,070	1,082	1,061	655	670	739	628	488
計	29,148	29,729	33,773	35,233	35,829	34,613	35,607	36,668	38,572	40,395

※平成26、27年度においては、年間ごみ1 t当たりの処理費用の算出に用いた年間ごみ量から事業系資源ごみ量を差し引いている。

注記2) 平成25年度から平成26年度の増加分には、消費税の変更（5%から8%への増加）分も含む。

(7) 循環型社会形成に向けての進捗状況

平成26年度以降は、事業系資源ごみを新たに把握したことで、ごみ量は増加となっています。しかしながら、この節では、第1次後期計画の目標値と比較して進捗状況を把握するため、従来の場合（事業系資源ごみを含まない場合）のごみ量で進捗状況を整理します。

① ごみ排出量

ごみ排出量の経年推移を図3-1-6（次頁）に、1人1日あたりのごみ排出量の経年推移を図3-1-7（次頁）に示します。

過去10年間※で、年間ごみ排出量を7%削減することができました。また、1人1日排出量の内訳をみると5%のごみを削減することができ、特に家庭系ごみは9%も削減されており、減量化が進んでいます。一方、事業系ごみは、平成22年度以降増加しており、ごみ排出量全体の削減の推進を妨げています。この増加の要因には、コンビニや商業施設の増加が考えられます。

なお、第1次後期計画の目標値（平成28年度）と実績最終把握年度である平成27年度の実績値を比較すると、年間ごみ排出量及び1人1日排出量とも、目標値に対してごみの減量化量が不足している状況です。

また、本市の1人1日排出量は、富山県平均と比較すると下回っているものの、全国平均と比較すると高値で推移していることから、今後一層ごみの減量化に努める必要があります。

※平成18年度から平成27年度までの10年間

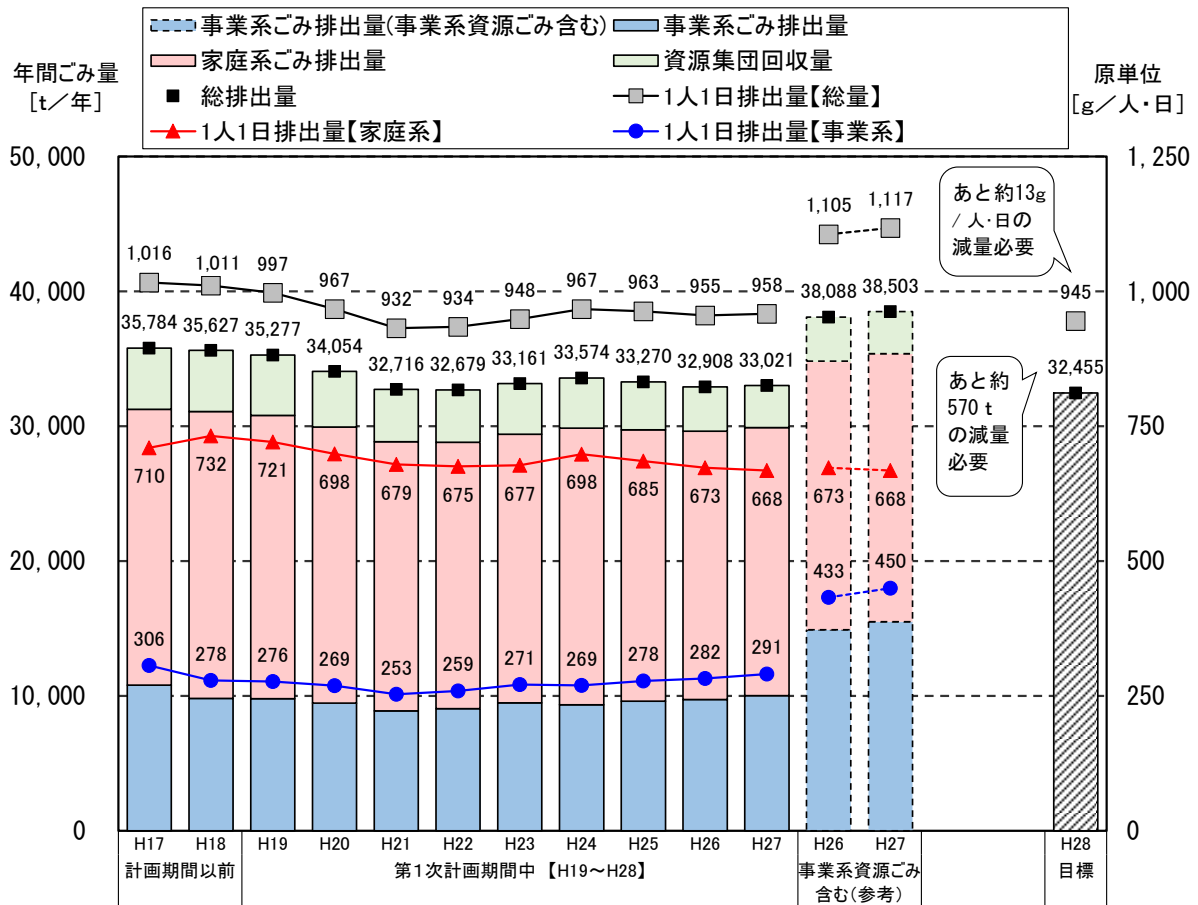


図3-1-6. ごみ排出量の経年推移

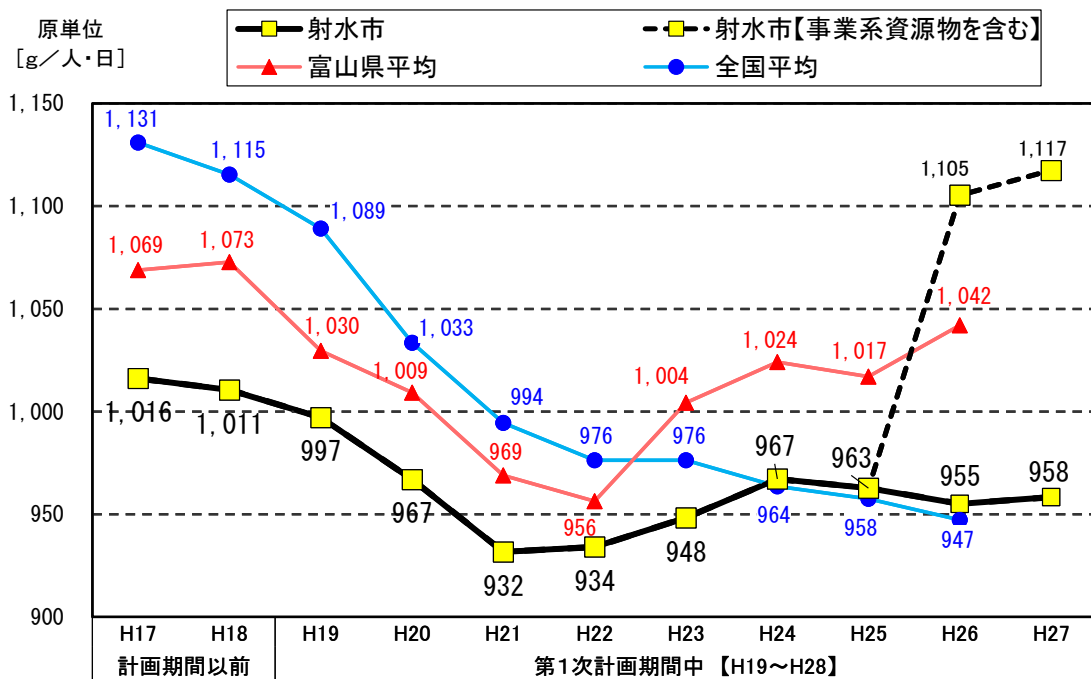


図3-1-7. 1人1日あたりのごみ排出量の経年推移 (全国、富山県、射水市)

注記1) 平成17年度は第1次計画策定前の実績最終把握年度、平成18年度は第1次計画を策定している期間である。
 注記2) 第1次計画の計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間である。
 注記3) 平成28年度の目標値は、平成19年度に策定した第1次計画の後期計画（平成24年6月一部改訂）で定めた目標値である。
 注記4) 平成28年度の各目標値は、注記3)に掲げた目標値から算出した値である。

② 再生利用率

再生利用量の経年推移を図3-1-8（次頁）に、再生利用率の経年推移を図3-1-9（次頁）に示します。

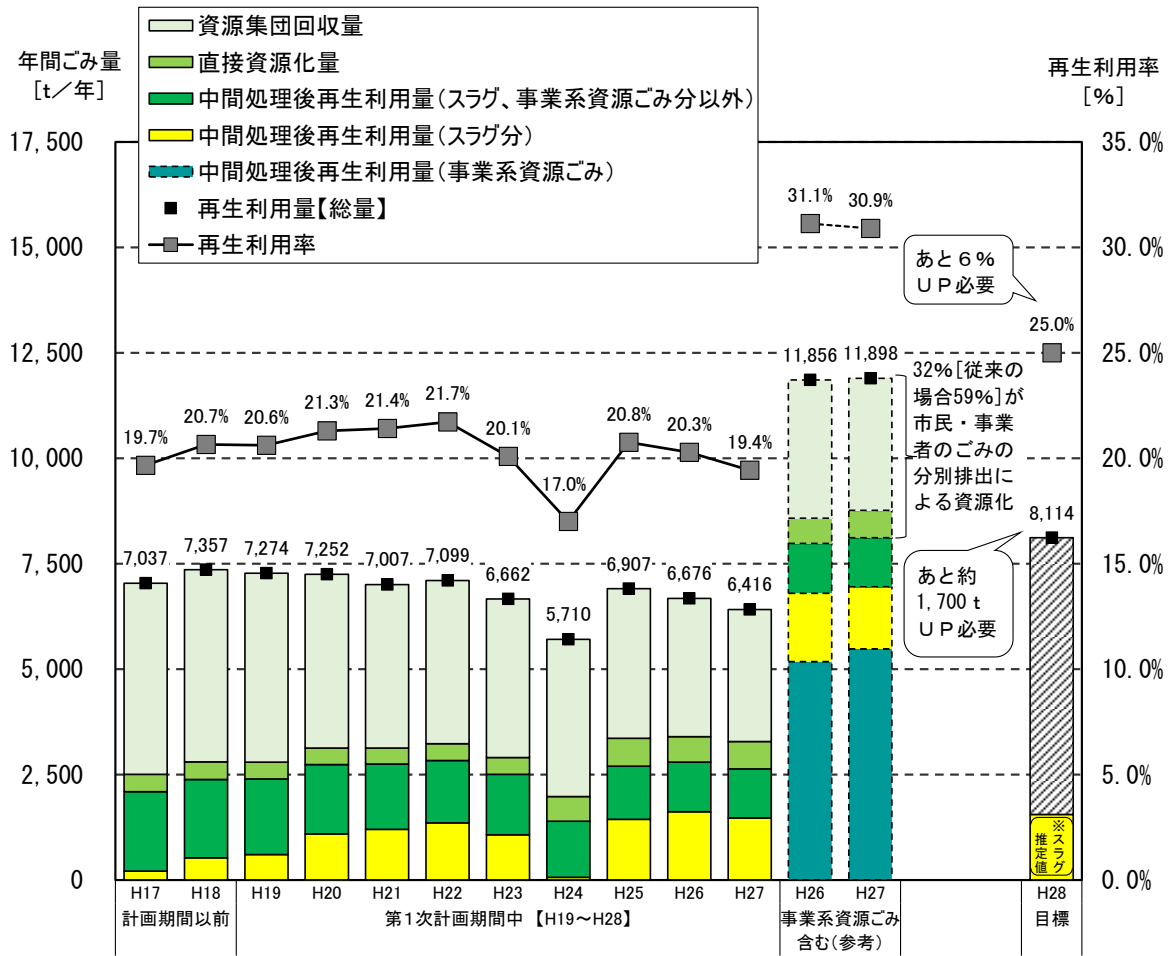
過去10年間※で再生利用率は、平成24年度に一旦17.0%となりましたが、ほぼ20%前後の横ばい傾向となっています。

そこで、本計画を策定するにあたり、新たに事業系資源ごみを把握したところ、再生利用率が平成26年度には31.1%[従来の場合は20.3%]、平成27年度には30.9%[従来の場合は19.4%]まで上昇しました。

なお、従来の場合と比較した際に、平成28年度目標値を達成しないと見込まれる要因としては、資源集団回収量と容器包装廃棄物回収量の減少が考えられます。

さらに、事業系資源ごみを把握した場合の再生利用率を、富山県平均や全国平均と比較すると、高水準で推移している状況にあります。

※平成18年度から平成27年度までの10年間



※スラグ推定値：平成22年度の再生利用量全体に占めるスラグ割合を用いて推定した。

図3-1-8. 再生利用量の経年推移

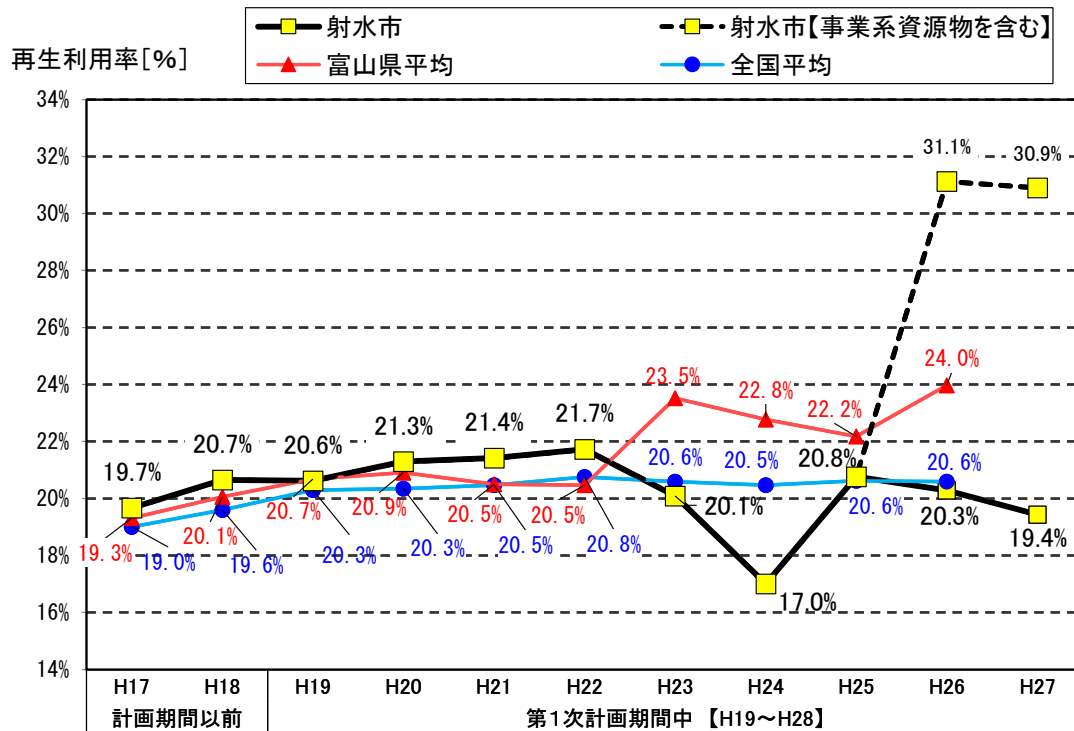


図3-1-9. 再生利用率の経年推移 (全国、富山県、射水市)

③ 最終処分量

最終処分量の経年推移を図3-1-10（次頁）に、1人1日あたりの最終処分量の経年推移を図3-1-11（次頁）に示します。

過去10年間※で、年間最終処分量は56%の削減ができ、第1次後期計画の目標値（平成28年度）と実績最終把握年度である平成27年度の実績値を比較すると、年間最終処分量は目標値を達成している状況です。また、最終処分率は、平成24年度に一旦増加しましたが、平成27年度には4.9%となっており、減少してきています。

さらに、富山県平均や全国平均と比較すると、本市の1人1日最終処分量は低く、最終処分量の削減が進んでいる状況にあります。

※平成18年度から平成27年度までの10年間

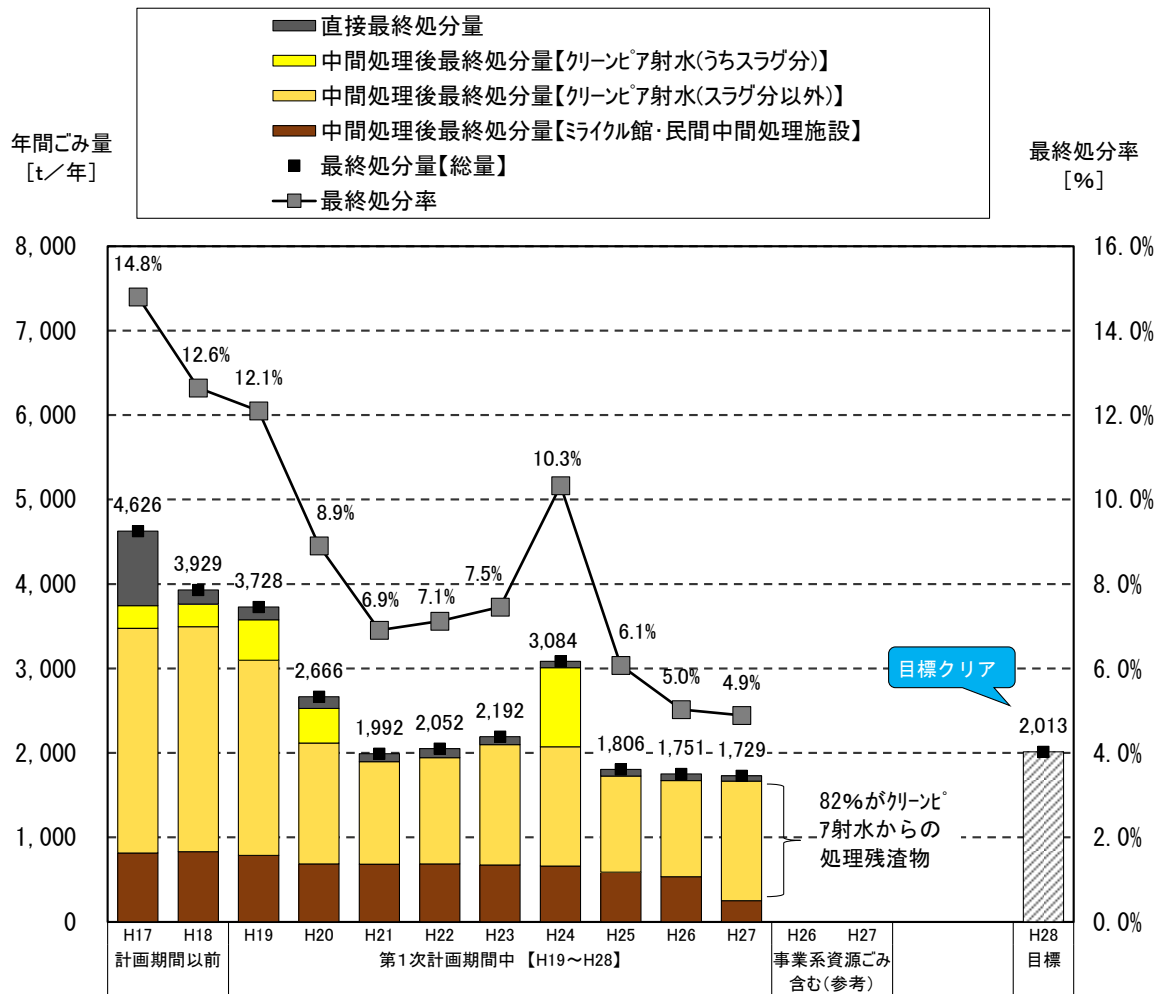


図3-1-10. 最終処分量の経年推移

注記) (参考) として、表記していた事業系資源ごみを含む量については、最終処分量には関連がないため空欄としている。

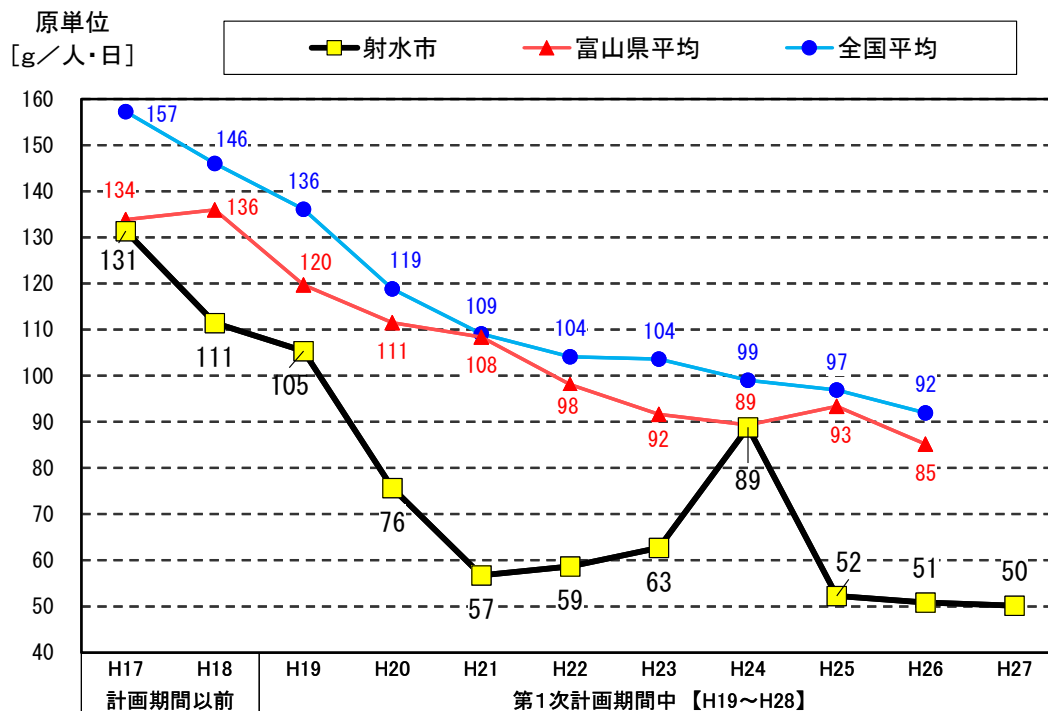


図3-1-11. 1人1日あたりの最終処分量の経年推移 (全国、富山県、射水市)

④ システム分析による類似都市との比較

循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムを構築するため、平成25年4月に改訂された「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」において、“市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表する”ことが定められています。

環境省では、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール※（以下、「支援ツール」という。）」を公表していることから、同支援ツールを用いて、本市と同程度の人口規模であり、かつ、産業規模や都市形態を考慮した際の類似自治体を一般廃棄物処理システムの比較分析対象とすることで、本市における循環型社会形成の構築に向けた課題を整理します。

※環境省のホームページ内 https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html

注記) 支援ツールにおける各自治体のごみ処理実績には、全国の市町村から都道府県を通じて環境省に報告される「一般廃棄物処理実態調査（平成26年度実績）」が用いられている。
このため、次頁以降の図表で表示している本市の各実績値は、①「支援ツール」で表示された値をそのまま用いていること、②本頁以前の頁で整理している実績値とは異なることに留意する。

7. 類似自治体の抽出

類似自治体の概要を表3-1-11に示します。

表3-1-11. 類似自治体の概要

支 援 ツ ール	・使用した支援ツールは、平成26年度版である。 (平成28年10月1日時点での最新版で、平成26年度実績が用いられている。)
都 市 形 態	・都市形態は、「都市」と自動選択される。(都市形態は、政令指定都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村から自動で分類される。) ・都市形態を「考慮する」を選択する。
人 口 区 分	・自動設定された、人口の幅は「50,657人～98,915人未満」。
産 業 構 造	・産業構造は、「3」と自動選択される。(産業構造は、第2次産業人口と第3次産業人口の比率から自動で分類される。) ・本市の第2次産業人口と第3次産業人口の比率 97.5% ・本市の第3次産業の人口比率 65.2%
類似自治体数	・上記の設定条件により選定された類似自治体数は「95」自治体である。

イ. 類似自治体との比較結果

本市と類似自治体（95自治体）の一般廃棄物処理システムの比較分析結果を図3-1-12（次頁）に示します。

なお、システム分析結果の評価は、次のとおりです。

（ア）人口一人一日当たりごみ総排出量

本市は1,110g／人・日であり、類似自治体の平均値907g／人・日を22%以上上回っていることから、今後より一層のごみの減量化が求められます。

（イ）廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）

本市は31.8%であり、類似自治体の平均値19.9%を11.9ポイント上回っていることから、資源化が進んでいる状況です。

（ウ）廃棄物のうち最終処分される割合（最終処分率）

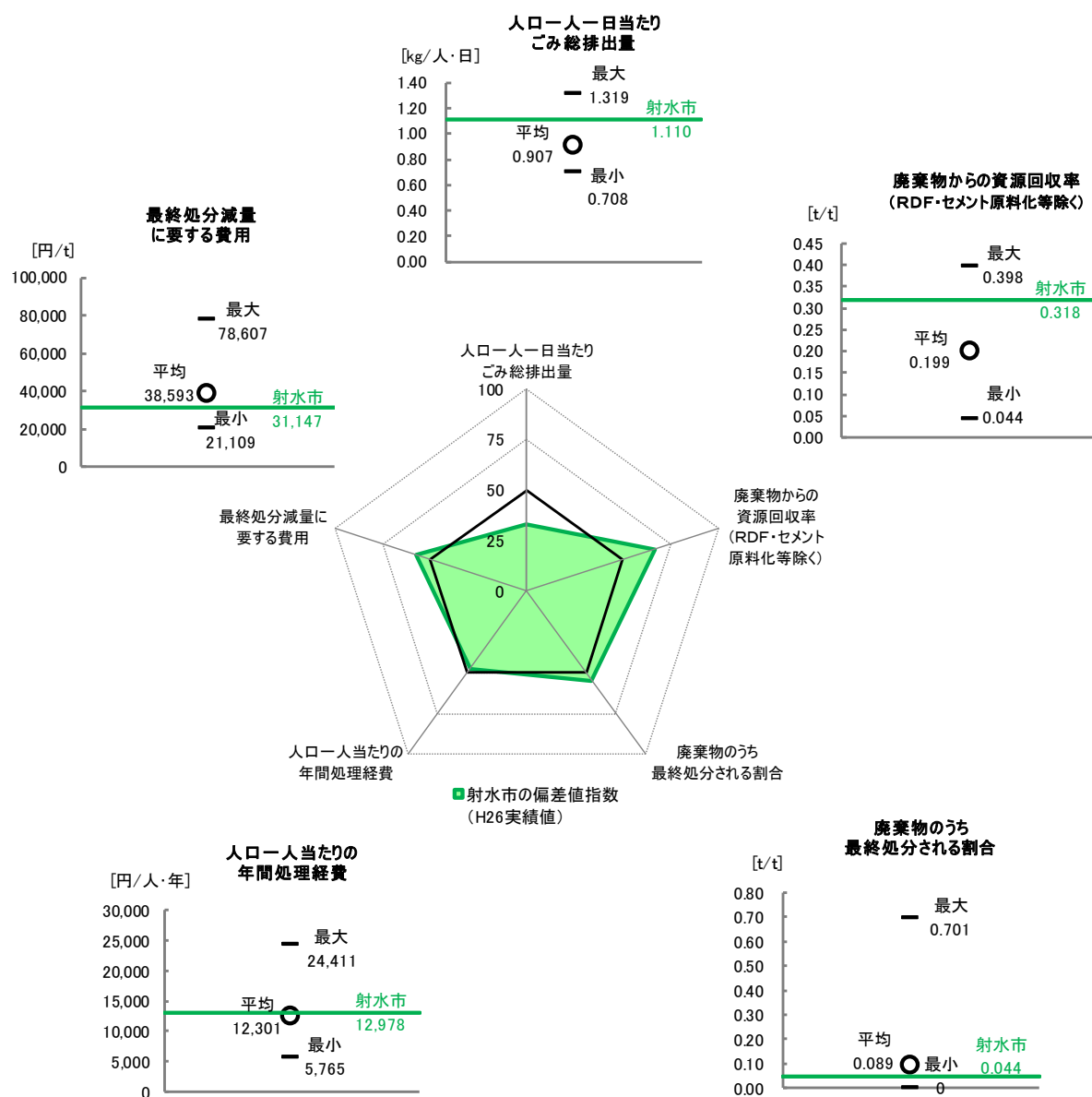
本市は4.3%であり、類似自治体の平均値8.9%を4.6ポイント下回っていることから、最終処分量が少ない状況です。

（エ）人口一人当たり年間処理経費

本市は12,978円／人・年であり、類似自治体の平均値12,301円／人・年を6%以上上回っていることから、今後より一層の処理経費の削減が求められます。

（オ）最終処分の減量に要する費用

本市の収集運搬から中間処理までに要した経費は31,147円／tであり、類似自治体の平均値38,593円／tを19%以上下回っていることから、処理経費の削減が進んでいる状況です。



標準的な指標		人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たりの 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
射水市	H26実績値	1.110	0.318	0.044	12,978	31,147
	偏差値指数	33.2	66.8	54.6	47.8	57.5
類似都市	平均	0.907	0.199	0.089	12,301	38,593
	最大	1.319	0.398	0.701	24,411	78,607
	最小	0.708	0.044	0	5,765	21,109
	標準偏差	0.121	0.071	0.099	3,008	9,868

注記) 偏差値指数は、値が大きいほど良好な状態を示す(「50」が平均)。例えば、人口一人一日当たりごみ総排出量は少ないほど良好な状態であるので、偏差値指数の値は大きく表示される。

図3-1-12. 本市と類似自治体の一般廃棄物処理システムの比較分析結果

(8) ごみ処理行政の動向（法令・計画等の整理）

① ごみ処理に関する関連法令

循環型社会形成推進のための法体系図を図3-1-13に示します。

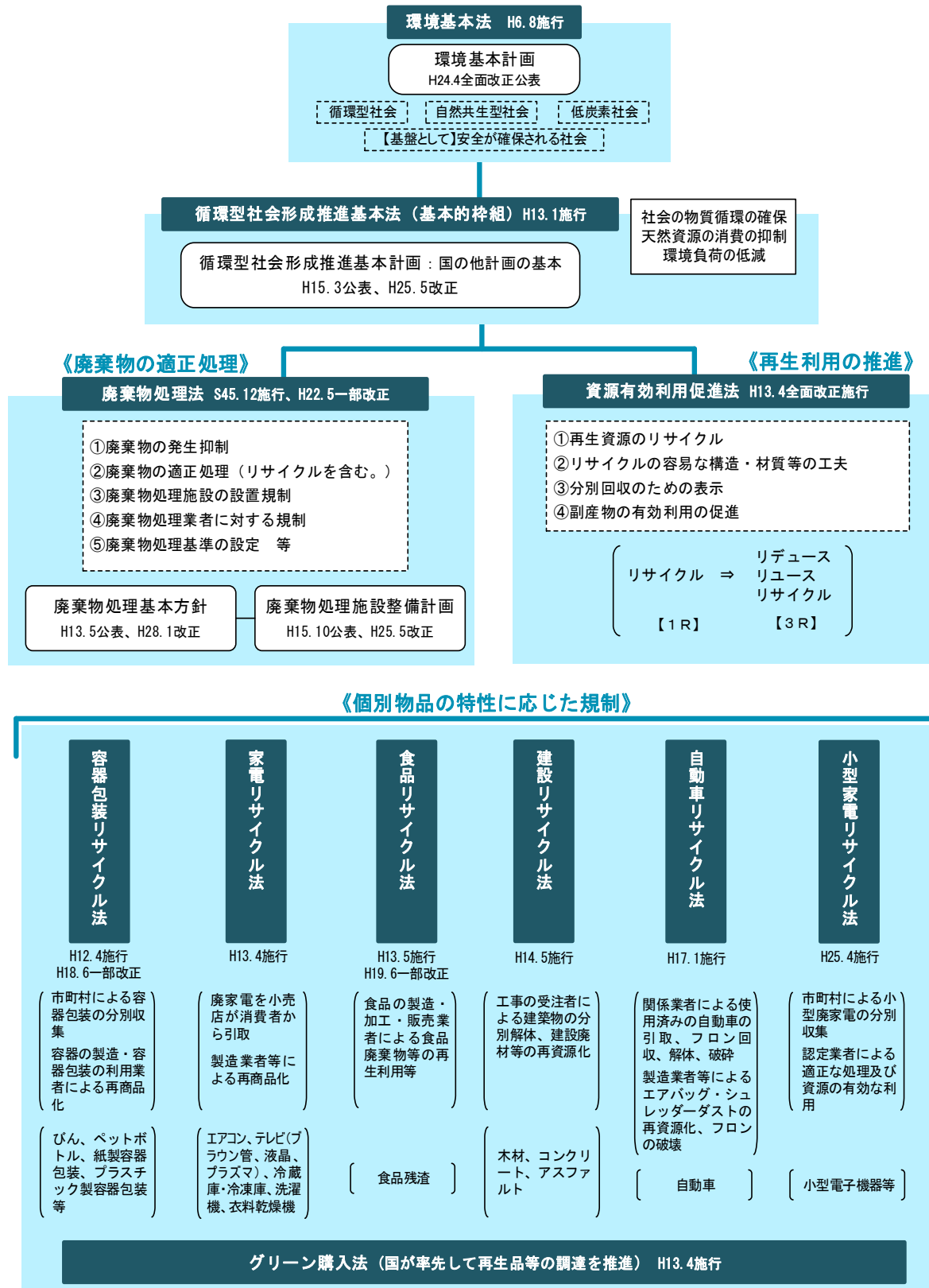


図3-1-13. 循環型社会形成推進のための法体系図

② 国・県の廃棄物処理に関する基本方針・基本計画

ア. 国の動向

これまで国では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成するため、数次にわたる「廃棄物処理法」の改正やリサイクルの推進に係る関連法律を制定する等の対応を図ってきています。国が定めた各種計画・指針のうち、廃棄物行政において特に留意すべき計画・指針等について、以下に整理します。

(ア) 循環型社会形成推進基本計画

平成25年5月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」の要旨を表3-1-12に示します。

表3-1-12. 「第三次循環型社会形成推進基本計画」の要旨

項 目	内 容
名 称	循環型社会形成推進基本計画
根 拠 法	循環型社会形成推進基本法（平成12年6月法律第110号）第15条第1項
策定年月（当 初）	平成15年3月
策定年月（最終改正）	平成25年5月
基 本 的 方 向	【質にも着目した循環型社会の形成】 ①リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築 ②小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進 ③アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理 ④東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の策定 ⑤エネルギー・環境問題への対応を踏まえた循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用 ⑥低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化 【国際的取組の推進】（基本的方向の省略） 【東日本大震災への対応】（基本的方向の省略）
【取組指標】 一般廃棄物の減量化 （目標を設定する指標）	①1人1日当たりのごみ排出量について リサイクルするものも含めて一般廃棄物の排出抑制の進展度合いを総合的に測る指標として、1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量）を平成32年度において、平成12年度比で約25%減（約890g）とすることを目標とする。【参考】H12：約1,185g、H22：約976g ②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量について 国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力を表す代表的な指標として、集団回収量・資源ごみ等を除いた、家庭からの1人1日当たりごみ排出量を平成32年度において、平成12年度比で約25%減（約500g）とすることを目標とする。【参考】H12：約660g、H22：約540g ③事業系ごみ排出量について 事業者の一般廃棄物の減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、事業系ごみの「総量」について平成32年度において、平成12年度比で約35%減（約1,170万t）とすることを目標とする。【参考】H12：約1,799万t、H22：約1,297万t

(イ) 廃棄物処理基本方針(廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針)

平成28年1月に公表された廃棄物処理基本方針の要旨を表3-1-13に示します。

表3-1-13. 廃棄物処理基本方針の要旨

項 目	内 容
名 称	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
根 拠 法	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭和45年12月法律第137号）第5条の2
策定年月（当 初）	平成13年5月
策定年月（最終改正）	平成28年1月
一般廃棄物の減量化の 目 標	①年間排出量（t／年）について 現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、排出量を約12%削減する。 ②再生利用率について 現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、排出量に対する再生利用量の割合を約21%から約27%に増加させる。 ③年間最終処分量（t／年）について 現状（平成24年度）に対し、平成32年度において、最終処分量を約14%削減する。 ④1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源化量を除く）について 平成32年度において、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を500gとする。
上 記 目 標 の 達 成 に 資 する ための 取 組 指 標	①家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、現状（平成25年度43市町村）に対し、平成30年度において、200市町村に増大させる。 ②特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）第2条第3項に定める特定家庭用機器が一般廃棄物となったもの（以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、現状（平成25年度約59%）に対し、平成30年度までに、100%まで増大させる。 ③使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について、現状（平成25年度約43%）に対し、平成30年度までに、80%まで増大させる。

(ウ) 廃棄物処理施設整備計画

平成25年5月に閣議決定された廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画の要旨を表3-1-14に示します。

表3-1-14. 廃棄物処理施設整備計画の要旨

項 目	内 容
名 称	廃棄物処理施設整備計画
根 拠 法	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭和45年12月法律第137号）第5条の3
策定年月（当 初）	平成15年10月
策定年月（最終改正）	平成25年5月（計画期間：平成25年度～平成29年度の5年間）
基 本 的 理 念	現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進を加えて、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める。 ①3Rの推進 ②強靱な一般廃棄物処理システムの確保 ③地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
重 点 目 標	①排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 ・ごみのリサイクル率 H24（見込）：22% → H29：26% ・最終処分場の残余年数：平成24年度の水準（20年分）を維持 ②焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 H24（見込）：16% → H29：21% ③し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全 ・浄化槽処理人口普及率：9% → 12% また、資源の有効利用や地球温暖化対策の観点から具体的な指標を策定する。
廃棄物処理システムの方向性	①市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進 ②地域住民等の理解と協力の確保 ③広域的な視野に立った廃棄物処理システムの改善（広域圏の一般廃棄物の排出動向を見据えた廃棄物処理システムの強靱化、ストックマネジメントの手法を導入した施設の長寿命化・延命化の推進等） ④地球温暖化防止及び省エネルギー・創エネルギーへの取組にも配慮した廃棄物処理施設の整備（地域の廃棄物処理システム全体で温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー消費の低減化） ⑤廃棄物系バイオマスの利活用の推進（廃棄物焼却施設の熱回収とメタン回収施設の組み合わせ等、効率的なエネルギー回収の推進） ⑥災害対策の強化（広域圏ごとに一定程度の余裕を持った焼却施設及び最終処分場の能力を維持、廃棄物処理システムとしての強靱性の確保） ⑦廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

1. 県の動向

富山県では、平成28年3月に「(案)富山県廃棄物処理計画(とやま廃棄物プラン)」を策定しています。同計画の要旨を表3-1-15に整理します。

表3-1-15. 「(案)富山県廃棄物処理計画(とやま廃棄物プラン)」の要旨

項 目		内 容	
名 称	(案) 富山県廃棄物処理計画（とやま廃棄物プラン）		
根 拠 法	廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭和45年12月法律第137号）第5条の5第1項		
策定年月（当 初）	平成15年 3 月		
策定年月（最終改正）	平成28年 3 月		
一般廃棄物の目標	①年間排出量（t／年）について 平成24年度の424千tに対し、平成32年度において373千t（平成24年度に対し12％削減）に削減する。 ②再生利用率について 平成24年度の25％に対し、平成32年度において27％に増加させる。 ③年間最終処分量（t／年）について 平成24年度の37千tに対し、平成32年度において32千t（平成24年度に対し14％削減）に削減する。 (注記：一般廃棄物処分業者による再生利用量を含みます。)		
計画の進捗を評価する指標			
①循環型社会の実現に向けた3Rの推進			
指標	定 義	現 況	目標(H32)
家庭系ごみの排出量	県民が1人1日当たり排出する家庭系ごみ(家庭から排出されたごみから、資源ごみや集団回収されたごみを除いたもの)の量	552 g (H25)	521 g 〔 H24比 〕 ▲8％
マイバッグ持参率	レジ袋無料配布を廃止した店舗でマイバッグを利用して消費者が買い物を行う率	95％ (H26)	95％ 〔現状維持〕
容器包装廃棄物の分別収集量	市町村が行うガラスびん、PETボトル、紙製容器包装廃棄物、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量	22,544 t (H26)	23,835 t (H30)
集団回収量	PTA、婦人会等が実施する新聞、雑誌等の集団回収量	32千 t (H25)	32千 t 〔現状維持〕
使用済小型家電製品の回収量	市町村が実施する使用済小型家電の年間回収量	566 t (H26)	1,000 t
リサイクル認定製品数	富山県リサイクル認定制度に基づく認定リサイクル製品の数	65製品 (H26)	70製品 〔+1製品/年〕
環境物品等調達率	グリーン購入調達方針に基づく県の特定調達品目の環境物品等調達率	98.7％ (H26)	100％
②循環型社会を支える安全・安心な社会基盤の整備の推進			
指標	定 義	現 況	目標(H32)
不法投案件数	県及び市町村が把握した家庭ごみ、事業系ごみの不法投棄の件数	328件 (H26)	260件 〔▲20％〕
不用品無料回収所の数	不用品無料回収業者が設置している回収箇所数	34箇所 (H26)	27箇所 〔▲20％〕
③各主体が一体となった循環型社会を目指す地域づくりの推進（指標の省略）			
④環境産業の創出と人材育成（指標の省略）			
⑤低炭素社会づくりとの統合的な取組の推進（指標の省略）			

(9) 市民意識調査(市民ニーズ実態調査)結果報告書の抜粋

ごみ分野に関する市民意識を把握するため、平成24年7月に実施した「市民ニーズ実態調査[アンケート調査](以下、「本調査」という。)」を使用しました。

① 一般市民の意識調査

ア. 市民満足度

本調査の結果より、ごみ分野の施策が含まれる「地球にやさしい循環型社会の構築」の『市民満足度』は71.0%（『満足』+『どちらかといえば満足』）となっており、大多数の市民が現状の施策に満足していることがうかがえます。

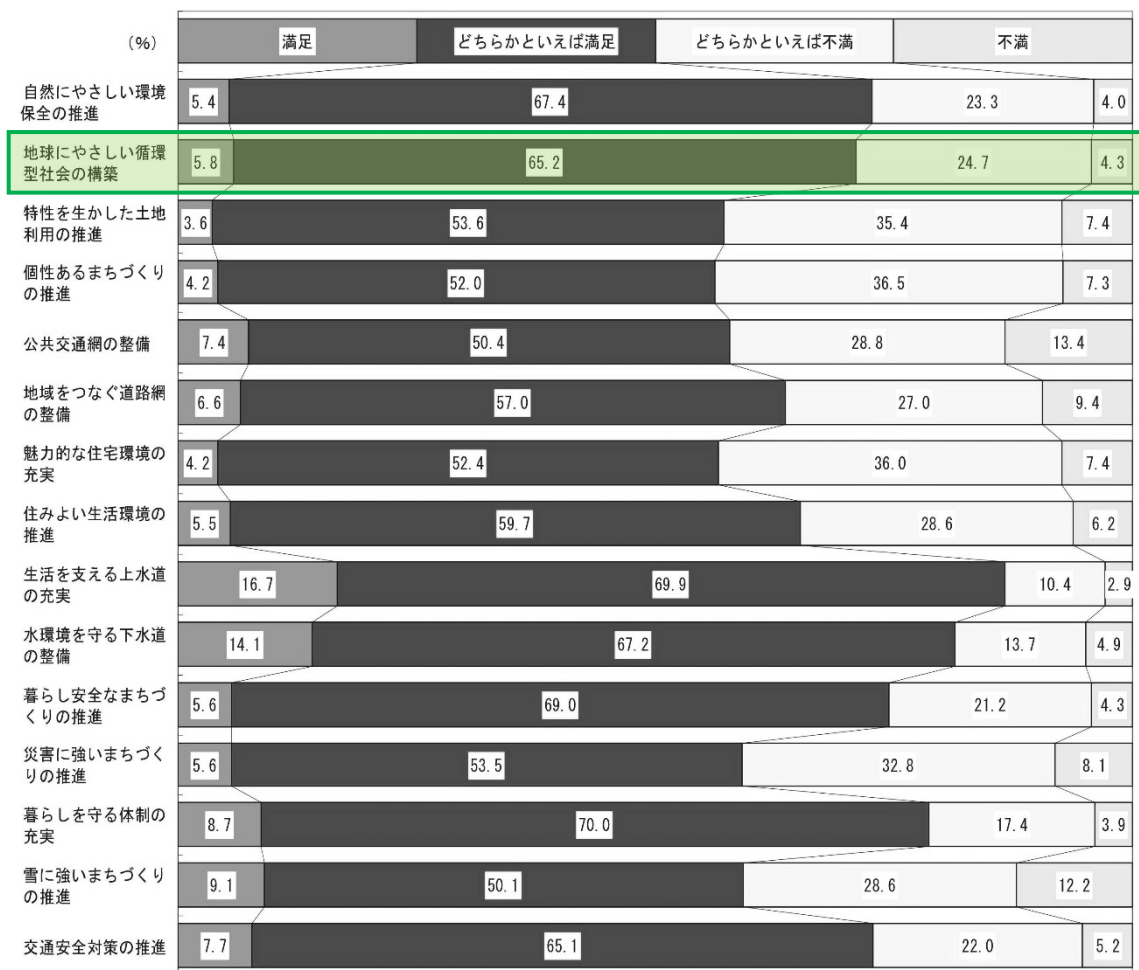


図3-1-14. 「4 快適で安心して暮らせるまち」の目標(15施策)に対する市民満足度

② 若者の意識調査

本市内の学校に在籍する学生※に対する意識調査を行いました。

本調査の結果より、図3-1-15をみると、本市の魅力や誇れるものとして「環境：リサイクル、省資源、省エネルギーの取組が進み快適に生活できる」ことを挙げた人は5.4%と少なくなっています。

また、図3-1-16, 17をみると、「食育」に関心があると回答した人56.7%のうち「食べ残しなどの食品廃棄」に関心があると回答した人は11.3%と、関心が薄い状態です。

このため、今後はより一層、若者向けの周知普及啓発のメニュー開発に取り組んでいく必要があります。

※富山県立大学や富山高等専門学校

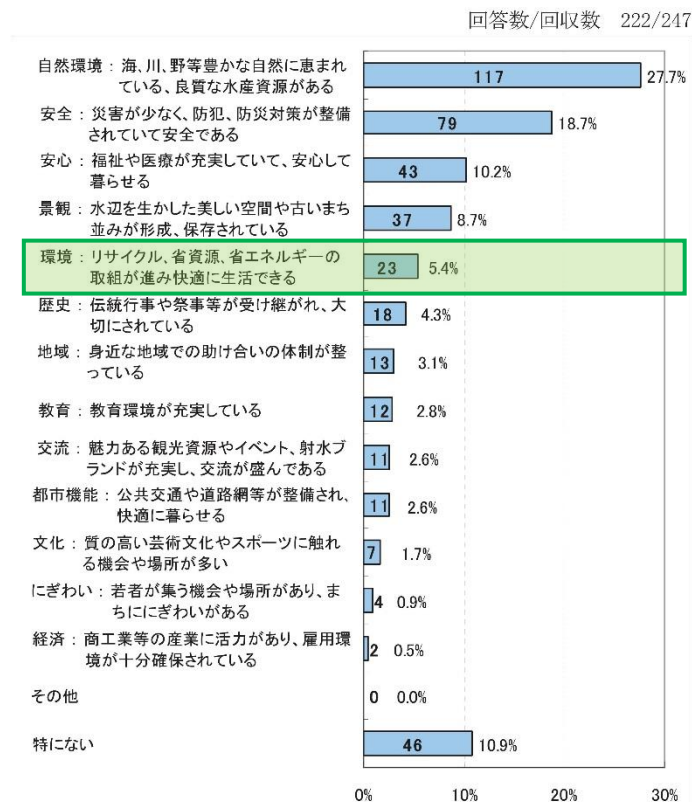


図3-1-15. 本市の魅力や誇れるものについて

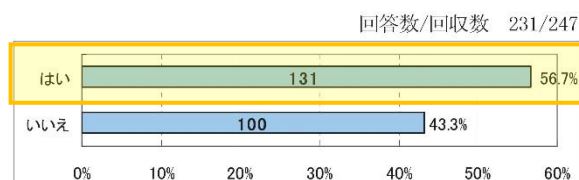


図3-1-16. 食育への関心について

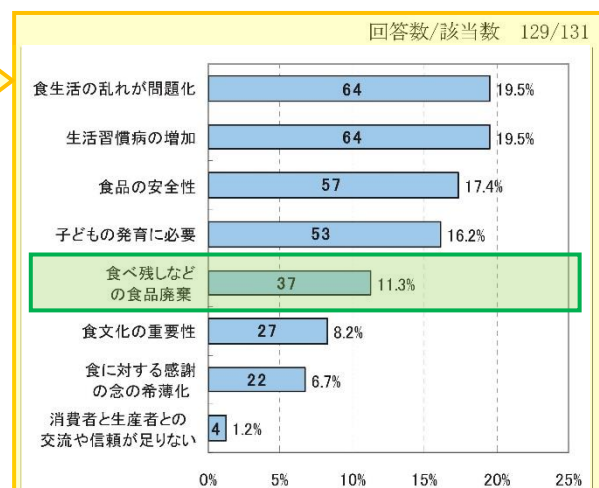


図3-1-17. 食育に関心がある理由について

(10) 課題の整理

国内の背景や市内のごみ処理の現況を踏まえた上で、本市のごみ処理に係る課題を表3-1-16（当頁～次頁）以下に示します。

表3-1-16. 課題の整理

(1/2)

項 目	主 な 課 題
ごみ 減量 資源化	・ 1人1日ごみ排出量は、従来の場合の過去10年間をみると減量化は進んでいるものの、全国平均と比較すると若干高値であることから、今後より一層のごみの減量化が必要である。 ・ 家庭系ごみの減量化の要因として、資源集団回収量と燃えないごみの減少が挙げられる。その一方、焼却処理量の割合が微増傾向にあることから、特に焼却処理量の削減につながるごみの減量化に合わせて、資源化の促進を講じる必要がある。 ・ ごみ排出量に占める事業系ごみの割合が増加傾向にある。その要因として、焼却処理量の削減がほぼ進んでいないことが挙げられる。このため、特に焼却処理量の削減につながるごみの減量施策を講じる必要がある。 ・ 平成27年度現在における本市の再生利用量に占める資源集団回収量と直接資源化量の割合が、従来の場合59%（中間処理後再生利用量は残りの41%）であるため、本市では、市民や事業者によるごみの分別排出度合いが再生利用率の増減に大きく寄与していることになる。このため、市民や事業者に対し、今後も引き続きごみの分別排出ルールの徹底を協力要請する必要がある。 ・ 平成26年度以降、事業者間の資源ごみの把握を開始したように、市以外の者が処理する一般廃棄物の実態把握に努めていく必要がある。
収集・運搬 中間処理	・ 本市の中間処理量の80%以上が焼却処理量で占められることから、焼却処理量の削減を今後より一層進めていく必要がある。 ・ 家庭系焼却量については、資源化が可能な容器包装廃棄物や古紙、布類の混入が考えられることから、その潜在量を実態調査するとともに、市民に対し、今後も引き続きごみの分別排出ルールの徹底を協力要請する必要がある。 ・ 事業系焼却量については、産業廃棄物である廃プラスチック類や資源化が可能な古紙等の混入が考えられることから、その潜在量の実態把握に努めるとともに、排出事業者及び収集運搬業者に対し、行政指導の強化策を講じていく必要がある。 ・ 焼却処理量に占める割合が大きい「食品ロス・食品廃棄物（生ごみ）」の潜在量の実態把握に努めるとともに、効率的かつ効果的な資源化・減量化対策を検討する必要がある。

表3-1-16. 課題の整理

(2/2)

項 目	主 な 課 題
収 集 ・ 運 搬 中 間 処 理 (続 き)	・現在、熔融スラグを覆土利用しているが、今後、クリーンピア射水における灰熔融処理の存続の有無や、焼却残渣物の有効活用方策の検討も含めて、中間処理の体制を見直す必要がある。
最 終 処 分	・クリーンピア射水からの処理残渣物（焼却固化物、焼却不燃物等）の有効活用方策を引き続き検討する必要がある。

3.2 ごみ処理基本計画



(1) 基本理念

本計画の目指す基本理念は、次のとおりであり、第1次後期計画の基本理念を継続していきます。

限りある資源を大切に

協働で創る循環型社会のまち いみず

「循環型社会」の実現には、私たちのライフスタイルを見直しながら、天然資源の消費を減らし（リフューズ・リデュース）、ものを長く大切に使う（リユース）、使用済みとなったものを循環利用（リサイクル）していくことで、廃棄されるものをできる限り少なくすることが求められます。

本市では、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで、ごみを出さないライフスタイルやごみの適切な分別排出による資源化が浸透してきており、「循環型社会」の実現に向けた歩みを着実に進めてきています。

今後もこの歩みを止めることなく、私たち一人ひとりが「人・もの・自然」を大切にする豊かなライフスタイルの構築に向け、市民や事業者においては、排出者としての責任を自覚し、4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）に取り組むことが必要です。そして、これまで以上に環境負荷を減らす観点から、まずはリサイクルに先立ち、3R（リフューズ・リデュース・リユース）をできる限り推進していくことが重要です。

また、市では、4R行動に繋げるためのしくみづくりや、ごみ処理・処分体系の見直しを適宜行いながら、排出される廃棄物を安全かつ安定的に適正処理し、リサイクルを推進していくことにより、本市の「循環型社会」を構築していきます。

(2) 基本方針

基本理念を実現していくためには、廃棄物処理の優先順位[※]に基づく廃棄物行政の運営とともに、これらの仕組みを持続的に発展させるための基盤（しくみ・体制）を構築させる必要があります。

これらの考えを踏まえ、本計画における基本方針は、次のとおりとします。

[※]廃棄物処理の優先順位については、次頁のコラム参照。

基本方針 1	発生源からはじめるごみ減量の推進 －発生回避・発生抑制・再使用－
基本方針 2	多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 －分別・再生利用－
基本方針 3	環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 －適正処理・処分－
基本方針 4	計画の実現に向けた体制整備 －体制・しくみづくり－

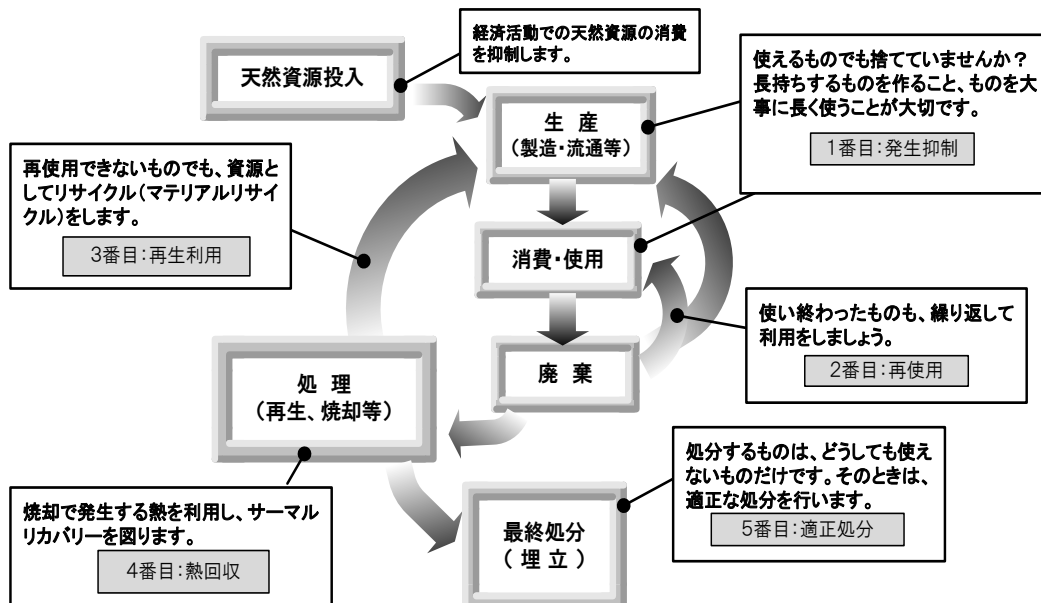
なお、定めた基本方針に基づく各施策の方向性については、後節の「(4) 基本方針に基づく施策の展開」(P. 60以降)に示しています。



「循環型社会」を実現するための優先順位について

『循環型社会形成推進基本法』は、製品等が廃棄物等になる場合やなった場合の「循環型社会」の実現に向けた優先順位^{*}について、我が国で初めて法定化したものである。

その優先順位^{*}は、第1に発生抑制(リフューズ・リデュース)、第2に再使用(リユース)、第3に再生利用(リサイクル)、第4に熱回収、最後に適正処分となっている。



^{*}この優先順位の基本原則は、天然資源の消費を抑制して環境負荷をできる限り低減するという趣旨から定められたものであり、この順位に従わない方が環境負荷の低減に有効な場合には、この順位に従う必要はないとされている。

参考: 「平成26年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

(3) 計画目標(数値目標)の設定

① 目標年度及び基準年度について

計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とし、前期目標年度を平成33年度、後期目標年度を平成38年度に設定します。

また、本計画では、基準年度を平成27年度*とします。

*本計画策定前の実績最終把握年度を、本計画の基準年度とした。

② 目標の設定

本市のごみ処理における現況と課題を踏まえた上で、本計画の目標を以下のとおり設定します。

計 画 目 標		実 績		目 標	
		平成18年度	平成27年度	平成33年度	平成38年度
		[基準年度の10年前]	[基準年度]	[前期目標年度]	[後期目標年度]
人 口		96,591人 (103)	94,147人 (100として)	91,386人 (97)	89,228人 (95)
減 量 化 目 標	一般廃棄物の 年間排出量	93 (35,627 t)	100として (38,503 t)	92以下 (35,500 t)	85以下 (32,800 t)
		108 (35,627 t)	100として (33,021 t)		
資 源 化 目 標	再生利用率	20.7 %	30.9%	33.5%以上	36.0%以上
埋立量の 削減目標	年 間 最終処分量	123 (3,929 t)	100として (1,729 t)	89以下 (1,540 t)	80以下 (1,390 t)

注記 網掛け部分は、従来の場合の量を示す。

項 目	設定根拠	基本方針との関連性
減量化目標	1人1日ごみ排出量(次頁の活動指標③-1参照)は、従来の場合、過去10年間で約5%減量することができた。 - 本計画では、更に倍となる10%減量[H27基準]を目指し、年間ごみ排出量で15%のごみの減量化を図ることを目標とする。	基本方針1の達成状況を把握するための目標
資源化目標	- 再生利用率は、平成26年度以降、事業系資源ごみを新たに把握したことで、平成27年度では30.9%まで増加している。 - 本計画では、国の目標上昇率(8年間で6%=1年間で0.75%)と県の目標上昇率(8年間で2%=1年間で0.25%)の間をとって、1年間で0.5%の上昇を目安とし、10年間で5%上昇の36.0%以上を目標とする。	基本方針2の達成状況を把握するための目標
埋立量の削減目標	- 年間最終処分量は、過去10年間で23%削減することができた。 - 本市の1人1日最終処分量は、全国平均からみても富山県平均からみても低いことから、年間最終処分量の20%以上の削減を目標とする。	基本方針1～3の達成状況を把握するための目標

なお、前頁に掲げた目標の達成状況を確認するため、以下の活動指標を新たに設けることで、本計画の進捗状況を継続的に検証することとしています。

活動指標			単位	実績		目標	
				平成18年度	平成27年度	平成33年度	平成38年度
				[基準年度の10年前]	[基準年度]	[前期目標年度]	[後期目標年度]
① 家庭系	①-1	市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (資源ごみを含まない。)	g/人・日	561	537	497	461
	①-2	市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (資源集団回収を含む。)	g/人・日	732	668	636	605
	①-3	市民1人1日あたりの家庭系焼却処理量	g/人・日	506	498	460	426
② 事業系	②-1	事業系ごみの年間排出量	t/年	9,818	15,492	14,200 以下	13,100 以下
	②-2	事業系ごみの年間焼却処理量	t/年	9,231	9,652	8,400 以下	7,200 以下
③ 家庭系 ＋ 事業系	③-1	市民1人1日あたりのごみ排出量 (資源集団回収を含む。)	g/人・日	1,011	1,117	1,062	1,006
				1,011※	958※		
			指数	90.4	100 として		
				105.4※	100※ として		
	③-2	市民1人1日あたりの最終処分量	g/人・日	111	50	46	42

※ 網掛け部分は、従来の場合の量を示す。

(4) 基本方針に基づく施策の展開

計画目標（数値目標）を達成するために、市（行政）が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

基本方針	項 目	主 な 施 策
1 発生源からはじめるごみ減量の推進 【発生回避・発生抑制・再使用】	環境教育と啓発活動による意識改革の推進	①環境教育・環境学習の推進 ②ごみ減量化のためのPR・啓発活動の展開
	ごみを作らない・出さない行動の推進 家庭系ごみの発生抑制・再使用の推進 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進 市（行政）のごみの発生抑制・排出抑制の推進	①資源集団回収の推進に向けた啓発・支援 ②生ごみの減量化を促進するための啓発・支援 ③容器包装類の削減のための周知・啓発 ④不用品等の再使用促進のための啓発・支援 ⑤家庭系ごみ減量化方策の調査・研究
		①事業所の自主的な取り組みの啓発・支援 ②事業系ごみ減量化方策の調査・研究
		①市庁舎等の行政施設における4Rの推進 ②市主催の催事場等における4Rの推進
2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 【分別・再生利用】	家庭系ごみの分別排出ルール遵守の徹底	①分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底 ②違反ごみ等への対応
	事業系ごみの排出管理の徹底	①ごみ搬入管理の強化、分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底 ②新たな資源化促進制度導入の検討
	品目別の資源化の推進	①容器包装類の資源化事業の推進 ②古紙類の資源化事業の推進 ③生ごみの資源化事業の推進 ④剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進 ⑤「水銀に関する水俣条約」への対応 ⑥その他資源化事業の推進
		①民間施設の活用と施設整備に係る支援 ②資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供

基本方針	項 目	主 な 施 策
3 環境への負荷が小さい安全で 安心な適正処分の推進 【適正処理・処分】	適正な収集運搬体制の維持	①効率的な収集・運搬体制の整備 ②市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備・支援
	適正な処理体制の維持	①市所管施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減 ②民間活用の促進による事業の効率化の推進 ③中間処理施設から発生する処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究
	災害廃棄物への対応	①「災害廃棄物処理計画」の推進
4 計画の実現に向けた体制整備 【体制・しくみづくり】	協働を促進するための情報共有	①情報管理・情報開示システムの充実 ②事業評価の実施
	環境美化・生活環境保全の推進	①まちの環境美化推進 ②不法投棄の防止対策の推進 ③不適正処理の防止対策の推進
	連携・協働の促進	①市関係部局との連携 ②国・県・県内市町村・警察との連携 ③燃えないごみ（資源ごみ）持ち去り対策協力体制の確立 ④市民協働のまちづくりの推進 ⑤自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成

1 発生源からはじめるごみ減量の推進

－発生回避・発生抑制・再使用－

【基本的な考え方】

循環型社会の形成をより推進していくには、まず、①不要なものを断る（発生回避：リフューズ）、②ごみを出さない暮らしをする（発生抑制：リデュース）、③ものを大事に繰り返し使う（再使用：リユース）ことに取り組むことが大切です。

そのためには、市民や事業者は、それぞれの立場で出来る、ごみを減らすための工夫や意識をし、自主的・主体的に進めていく必要があります。

市では、今後も、ごみに対する関心を深めてもらうため、「環境教育や啓発活動による意識改革」を推進していくとともに、自主的・主体的に「ごみを作らない・出さない行動」に係る取組みの周知・啓発や支援を行っていきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

■環境教育と啓発活動による意識改革の推進

① 環境教育・環境学習の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	小中学生を対象とした副読本「わたしたちの射水」、「ふるさと射水」の配布	○	
2	小学生用「ごみ減量啓発リーフレット」の作成	○	
3	小学校4年生（10歳）を対象とした「いみず環境チャレンジ10」の実施	○	
4	「社会に学ぶ14歳の挑戦※」の実施	○	
5	こどもエコクラブ活動の推進	○	
6	公開行事や学校だより等を通した学校による環境学習の情報発信（情報共有の強化）	○	
7	ごみ処理関連施設の見学会の開催	○	
8	環境学習の拠点としたミライクル館（プラザ棟）の活用	○	
9	エコバスツアーによる施設見学の開催	○	

※中学2年生（14歳）が、1週間、学校外で職場体験活動や福祉・ボランティア活動等（例：公園などの美化活動等）に参加することにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど、生涯にわたってたくましく生き抜く力を身につけることを目的とした活動のこと。市では、「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」推進委員会を組織し、活動時期、場所、内容等を検討する。

② ごみ減量化のためのPR・啓発活動の展開

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	パンフレットや広報等によるごみの排出マナーの啓発	○	
2	市民環境講座や出前講座等による市民説明会の開催	○	
3	講習会・講演会・シンポジウム等の開催	○	
4	「いみず環境とくらしフェア」等の環境イベントによるごみの減量化・資源化事業の周知・啓発	○	
5	地域研修会等によるごみの減量化・資源化事業の周知・啓発	○	
6	表彰制度（ごみ減量化実践者や資源集団回収活性地域、アダプト・プログラム活動優良者等）の推進	○	
7	ごみの減量化・資源化に係る標語やポスターの募集	○	
8	ホームページを利用した周知・啓発（再生品の利用や、グリーン購入法適合商品購入の推進等）	○	
9	事業所向けごみの減量化・資源化に関するパンフレットの作成と配布		○
10	事業所訪問によるごみの減量化・資源化等の協力要請		○

■ごみを作らない・出さない行動の推進

■-1. 家庭系ごみの発生抑制・再使用の推進

① 資源集団回収の推進に向けた啓発・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	資源再利用推進報奨金交付事業による資源集団回収の推進	○	
2	未登録団体（自治会、婦人会、児童クラブ、PTA等）に対する登録の呼びかけ（PR・啓発）	○	
3	資源物の定期的・安定的供給の観点から、登録団体への実施時期の分散に関する働きかけ	○	

② 生ごみの減量化を促進するための啓発・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	食べ残しや手付かず食品の削減のための周知・啓発	○	

具体的な施策		継続	拡大 新規
2	「30・10運動※」の周知・啓発		○
3	ごみ自家処理機材（家庭用）購入費補助金交付事業の推進	H28 一部 縮小	
4	生ごみの水切りに係る周知・啓発	○	

※「30・10運動」とは、会食や宴会の席では、最初の30分間と最後の10分間は全員が自席を立たずに食事をし、食べ残しを極力少なくすることを目的とした運動のこと。

③ 容器包装類の削減のための周知・啓発

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	使い捨て商品の使用自粛等の周知・啓発	○	
2	小売店との連携による容器包装ごみの削減	○	
3	レジ袋の有料化とマイバッグ持参運動の促進	○	

④ 不用品等の再使用促進のための啓発・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	「いみず環境とくらしフェア」等の環境イベントでのリユース（フリーマーケット等）の場の提供	○	
2	不用品交換会やリサイクルショップの活用に係る周知・啓発	○	
3	ミライクル館等で開設している「おもちゃの病院」の開催に向けた支援	○	

⑤ 家庭系ごみ減量化方策の調査・研究

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	家庭系燃えるごみの有料化制度の継続と見直し	○	
2	ごみの組成調査による減量化・資源化可能量の把握調査の実施		○
3	環境審議会の定期的な開催	○	
4	廃棄物減量等推進審議会の定期的な開催	○	
5	古着・古布リユース促進への調査・研究		○

■-2. 事業系ごみの発生抑制・排出抑制の推進

① 事業所の自主的な取組みの啓発・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	多量排出事業所に対して「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の指導	○	
2	廃棄物管理者等の設置の促進に向けた指導	○	
3	研修会の開催（先進的な取組み事例の紹介等）の推進	○	
4	「とやまエコ・ストア制度※ ¹ 」の周知・啓発	○	
5	【再掲】小売店との連携による容器包装ごみの削減	○	
6	【再掲】レジ袋の有料化とマイバッグ持参運動の促進	○	
7	ごみ自家処理機材（事業所用）購入費補助金交付事業の推進	○	
8	自社製品の修理体制の強化に向けた協力要請		○
9	【再掲】ホームページを利用した周知・啓発（再生品の利用や、グリーン購入法適合商品購入の推進等）	○	
10	【再掲】事業所訪問によるごみの減量化・資源化等の協力要請		○

※¹レジ袋無料配布廃止に加え、資源ごみの店頭回収、環境に配慮した店舗空調温度の設定など、消費者と協働で環境配慮行動に積極的に取り組む小売店舗を登録する制度のこと。

② 事業系ごみ減量化方策の調査・研究

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	直接搬入ごみの受入基準や料金体系の適宜見直し	○	
2	【再掲】事業所向けごみの減量化・資源化に関するパンフレットの作成と配布		○
3	県内市町村との連携による先進的な取組み事例の調査・研究		○
4	「エコアクション21」の認証※ ² 取得への支援	○	

※²「エコアクション21ガイドライン※³」に基づき、環境への取組みを適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を、認証し登録する制度のこと。

※³広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法として環境省が策定したもの。

■-3. 市(行政)のごみの発生抑制・排出抑制の推進

① 市庁舎等の行政施設における4Rの推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	「エコアクション21」の認証取得	○	
2	グリーン購入法適合商品の率優先的な購入と基本方針の作成	○	
3	庁舎や学校、公園等によるごみの減量化・分別排出の徹底	○	

② 市主催の催事場等における4Rの推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	「いみず環境とくらしフェア」等の環境イベントでの4Rに関するパネルの展示・啓発		○ 拡大

○市民・事業者が果たしていく役割

(1/2)

市民	○エコバスツアーによる施設見学を活用し、ごみ知識の向上に努めましょう。 ○「いみず環境とくらしフェア」等の環境イベント（フリーマーケット等）に参加しましょう。 ○資源集団回収活動に参加し、ごみの排出抑制に努めましょう。 ○手付かずの食品や食べ残しを減らしましょう。 ○会食や宴会の席での「30・10運動」に参加して、食べ残しを減らしましょう。 ○ごみ自家処理機材を利用し、生ごみの減量化に取り組みましょう。 ○「おもちゃの病院」を活用し、ものを大事にする気持ちを養うとともに、長期間使用する努力をしましょう。 ○購入時には長く使えるものを選びましょう。 ○マイバッグ持参運動に参加し、レジ袋の使用を控えましょう。 ○使い捨て商品を減らし、容器包装ごみを減らしましょう。 ○県が進める“とやまエコライフ・アクト10宣言”等に参加して、ごみの減量化等に取り組みましょう。 ○グリーン購入法適合商品を購入しましょう。
事業者	○市が開催する研修会に参加し、社員への環境教育を進めましょう。 ○「とやまエコ・ストア」協力店登録制度に登録しましょう。 ○流通包装ごみの抑制を工夫する等して、過剰包装を自粛しましょう。 ○ごみ自家処理機材を利用し、生ごみの減量化を図りましょう。

(2/2)

事業者	○販売した商品の修理・保守体制を充実させましょう。 ○「エコアクション21」の認証・登録制度を導入しましょう。 ○グリーン購入法適合商品を購入しましょう。 ○食品廃棄物は、「食品リサイクル法」に基づき、食品の購入や調理方法の改善による発生抑制や、生ごみ処理機の活用や水切り等による減量化に取り組みましょう。 ○会食や宴会の席での「30・10運動」に参加して、食べ残しを減らしましょう。
-----	---



「とやまエコライフ・アクト10宣言」とは

県民による自主的な温暖化対策を推進するため、「チーム・マイナス6%」の6つの取組と、「富山県が行ってきた「とやまオリジナル」の4つの取組」を合わせた10のアクションを県民に呼びかける『とやまエコライフ・アクト10宣言』運動のことです。県民の20人に1人が宣言者登録することを目標に活動が続けられています。

- ・ACT1 冷房の設定温度は28℃、暖房時の室温は20℃にしよう
- ・ACT2 水道の蛇口はこまめにしめよう
- ・ACT3 ふんわりアクセル「eスタート」（エコドライブ）をしよう
- ・ACT4 エコ製品を選んで買おう
- ・ACT5 無駄なレジ袋は断ろう
- ・ACT6 電化製品はコンセントからこまめに抜こう
- ・ACT7 マイカーに乗らずに出かけよう
(月に2回はマイカー利用を控え、公共交通機関を利用しましょう)
- ・ACT8 自然とふれあい、緑を守り育てよう
(自然観察や庭・ベランダでのガーデニング、森づくりへの参加などにより、温暖化を防ぐ緑に親しみましょう)
- ・ACT9 資源回収等の地域の環境保全活動に参加しよう
(新聞紙、空缶等の資源回収や美化活動に参加し、みんなの力で美しい地域環境を作りましょう)
- ・ACT10 とやまの旬の食材を食べよう
(地元でとれた旬の食材をおいしく食べて、食材の輸送やハウス栽培等に必要なエネルギーの削減を図りましょう)

* ACT1～6：チーム・マイナス6%の取組
ACT7～10：とやまオリジナルの取組

資料：環境省資料

2 多様なリサイクルの輪による資源の循環的利用の推進 ー分別・再生利用

【基本的な考え方】

ごみの減量化を推進しても出てくるごみは、『捨てればゴミ 分ければ資源』の精神のもと、資源として再生利用（リサイクル）※を推進させる必要があります。

市民や事業者は、市が定めたごみの分別排出ルールに従ったリサイクルの推進が必要です。

市では、経済性や効率性、環境負荷にも配慮しつつ、各種ごみの特質を活かすためにごみの分別排出の徹底することで、資源としての循環利用を推進していきます。

※「発生回避：リフューズ」と「発生抑制：リデュース」、「再使用：リユース」、「再生利用：リサイクル」をあわせた「4R」を、市では推進していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

■家庭系ごみの分別排出ルール遵守の徹底

① 分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	ホームページを利用した周知・啓発	○	
2	「ごみ収集カレンダー」の市内全戸配布による分別排出・適正排出の啓発	○	
3	「資源集団回収スケジュール」の市内全戸配布による回収品目と回収日の周知	○	
4	【再掲】市民環境講座や出前講座等による市民説明会の開催	○	
5	共同住宅管理会社との連携による入居者への周知・啓発・排出指導の促進		○
6	地域協力者との連携による周知と分別排出の実態把握の強化		○
7	巡回指導によるごみステーションの適正管理		○

② 違反ごみ等への対応

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	違反ごみ等に対する指導体制の強化		○

具体的な施策		継続	拡大 新規
2	違反の多いごみステーションへの指導の強化		○
3	適正処理困難物（廃タイヤ・廃バッテリー・廃消火器）の受入基準の周知・啓発と適正処理の継続	○	
4	大型物・重量物・堅牢物・有害物・危険物等の処理方法に係る周知・啓発	○	

■事業系ごみの排出管理の徹底

① ごみ搬入管理の強化、分別排出ルール遵守のための啓発・指導の徹底

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	収集対象事業所の名称、所在地、契約収集量リストの提出の推進	○	
2	ごみの組成調査による減量化・資源化・分別排出可能量の把握調査の実施	○	
3	【再掲】多量排出事業所に対して「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の指導	○	
4	【再掲】研修会の開催（先進的な取り組み事例の紹介等）の推進	○	
5	【再掲】事業所向けごみの減量化・資源化に関するパンフレットの作成と配布		○
6	【再掲】事業所訪問によるごみの減量化・資源化等の協力要請		○
7	【再掲】小売店との連携による容器包装ごみの削減	○	
8	収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ（分別排出の徹底や資源化の協力要請）	○	
9	排出事業者による資源ごみの協働回収システムの構築に向けた協力要請	○	

② 新たな資源化促進制度導入の検討

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】多量排出事業所に対して「事業系一般廃棄物減量・資源化計画書」の作成と提出の指導	○	
2	【再掲】県内市町村との連携による先進事例の調査・研究		○

■品目別の資源化の推進

① 容器包装類の資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】資源再利用推進報奨金交付事業による資源集団回収の推進	○	
2	新たな拠点回収場所の設置の検討		○
3	【再掲】小売店との連携による容器包装ごみの削減	○	
4	【再掲】収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ（分別排出の徹底や資源化の協力要請）	○	
5	市内全小学校による牛乳パックリサイクル回収事業の推進		○

② 古紙類の資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】資源再利用推進報奨金交付事業による資源集団回収の推進	○	
2	【再掲】新たな拠点回収場所の設置の検討		○
3	【再掲】収集運搬業者と連携した排出事業者への働きかけ（分別排出の徹底や資源化の協力要請）	○	
4	雑紙に係る効率的な回収方法の調査・研究		○

③ 生ごみの資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】ごみ自家処理機材（家庭用）購入費補助金交付事業の推進	H28 一部 縮小	
2	【再掲】ごみ自家処理機材（事業所用）購入費補助金交付事業の推進	○	
3	廃食用油（学校給食）の燃油化事業〈バイオマス事業〉の推進	○	
4	廃食用油（家庭）の燃油化モデル事業〈バイオマス事業〉の検討		○
5	家庭で取り組める資源化方策の調査・研究（段ボールコンポスト等）	○	
6	【再掲】事業所訪問によるごみの減量化・資源化等の協力要請		○

④ 剪定枝や刈草、木くずの資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	市の公園や道路から出た剪定枝や刈草等のリサイクルの推進	○	
2	草木類・剪定枝等の堆肥化・炭化・飼料化事業〈バイオマス事業〉の推進	○	

⑤ 「水銀に関する水俣条約」への対応

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	蛍光灯・水銀体温計のリサイクルモデル事業の実施		○
2	「水銀に関する水俣条約」に対応した水銀廃棄物の適正な管理の確保に係る検討		○

⑥ その他資源化事業の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	使用済小型家電のリサイクルの推進	○	
2	家電リサイクル法対象品目のリサイクル推進	○	
3	パソコンリサイクルの推進	○	
4	使用済年賀はがきのリサイクルの推進	○	
5	廃消火器リサイクルシステムの推進	○	
6	乾電池のリサイクルモデル事業の実施		○
7	カセットボンベ・スプレー缶のリサイクルモデル事業の実施		○
8	ボタン型電池・充電池の販売店への店頭回収の協力要請	○	

■循環型ビジネスへの支援

① 民間施設の活用と施設整備に係る支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	民間リサイクル施設の活用	○	
2	射水市中小企業販路拡大支援事業による再生品利用拡大の支援	○	

② 資源化情報やノウハウ等の蓄積と提供

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	「富山県リサイクル認定制度※」の周知・啓発	○	
2	【再掲】「とやまエコ・ストア制度」の周知・啓発	○	
3	事業系一般廃棄物減量等研修会にて配布している減量マニュアルなどで再生品の利用に係る周知・啓発		○

※廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品及び廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所を認定し、その利用及び取組みの拡大を通じて、循環型社会の形成を促進することを目的とする制度のこと。

○市民・事業者が果たしていく役割

市民	○市や市民団体、企業が行うリサイクル活動に参加しましょう。 ○ごみは決められた「分別排出ルール」に従い、できるだけ「資源ごみ」として排出しましょう。 ○資源集団回収活動に参加し、資源ごみ回収に努めましょう。 ○拠点回収を活用して、資源ごみ回収に努めましょう。 ○再生商品（トイレットペーパーやノート等のリサイクル品）を利用しましょう。
事業者	○「富山県リサイクル認定制度」のエコショップに登録する等し、店頭回収実施店としての取り組みを推進しましょう。 ○収集運搬業者と連携したごみの分別排出の徹底と資源化を推進しましょう。 ○民間リサイクル施設の活用や、再生品利用の拡大に努めましょう。 ○食品廃棄物の減量化や資源化に努めましょう。

3 環境への負荷が小さい安全で安心な適正処分の推進 ―適正処理・処分―

【基本的な考え方】

ごみの資源化を推進しても、どうしても出てしまうごみに関しては、適正に処分する必要があります。

市では、安定的かつ安全な適正処理を推進するとともに、中間処理から発生する資源ごみの回収を推進していきます。

また、市で取り扱えない排出禁止物の市民への普及啓発を推進するとともに、違反ごみ排出者に対する指導の徹底に努めていきます。さらに、まちの環境美化や不法投棄の防止対策、不適正処理の防止対策を積極的に推進していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、本市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

■適正な収集運搬体制の維持

① 効率的な収集・運搬体制の整備

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	経済性・効率性・合理性を踏まえた収集運搬体制の適宜見直し	○	

② 市民満足度の高いごみ収集・運搬体制の整備・支援

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	一般廃棄物ステーション設置費補助金交付事業の推進	○	
2	多様なライフスタイルに対応した分別排出の機会の拡大		○

■適正な処理体制の維持

① 市所管施設の適正管理と処理に伴う環境負荷の低減

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	環境に優しく安全で適正な運転管理の継続〔クリーンピア射水、ミライクル館、野手埋立処分所〕	○	
2	熱エネルギー（発電や余熱利用）の有効利用の継続〔クリーンピア射水〕	○	
3	施設の計画的な補修・改修の実施《クリーンピア射水の基幹的設備改良事業》		○
4	適正な維持管理のため、計画的な補修・改修の実施〔野手埋立処分所〕	○	

② 民間活用の促進による事業の効率化の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	長期包括運営業務委託の継続〔クリーンピア射水、野手埋立処分所〕	○	
2	燃えないごみ（金属類、粗大ごみ、ガラス・陶器等）からの非鉄金属回収の継続（民間委託）	○	

③ 中間処理施設から発生する処理残渣物の資源化手法等に関する調査・研究

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	熔融スラグの有効活用方策の検討（覆土利用等）	○	
2	焼却飛灰の有効活用方策の検討	○	
3	燃えないごみの内容物の把握と、新たな資源化方策の検討	○	
4	不燃性残渣物の有効活用方策の検討	○	
5	可燃性残渣物の有効活用方策の検討	○	

■災害廃棄物への対応

①「災害廃棄物処理計画」の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	災害時の相互応援体制の推進	○	
2	災害廃棄物処理のシミュレーション（模擬訓練の実施）の推進	○	
3	平常時（災害発生前）における市民等への周知・啓発の推進	○	
4	施設・資材・機材の整備の推進	○	

○市民・事業者が果たしていく役割

市民	○ごみは決められた「分別排出ルール」に従い、できるだけ「資源ごみ」として排出しましょう。
事業者	○収集運搬業者と連携したごみの分別排出の徹底と資源化を推進しましょう。 ○民間リサイクル施設の活用や、再生品利用の拡大に努めましょう。

4 計画の実現に向けた体制整備

一 体制・しくみづくり

【基本的な考え方】

「協働で創る循環型社会のまち いみず」の実現のため、4 R と適正処分を着実に実行できる基盤（体制・しくみ）を構築していきます。

【基本的な考え方】を踏まえ、本市が取り組んでいく施策を次のとおり定めます。

■協働を促進するための情報共有

① 情報管理・情報開示システムの充実

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	【再掲】ホームページを利用した周知・啓発	○	
2	廃棄物処理にかかる費用の透明化（ホームページでの廃棄物処理費用の公開）		○
3	紙媒体やＩＣＴを利活用した情報発信	○	
4	マスコミ、各種説明会やイベントを通じた情報発信	○	
5	対象者に合わせたきめ細かい集中的な広報・啓発	○	
6	中小事業所や多量排出事業所への情報発信	○	

② 事業評価の実施

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	廃棄物減量等推進審議会による本計画の適宜見直しと公表	○	
2	廃棄物減量等推進審議会への進捗状況の報告及び公表	○	

■環境美化・生活環境保全の推進

① まちの環境美化推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	市民全員参加による「射水市一斉クリーン大作戦」の実施	○	
2	アダプト・プログラム（里親制度）事業の推進	○	

具体的な施策		継続	拡大 新規
3	空き缶等のポイ捨て防止事業の推進	○	
4	県や民間団体による海岸清掃事業の推進	○	
5	海岸漂着物やごみ等の適正処理の検討	○	

② 不法投棄の防止対策の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	廃棄物不法投棄監視員との連携による定期的巡視	○	
2	警察・地元市民との連携による合同パトロールの実施	○	
3	立看板の設置		○
4	除草・草刈りの協力要請		○

③ 不適正処理の防止対策の推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	排出事業所及び処理業者への立ち入り調査		○
2	野焼きの防止に係る周知・啓発	○	
3	事業所による野焼きの禁止と、小型焼却炉に係る廃止の指導の徹底	○	

■連携・協働の促進

① 市関係部局との連携

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	ごみ関連施策の円滑な推進に向けた関係部局との連携	○	
2	射水市環境衛生協議会との連携と活動の支援	○	

② 国・県・県内市町村・警察との連携

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	生産・流通・消費に係る発生抑制・再使用の仕組みづくりに向けた国に対する働きかけ		○
2	富山県市町村一般廃棄物対策推進協議会への参画	○	
3	警察との連携による不法投棄や燃えないごみ（資源ごみ）の持ち去りの取り締まりの推進		○

③ 燃えないごみ（資源ごみ）持ち去り対策協力体制の確立

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	早朝パトロールの推進		○
2	ごみステーションへの持ち去り防止看板設置の推進		○
3	警察との連携による燃えないごみ（資源ごみ）の持ち去りの取り締まりの推進		○

④ 市民協働のまちづくりの推進

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	環境審議会や廃棄物減量等推進審議会の運用	○	
2	パブリックコメントや説明会等を通じた、4Rに関する市民や事業者からの優れた発案の促進	○	

⑤ 自主的・主体的な活動に対する支援と人材の育成

具体的な施策		継続	拡大 新規
1	地域ボランティア（ボランティアの組織化）の育成	○	

○市民・事業者が果たしていく役割

市民	○市が取り組む施策を理解し、参加・協力しましょう。 ○「射水市一斉クリーン作戦」や海岸清掃等に取り組みましょう。 ○地域美化活動に参加しましょう。 ○道路・公園・水路・河川等へのポイ捨てはやめましょう。 ○行楽地等で自分が出したごみは持ち帰りましょう。 ○不法投棄はやめましょう。 ○不法投棄を発見した場合は速やかに市や警察等の関係機関に通報しましょう。 ○ごみの野焼き（屋外焼却）はやめましょう。
事業者	○市が取り組む施策を理解し、参加・協力しましょう。 ○地域美化活動に参加しましょう。 ○不法投棄や不適正処理をせず、適正な処理を行いましょう。 ○自動販売機等の設置者は、空き缶等回収容器を設置しましょう。 ○所有する土地の不法投棄防止対策を行いましょう。 ○ごみの野焼き（屋外焼却）はやめましょう。

第4章 生活排水処理基本計画

4.1 生活排水処理の現状と課題



(1) 水環境に関する状況

① 水系の概況

市内を流れる代表的な河川として、庄川や下条川等があります。庄川の源流は、岐阜県高山市内にある山中峠の湿原を水源としています。河川の総延長は約110kmで、射水市新湊地区内を流れ富山湾に注いでいます。また、下条川の源流は、射水丘陵を水源としており、河川の総延長は16kmと小さな河川で、射水市小杉地区内の市街地を流れ、射水市新湊地区内で富山湾に注いでいます。

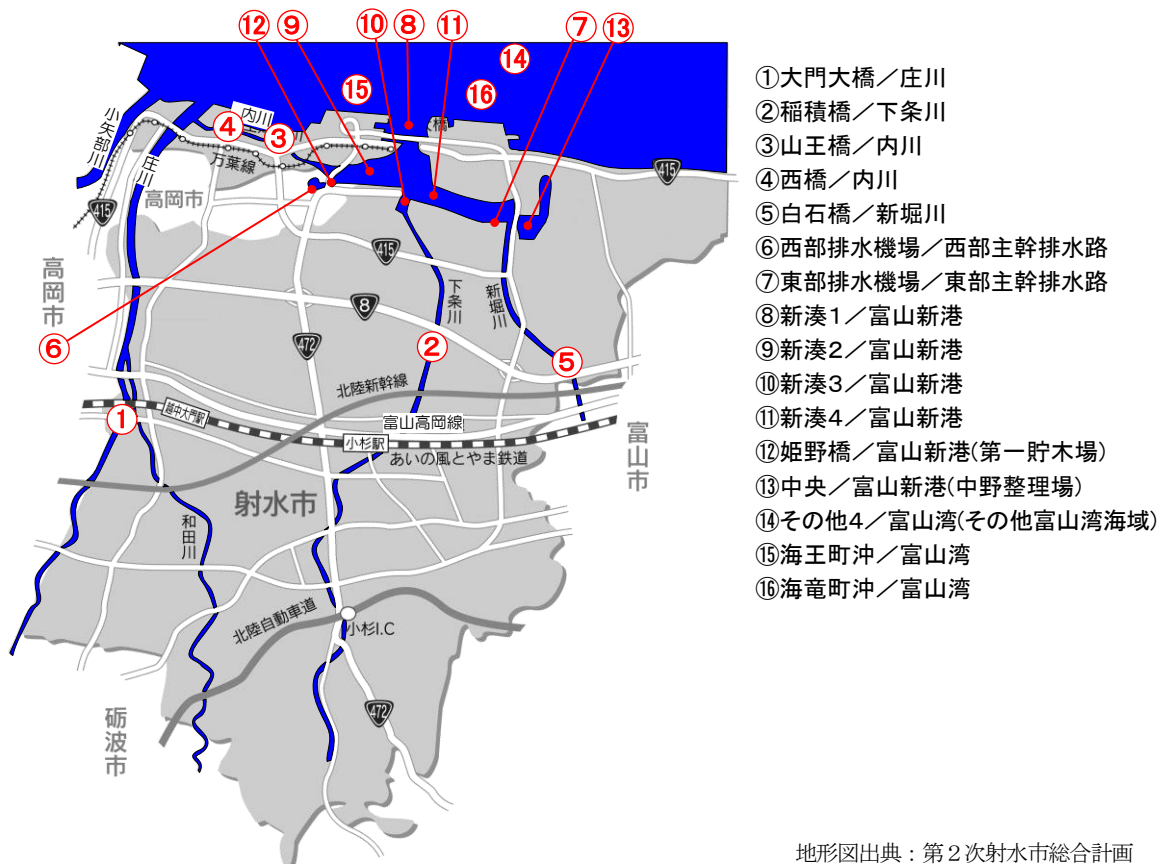
庄川は、上水道の水源、水力発電、農業用水及び工業用水等に利用されています。また、下条川は、農業用水に利用されています。

② 水環境の現状

本市では公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法等に基づく工場・事業場排水対策や生活排水対策を推進しています。また、これにあわせ、富山県の水質測定計画で定めている環境基準点の水質測定を実施しています。

環境基準点の位置図を図4-1-1に、環境基準の達成状況（平成16年度～平成26年度）を表4-1-1(次頁)に示します。

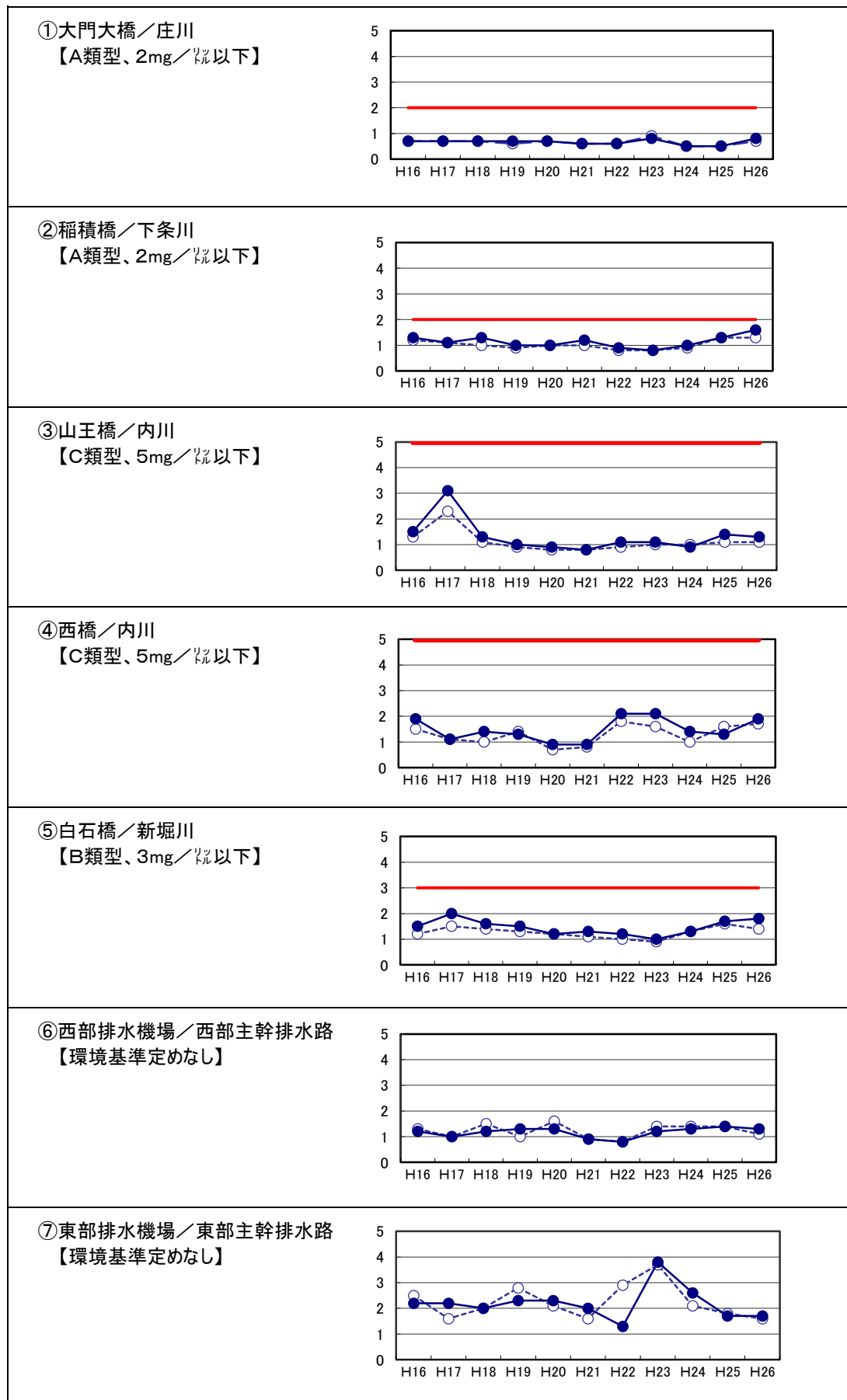
これによると、河川ではすべて環境基準を達成しています。一方、海域の一部の環境基準点では、環境基準を僅かに超過する状況となっています。



地形図出典：第2次射水市総合計画

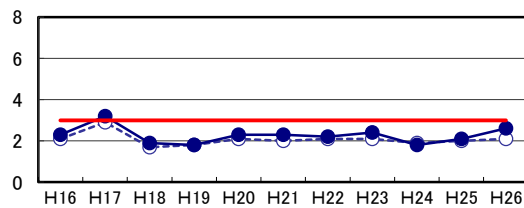
図4-1-1. 環境基準点の位置図

表4-1-1. 環境基準の達成状況〔平成16年度～平成26年度〕【河川、主幹排水路】

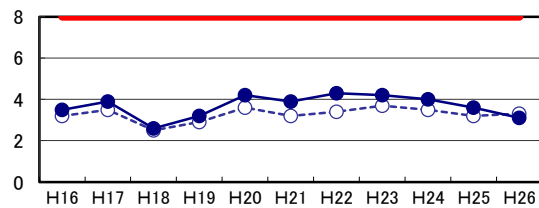


【海域】

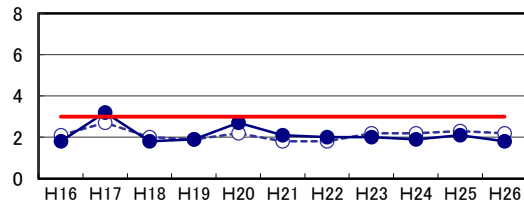
⑧新湊1／富山新港【B類型、3mg／リットル以下】



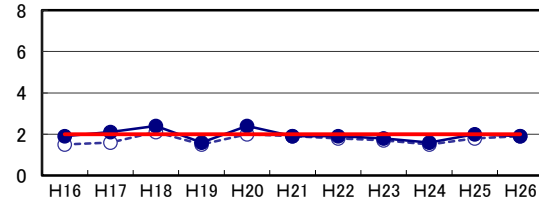
⑬中央／富山新港(中野整理場)【C類型、8mg／リットル以下】



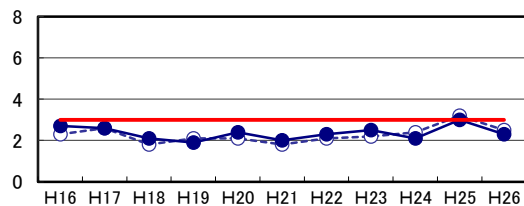
⑨新湊2／富山新港【B類型、3mg／リットル以下】



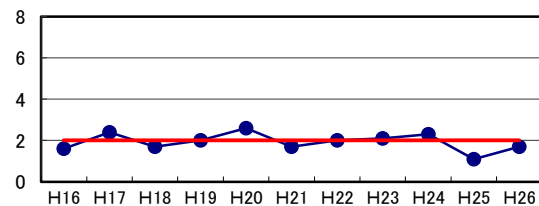
⑭その他4／富山湾(その他富山湾海域)【A類型、2mg／リットル以下】



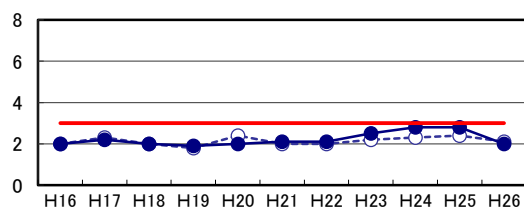
⑩新湊3／富山新港【B類型、3mg／リットル以下】



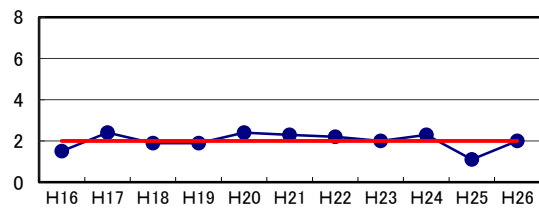
⑮海王町沖／富山湾【A類型、2mg／リットル以下】



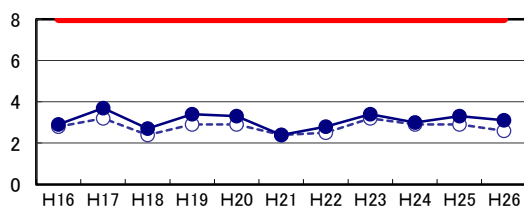
⑪新湊4／富山新港【B類型、3mg／リットル以下】



⑯海竜町沖／富山湾【A類型、2mg／リットル以下】



⑫姫野橋／富山新港(第一貯木場)【C類型、8mg／リットル以下】



－ グラフの凡例 －

- 75%値※1
- 平均値※2
- 環境基準※3

単位：mg／リットル

※1「75%値」は、全データをその値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目（ n はデータ数）の値を示す。
（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。）

※2「平均値」は、日間平均値の年平均値を示す。

※3環境基準の達成状況は、河川ではBOD値、海域ではCOD値が適用される。

(2) 生活排水処理施設の種類

生活排水とは、し尿及び生活雑排水（台所排水や浴室排水等）を総称したものです。

これらの生活排水を処理する生活排水処理施設（污水衛生処理施設）は、集合排水処理施設と個別排水処理施設とに大別されます。

集合排水処理施設とは、各家庭や事業所から排出される生活排水を管路で収集し、終末処理場等でまとめて処理するものであり、住宅が密集した市街地や集落地域に適した方式となります。

一方、個別排水処理施設とは、各家庭や事業所毎に浄化槽を設置して、汚水を個別処理するものであり、住居がまばらで人口密度が低い地域等に適した方式となります。

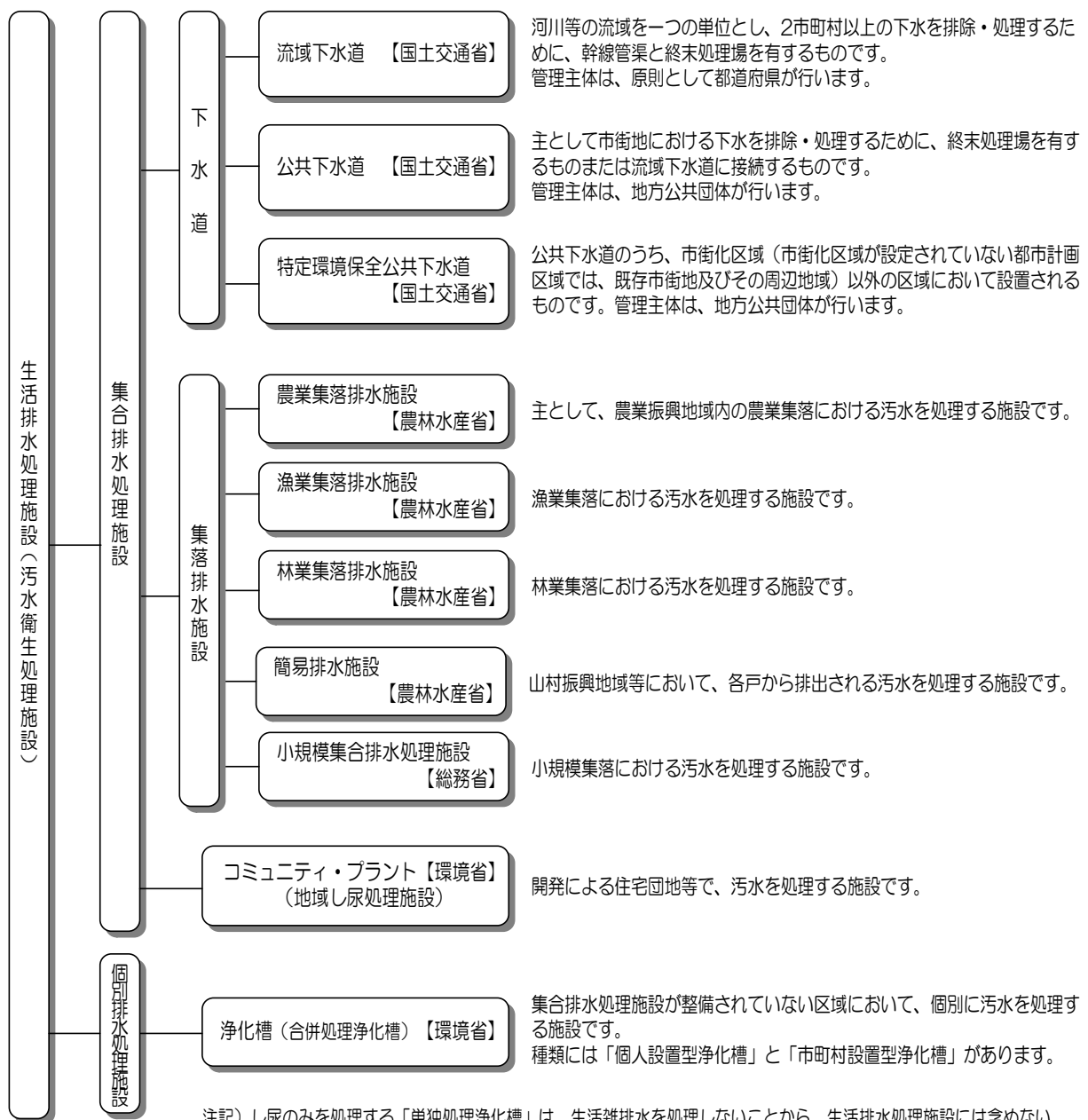
生活排水処理施設の整備にあたっては、このような整備地域の特性を勘案し、各施設の特徴や経済性、効率性を十分検討した上で計画的に進められています。

集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方を図4-1-2(次頁)に、生活排水処理施設の種類を図4-1-3(次頁)に示します。

1. 本計画における「生活排水処理施設」は、「し尿」及び「生活雑排水」をあわせて適正に処理している施設とします。
2. 本計画では、「生活排水処理施設」を実際に利用している人を「水洗化・生活雑排水処理人口」と表記します。また、単独処理浄化槽を利用している人を「水洗化・生活雑排水未処理人口」、汲み取り便所を利用している人や自家処理をしている人を「非水洗化人口」と表記します。
3. 浄化槽法では合併処理浄化槽を「浄化槽」と定義していますが、本計画では生活雑排水の処理の有無を考慮して、「単独処理浄化槽」と「合併処理浄化槽」とに区分して表記します。



図4-1-2. 集合排水処理施設・個別排水処理施設の考え方



注記）し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」は、生活雑排水を処理しないことから、生活排水処理施設には含めない。

図4-1-3. 生活排水処理施設の種類

(3) 生活排水処理の必要性

我が国の水質汚濁は、水質汚濁防止法等の施行により、工場や事業所への排水規制措置が行われたことで改善されています。しかしながら、今もなお環境基準を達成していない水域が残っており、特に湖沼や内湾等の閉鎖性水域や都市内の中小河川における達成率は低く、農村地域では生活雑排水による農業用水路等の水質汚濁が問題となっています。

こうした水質汚濁の要因として、生活排水処理の中で大きな負荷量を占める生活雑排水が未処理で放流されていることが挙げられています。このため、身近な生活環境や公共用水域の水質保全を図る上でも、生活雑排水に対する対策が重要視されています。

河川等の水質汚濁に与える影響を、各処理方式の汚濁負荷量で表したものを表4-1-2に示します。

これによると、「汲み取りし尿」及び「単独処理浄化槽」の汚濁負荷量は、他の処理方式に比べて5～8倍も高く、河川等の水質汚濁に与える影響が大きいことが伺えます。

表4-1-2. 各処理方式が河川水質に与える影響／汚濁負荷量（BOD換算）

項 目	生活排水		原単位 (リットル／人・日)		原単位 (mg／リットル)		処理性能 (mg／リットル)		汚濁負荷量 (g／人・日)
	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	し尿	生活雑排水	BOD換算
下 水 道	処理	処理	250		200		15		4
集 落 排 水 施 設	処理	処理	250		200		20		5
コミュニティ・プラント	処理	処理	250		200		20		5
合併処理浄化槽	処理	処理	250		200		20		5
単独処理浄化槽	処理	未処理	50	150	260	180	90	—	32
汲み取りし尿	処理	未処理	1.57	150	7,800	180	10	—	27

出典:「し尿浄化槽の構造基準・同解説 1996年版」日本建築センター、「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006改訂版」社団法人 全国都市清掃会議、「富山県の下水道 平成28年3月」富山県、「富山県の廃棄物 平成27年11月」富山県

全国・富山県・本市における施設整備率を表4-1-3に示します。

平成27年度における本市の施設整備率は99.2%となり、県の96.1%、国の89.9%と比較すると、施設整備率は高い状況となっています。

表4-1-3. 全国・富山県・本市における施設整備率 [平成27年度末、単位：万人]

区分	施 設 整備率	総人口 [住基]	整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）				
			計	下 水 道	集 落 排水施設	コミュニティ ・プラント	合併処理 浄 化 槽
全 国	89.9%	12,766	11,474	9,926	358	23	1,167
富山県	96.1%	107.7	103.5	90.2	9.4	0.3	3.6
射水市	99.2%	9.4 (94,147人)	9.3 (93,430人)	8.1 (81,931人)	1.0 (10,074人)	—	0.1 (1,425人)

注記1) 施設整備率（汚水処理人口普及率）とは、総人口のうち、生活排水処理施設の整備が完了した地域に在住する人口割合をいう。

施設整備率＝ $\frac{\text{下水道整備人口} + \text{集落排水施設整備人口} + \text{コミュニティ・プラント整備人口} + \text{合併処理浄化槽設置人口}}{\text{総人口（行政区域内人口）}}$

注記2) 国と県の値は、「平成27年度末の汚水処理人口普及状況について 平成28年9月5日 環境省・国土交通省・農林水産省」の抜粋値

注記3) 本市の値は、本計画の策定に際し、求めた実績値

注記4) 抜粋値のため、整備人口（水洗化・生活雑排水処理人口）の合計が合わない場合がある。

(4) 生活排水処理の現況

① 対象となる生活排水及び処理主体

各処理施設で対象となる生活排水、及びその処理主体を表4-1-4に示します。

表4-1-4. 処理施設の対象となる生活排水及び処理主体 [平成28年4月現在]

処理施設の種類		対象となる生活排水	処理主体
下水道	流域下水道	し尿及び生活雑排水	富山県
	公共下水道	し尿及び生活雑排水	射水市
	特定環境保全公共下水道	し尿及び生活雑排水	射水市
農業集落排水施設		し尿及び生活雑排水	射水市
合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽		し尿	個人等
し尿処理施設（射水市衛生センター）		し尿及び浄化槽汚泥	射水市

② 生活排水の処理体系

平成28年4月現在における本市の生活排水の処理体系図を図4-1-4に示します。

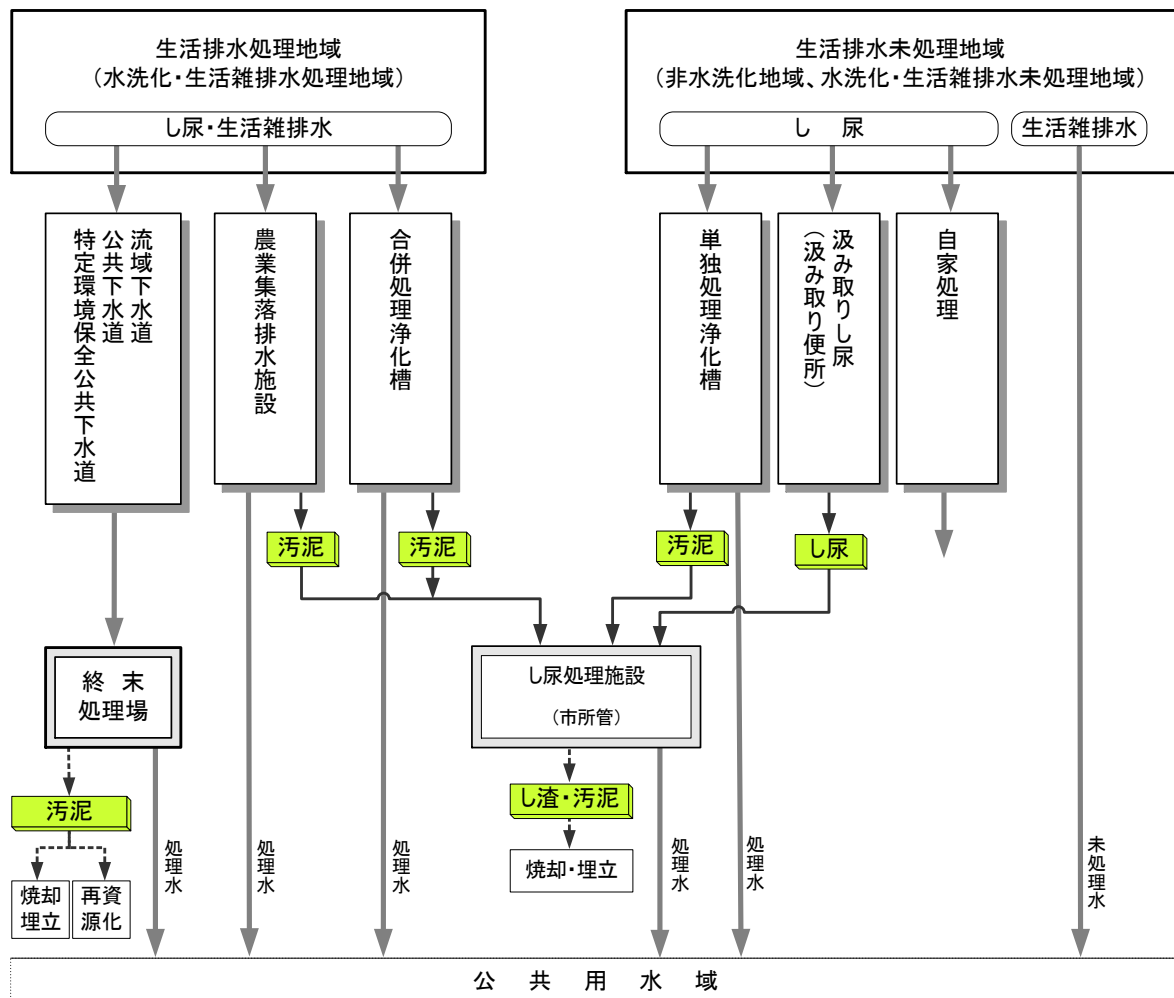


図4-1-4. 生活排水の処理体系図

[平成28年4月現在]

③ 生活排水の処理形態別人口の推移

平成27年度における生活排水の処理形態別人口を表4-1-5に、過去10年間(平成18年度～平成27年度)における生活排水の処理形態別人口の推移を表4-1-6及び図4-1-5(次頁)に示します。

本市では、下水道の早期整備を重点施策として積極的に事業拡大を進める一方、農業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置等も順次推進しており、それぞれの地域特性に応じた生活排水処理施設の基盤整備に努めているところです。

平成27年度における水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道が75,403人、農業集落排水施設が9,858人、合併処理浄化槽が1,860人となり、総人口94,147人のうち、92.5%の市民が生活排水処理施設を利用している状況です。

しかしながら、残りの7.5%の市民が、生活雑排水を未処理のまま、河川等の公共用水域に排出している状況にあるため、今後も引き続き下水道等の整備拡大と施設整備完了地域に対する水洗化の促進を行うことが必要となっています。

参考として、先述した表4-1-2(P.84)の計算根拠に基づき、平成27年度における各処理方式が河川等に与える水質汚濁の影響をBOD汚濁負荷量の推定値として示しました。

これによると、本市の全汚濁負荷量569kg/日に対し、【水洗化・生活雑排水未処理人口】及び【非水洗化人口】に占める汚濁負荷量は209(=124+85)kg/日になり、全体の34.7%(=21.8%+14.9%)を占める割合となっています。

表4-1-5. 生活排水の処理形態別人口 [平成27年度]

処理形態区分	処理形態別人口		BOD汚濁負荷量【推定値】	
	人 口	占める割合	負荷量	占める割合
	人	%	kg/日	%
行政区域内人口(住民基本台帳)	94,147	100.0%	569	100.0%
1. 計画処理区域内人口	94,147	100.0%	569	100.0%
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	87,121	92.5%	360	63.3%
下水道	75,403	80.1%	302	53.1%
農業集落排水施設	9,858	10.5%	49	8.6%
合併処理浄化槽	1,860	2.0%	9	1.6%
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	3,867	4.1%	124	21.8%
4. 非水洗化人口	3,159	3.4%	85	14.9%
汲み取りし尿	3,159	3.4%	85	14.9%
自家処理	0	0.0%	0	0.0%
5. 計画処理区域外人口	0	0.0%	0	0.0%
水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2.の割合】	92.5 %		—	—

注記1) BOD汚濁負荷量(kg/日)は、表4-1-2(P.84)に示すBOD換算の汚濁負荷量(g/人・日)に、上表の各処理形態別人口を乗じることで求めた。

注記2) 表記の際に端数処理を行ったため、人口や割合%が合わない場合がある。

注記3) 行政区域内人口は、各年度3月31日現在の住民基本台帳(平成23年度までは外国人登録人口を含む)の値である。

表4-1-6. 生活排水の処理形態別人口の推移 [平成18年度～平成27年度]

処理形態区分	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
行政区域内人口(住民基本台帳)	96,591	96,664	96,489	96,205	95,851	95,546	95,112	94,684	94,404	94,147
1. 計画処理区域内人口	96,591	96,664	96,489	96,205	95,851	95,546	95,112	94,684	94,404	94,147
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	78,151	79,656	80,473	81,632	84,076	84,720	86,144	86,561	86,840	87,121
下水道人口	64,504	67,070	68,242	69,597	71,931	72,891	73,984	74,535	74,930	75,403
農業集落排水施設	10,458	10,203	10,151	10,217	10,362	10,245	10,173	10,100	10,012	9,858
合併処理浄化槽	3,189	2,383	2,080	1,818	1,783	1,584	1,987	1,926	1,898	1,860
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	12,228	10,922	10,179	8,773	6,555	6,151	4,658	4,206	4,050	3,867
4. 非水洗化人口	6,212	6,086	5,837	5,800	5,220	4,675	4,310	3,917	3,514	3,159
汲み取りし尿	6,212	6,086	5,837	5,800	5,220	4,675	4,310	3,917	3,514	3,159
自家処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水処理率 【行政区域内人口に占める2. の割合】	80.9%	82.4%	83.4%	84.9%	87.7%	88.7%	90.6%	91.4%	92.0%	92.5%

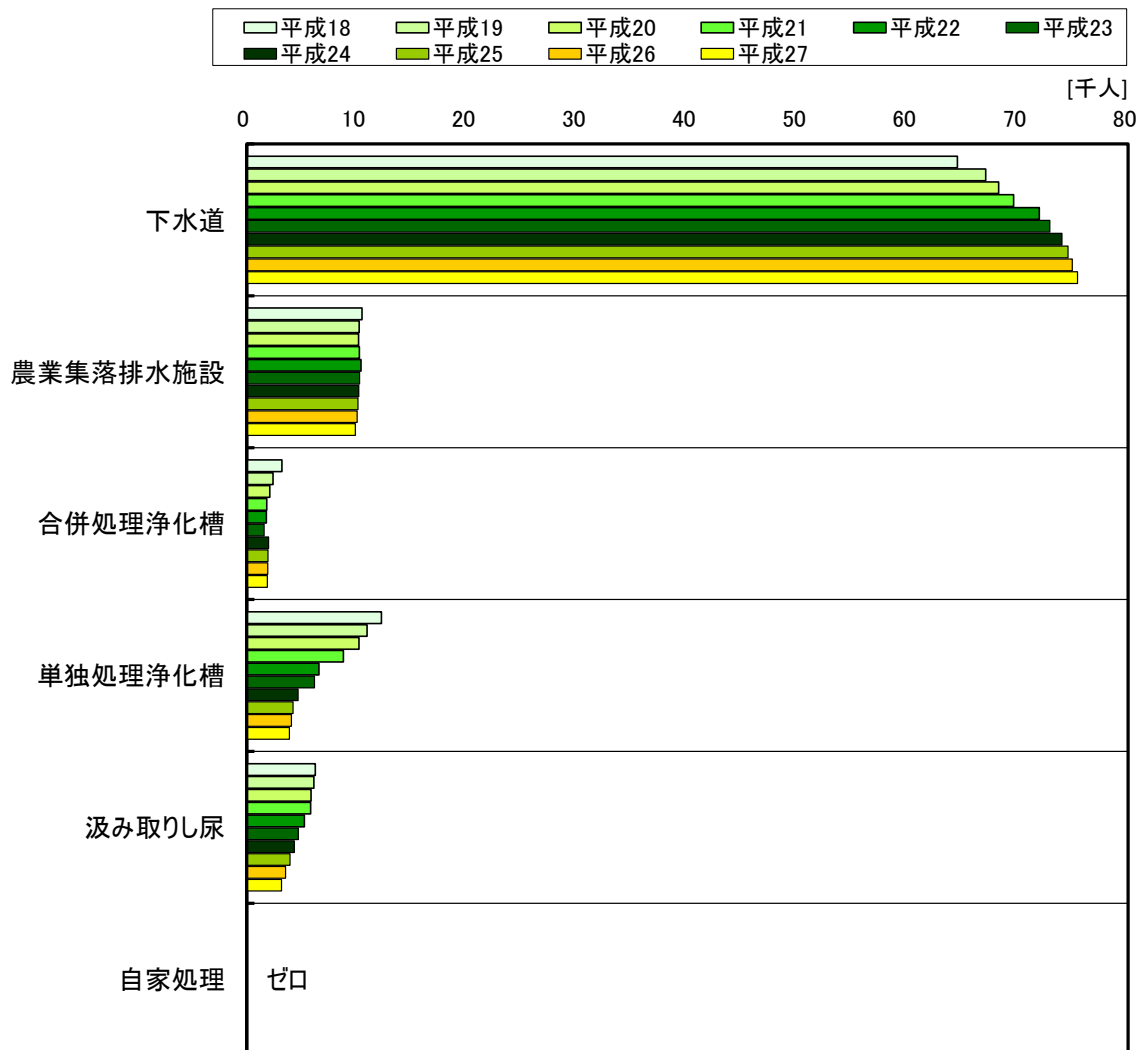


図4-1-5. 生活排水の処理形態別人口の推移 [平成18年度～平成27年度]

④ 生活排水の形態別処理施設の概要

ア. 下水道

本市の下水道の整備状況を表4-1-7及び図4-1-6に、施設の概要等を表4-1-8及び表4-1-9(次頁)に示します。

下水道は、都市の浸水防除や市民生活の向上のみならず、公共用水域の水質保全の観点からも欠くことができない都市の基盤施設です。

本市では、太閤山処理区と大門東部処理区の2処理区を保有しています。

平成27年度における下水道の整備人口は81,931人となり、下水道普及率(行政区域内人口に対する下水道整備完了地域在住人口の比率)は87.0%となっています。また、水洗化人口は75,403人となり、水洗化率(整備人口に対する実際に下水道を利用している人口の比率)は92.0%と高く平成23年度以降は下水道普及率を上回る傾向が続いています。

本市では、今後とも残りの下水道整備区域の面整備を計画的に推進するとともに、下水道整備完了地域における早期水洗化の促進も進めることとしています。

表4-1-7. 下水道の整備状況 [平成18年度～平成27年度]

項 目	単位	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
行政区域内人口 (住民基本台帳)	人	96,591	96,664	96,489	96,205	95,851	95,546	95,112	94,684	94,404	94,147
整 備 人 口	人	80,446	82,377	82,615	83,045	83,046	82,878	82,590	82,191	82,005	81,931
水 洗 化 人 口	人	64,504	67,070	68,242	69,597	71,931	72,891	73,984	74,535	74,930	75,403
下水道普及率	%	83.3%	85.2%	85.6%	86.3%	86.6%	86.7%	86.8%	86.8%	86.9%	87.0%
水 洗 化 率	%	80.2%	81.4%	82.6%	83.8%	86.6%	87.9%	89.6%	90.7%	91.4%	92.0%

注記1) 下水道普及率＝整備人口(下水道を利用できる人数)／行政区域内人口

注記2) 水洗化率＝水洗化人口(下水道を実際に利用している人数)／整備人口(下水道を利用できる人数)

注記3) 表記の際に端数処理を行ったため、割合%が合わない場合がある。

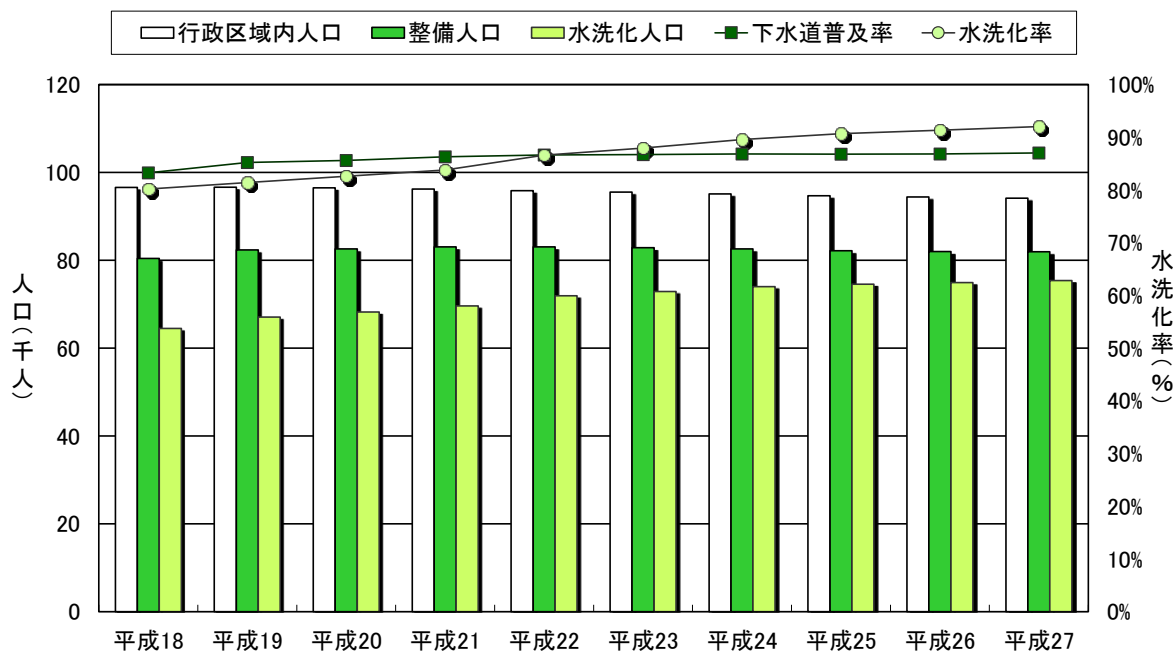


図4-1-6. 下水道の整備状況 [平成18年度～平成27年度]

表4-1-8. 下水道事業の概要（進捗状況） [平成28年4月現在]

項 目		単位	市全域	
全市域面積		A	ha	10,943
市街地面積		B	ha	1,133
整備 状 況	認 可 面 積	C	ha	2,629.17
	整備面積(累計)	D	ha	2,333.43
	進捗率 D／C		%	88.8%
	進捗率 D／A		%	21.3%

出典：射水市上下水道業務課・下水道工務課資料

表4-1-9. 下水道事業の種別区分

NO	処理区	種別	本計画における種別区分	
			区 分	表記
01	太閤山処理区	単独・公共	公共下水道	公共
02	大門東部処理区	単独・特環	特定環境保全公共下水道	特環
03	神通川左岸処理区	流関・公共	公共下水道	公共
04		流関・特環	特定環境保全公共下水道	特環
05	小矢部川処理区	流関・公共	公共下水道	公共

出典：射水市上下水道業務課・下水道工務課資料

注記) 種別の凡例 単独：単独処理区
流関：流域下水道関連
公共：公共下水道
特環：特定環境保全公共下水道

表4-1-10. 下水道終末処理場の概要

[平成27年度]

事業主体	富山県	富山県
処理区名	小矢部川処理区	神通川左岸処理区
下水道事業計画(策定年月日)	H21. 03. 26	H26. 03. 20
事業施工期間(事業認可)	旧新湊市 (H01～H25) 、 旧大門町 (H02～H25)	旧新湊市・旧小杉町 (H04～H30) 、 旧大門町・旧大島町 (H05～H30)
施設名称	二上浄化センター	神通川左岸浄化センター
位置	高岡市二上地内	射水市海竜町地内 (富山新港東埋立地内)
排除方式	分流式	分流式
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法 嫌気無酸素好気法
全体計画の処理能力(日最大)	189, 400m ³	117, 000m ³
放流先	小矢部川	富山湾等
環境基準	B－イ	A－イ

事業主体	射水市	射水市
処理区名	大門東部処理区	太閤山処理区
下水道事業計画(策定年月日)	H22. 02. 08	－
事業施工期間(事業認可)	S63～H26	S43～S59
施設名称	南郷浄化センター	太閤山浄化センター
位置	射水市竹鼻17-1	射水市太閤山10-13
排除方式	分流	分流
処理方式	オキシデーションディッチ法	標準活性汚泥法
全体計画の処理能力(日最大)	800m ³	8, 700m ³
放流先	和田川	下条川
環境基準	A－イ	A－ロ

出典：「富山県の下水道 平成28年3月」富山県、「射水市下水道ビジョン 平成26年12月」射水市上下水道部、「小杉公共下水道(太閤山処理区)」射水市上下水道部

1. 農業集落排水施設

本市の農業集落排水施設の整備状況を表4-1-11及び図4-1-7に、施設の概要を表4-1-12(次頁)に示します。

農業集落排水施設は農村地域等を対象に、水洗化への要望の高まりに応じて適宜整備を推進してきており、平成27年度現在、計16施設を整備しました。

平成27年度における農業集落排水施設の整備人口は10,074人、水洗化人口は9,858人となり、水洗化率は97.9%となっています。

表4-1-11. 農業集落排水施設の整備状況 [平成18年度～平成27年度]

項 目	単位	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
整 備 人 口	人	10,949	10,829	10,743	10,712	10,627	10,506	10,409	10,319	10,227	10,074
水洗化人口	人	10,458	10,203	10,151	10,217	10,362	10,245	10,173	10,100	10,012	9,858
水 洗 化 率	%	95.5%	94.2%	94.5%	95.4%	97.5%	97.5%	97.7%	97.9%	97.9%	97.9%

出典：射水市上下水道業務課・下水道工務課資料

注記) 水洗化率＝水洗化人口（施設を実際に利用している人数）／整備人口（施設を利用できる人数）

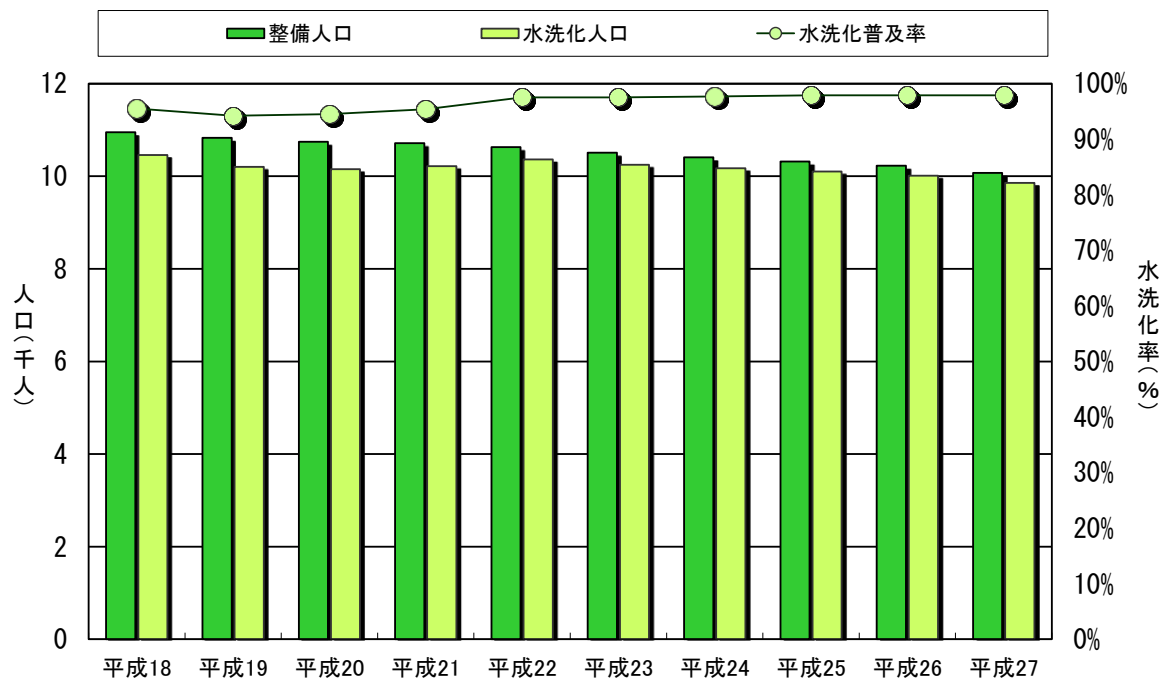


図4-1-7. 農業集落排水施設の整備状況 [平成18年度～平成27年度]

表4-1-12. 農業集落排水施設の概要

[平成28年4月現在]

NO	処理区名	施設区分	事業計画 区域面積	計画人口 (人)	処理方式	供用開始 年 月	放流先
01	七美処理場	農業集落	17.8 ha	810	JARUS-Ⅲ	H03. 11	東部2号排水路
02	塚原南部処理場	農業集落	80.0 ha	1,740	JARUS-Ⅲ	H06. 10	西部9号排水路
03	本江処理場	農業集落	23.8 ha	900	JARUS-Ⅲ	H07. 04	農業排水路
04	青井谷処理場	農業集落	21.0 ha	920	JARUS-Ⅲ	H03. 07	千田排水路
05	太閤山東処理場	農業集落	38.6 ha	960	JARUS-Ⅲ	H06. 10	娶川
06	串田中部処理場	農業集落	45.0 ha	1,340	JARUS-Ⅲ	H元. 05	和田川
07	宮新田処理場	農業集落	5.0 ha	140	沈殿分離接触 ばっ気法(RC)	H02. 11	和田川
08	大門西部処理場	農業集落	50.1 ha	1,960	JARUS-Ⅲ	H05. 07	鴨川
09	大門中部処理場	農業集落	37.1 ha	1,300	JARUS-Ⅲ	H09. 01	和田川
10	大門南部処理場	農業集落	20.5 ha	350	JARUS-Ⅰ	H11. 05	和田川
11	新開発処理場	農業集落	9.2 ha	470	JARUS-V	H05. 06	農業排水路
12	今開発処理場	農業集落	11.3 ha	570	JARUS-Ⅲ	H08. 10	農業排水路
13	白城台処理場	農業集落	8.0 ha	460	接触ばっ気方式	H02. 09	農業排水路
14	加茂処理場	農業集落	40.0 ha	1,360	JARUS-Ⅲ	S63. 06	東部3号排水路
15	八講処理場	農業集落	1.0 ha	53	沈殿分離接触 ばっ気法(FRP)	H元. 04	農業排水路
16	白石処理場	農業集落	24.0 ha	780	JSRUS-Ⅲ	H03. 12	新堀川

出典：「射水市農業集落排水処理施設条例 平成17年11月1日 射水市条例第176号」、射水市上下水道業務課・下水道工務課資料

ウ. 合併処理浄化槽

公共用水域の水質保全等の観点から、国では平成12年に浄化槽法を改正し、浄化槽の定義から単独処理浄化槽が削除されました。これにより、下水道や農業集落排水施設等の集合排水処理施設が整備されていない地域（下水道事業認可区域を除く。）において浄化槽を新設する場合には、合併処理浄化槽の設置が義務づけられます。また、し尿だけしか処理（生活雑排水が処理）できない単独処理浄化槽を保有している設置者には、合併処理浄化槽への早期転換（集合排水処理施設が整備されている地域の設置者は各施設への早期接続）が求められます。

また、浄化槽は適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮するものですが、定期検査の実施率が低い状況にある等、適正な維持管理の徹底が課題とされていました。このため、①浄化槽からの放流水の水質基準の創設や ②浄化槽設置後等の水質検査の検査期間の見直し、③浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定の強化、④報告徴収及び立入検査に係る規定の整備等を規定に盛り込んだ浄化槽法の改正が平成17年9月に行われ、平成18年2月1日から施行されています。

本市の合併処理浄化槽の整備状況を表4-1-13に示します。

平成27年度における合併処理浄化槽の設置基数は270基となり、設置人口は1,860人となっています。

表4-1-13. 合併処理浄化槽の整備状況 [平成18年度～平成27年度]

項 目	単位	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
合併処理浄化槽 設置基数	基	795	270	243	234	207
合併処理浄化槽 設置人口	人	3,189	2,383	2,080	1,818	1,783
うち、下水道の処理開始 公示済み区域外	人	2,162	1,699	1,479	1,217	1,070
うち、下水道の処理開始 公示済み区域内	人	1,027	684	601	601	713

項 目	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
合併処理浄化槽 設置基数	基	183	283	281	284	270
合併処理浄化槽 設置人口	人	1,584	1,987	1,926	1,898	1,860
うち、下水道の処理開始 公示済み区域外	人	941	1,433	1,430	1,439	1,425
うち、下水道の処理開始 公示済み区域内	人	643	554	496	459	435

出典：射水市環境課資料

⑤ 各種生活排水の処理施設に関する制度

ア. 合併処理浄化槽設置補助制度

合併処理浄化槽設置補助制度の概要は表4-1-14に示すとおりです。

表4-1-14. 合併処理浄化槽設置補助制度の概要

[平成28年4月現在]

補助対象地域	次に掲げる地域を除く地域 (1) 流域下水道事業計画の認可区域 (2) 公共下水道事業計画の認可区域 (3) 農業集落排水事業整備及び計画地域 (4) 地域し尿処理施設又は生活排水処理施設の整備及び計画地域																
補助金交付対象者	(1) 住宅(店舗等併用住宅においては、住宅部分の床面積が1／2以上であること) (2) その他市長が特に認めた建築物																
補助対象 合併処理浄化槽	(1) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定に適合し、かつ、BOD除去率が90%以上であって、放流水のBODが20mg／ℓ（日間平均値）以下の機能を有していること (2) 処理対象人員が50人以下であること (3) 処理対象人員が10人以下のものにおいては、浄化槽設置整備事業における国庫補助指針※ ¹ に適合すること																
補助金額	補助の金額は、下表に掲げる金額を最高限度額とする。 <table><tr><td>規 模</td><td>補 助 額</td><td>規 模</td><td>補 助 額</td></tr><tr><td>5人槽</td><td>352,000 円</td><td>11～20人槽</td><td>1,002,000 円</td></tr><tr><td>6～7人槽</td><td>441,000 円</td><td>21～30人槽</td><td>1,545,000 円</td></tr><tr><td>8～10人槽</td><td>588,000 円</td><td>31～50人槽</td><td>2,129,000 円</td></tr></table>	規 模	補 助 額	規 模	補 助 額	5人槽	352,000 円	11～20人槽	1,002,000 円	6～7人槽	441,000 円	21～30人槽	1,545,000 円	8～10人槽	588,000 円	31～50人槽	2,129,000 円
規 模	補 助 額	規 模	補 助 額														
5人槽	352,000 円	11～20人槽	1,002,000 円														
6～7人槽	441,000 円	21～30人槽	1,545,000 円														
8～10人槽	588,000 円	31～50人槽	2,129,000 円														

出典：「射水市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 平成17年11月1日 射水市条例第93号」

^{※1} 平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備浄化槽対策室長通知

イ. 水洗便所改造等資金貸付制度

水洗便所改造等資金貸付制度の概要は表4-1-15に示すとおりです。

表4-1-15. 水洗便所改造資金融資制度の概要

[平成28年4月現在]

融資条件	下水道に接続するために既存の便所を水洗便所に改造する工事(壁の補修及び台所、風呂の排水管の付替等の付帯工事を含む)
融資対象者	処理開始の日から3年以内に指定工事店 ^{※2} で改造工事を行う者
融資限度額	150万円
償還期限	5年以内
融資利率	住宅金融公庫の融資利率に準ずる(保証料は別)
担保及び保証人	無担保無保証人

出典：射水市上下水道業務課資料

^{※2} 射水市が指定する工事店以外では改良工事を行ってはならない。

⑥ 水環境保全のための事業実施状況

本市では公共用水域の水環境保全のため、富山県が策定した水質環境計画(クリーンウォーター計画)にあわせて、生活排水対策事業や工場・事業場排水対策の推進に努めてきています。

本市における水環境保全対策の実施状況を表4-1-16に、水環境関連イベントの実施状況を表4-1-17(次頁)、水環境保全活動団体による水環境保全活動状況を表4-1-18(P.97)に示します。

表4-1-16. 本市における水環境保全対策の実施状況(1/2) [平成27年度]

項	目	主 な 施 策
基本的な水環境保全対策の実施	富山湾の水質維持	○事業者と連携した汚濁の原因となる窒素、りん等の排出抑制(工場・事業場における原材料の転換、有効成分の回収・再利用の工程改善、排水処理の高度化等) ○排水処理施設の適切な維持管理のための人材育成(若手作業員への伝承等) ○富山湾の水質の中長期的な評価のための継続的な水質監視の実施(水質基礎項目や窒素・りん等の調査実施等) ○船舶からの油・廃棄物等流出防止対策(油・有害液体物質及び廃棄物の排出防止対策の推進)
	生活系排水対策の推進	○下水道の整備等の推進(施設の整備促進、下水道への早期接続、窒素・りん等の汚濁負荷の削減強化等) ○その他の生活排水処理施設の整備の促進(農業集落排水施設等の整備の促進等) ○単独浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進 ○生活排水処理施設の適切な維持管理(下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽、及びし尿処理施設の適切な維持管理等) ○浄化槽の法定検査の受検の促進(年1回の定期検査の受検促進等) ○生活雑排水対策(家庭でできる浄化実践活動の推進等)
	産業系排水対策の推進	○排水基準の遵守と排水処理施設の適切な維持管理の指導 ○環境管理の推進(工場・事業場の化学物質管理計画の策定、公共用水域への化学物質の排出削減、公害防止管理体制の整備等) ○事業者による排出水の水質測定に関する規制強化への対応(水質汚濁防止法の特定事業場への立入検査・指導等) ○家畜排せつ物の有効利用及び適正処理の推進(堆肥化等のための施設整備、耕種農家等との連携促進、家畜排せつ物の適正管理等) ○その他(小規模事業場や工事現場の排水管理の徹底等)
	地下水質の保全	○地下水汚染の未然防止対策(工場・事業場の施設の構造基準の遵守、定期点検の実施の徹底指導等) ○土壌汚染対策(土壌汚染拡大防止対策の推進等) ○地下水汚染判明時の対応(汚染範囲・原因の特定調査、迅速な公表等)
	面源からの汚濁負荷への対応	○農業地域対策(施肥方法の改善、農薬の適正使用・使用量低減等) ○森林地域対策(「水と緑の森づくり税」を活用した里山林の整備、治山事業の推進、技術講習支援、森林の適切な管理の指導・助言等) ○都市地域対策(路面や側溝の堆積物の清掃、雨水貯留・浸透対策、集中豪雨等による影響を抑制するための合流式下水道の改善対策等) ○面源からの汚濁負荷量などの実態把握に向けた基礎研究の推進(汚濁負荷による公共用水域の水質への影響検証、基礎研究等)

(2/2)

項	目	主 な 施 策
基本的な水環境保全対策の実施	水生生物保全環境基準などの新たに導入された水質環境基準項目への対応	○水生生物保全環境基準の追加項目の類型指定の検討 ○新たな水質環境基準項目〔底層溶存酸素量、沿岸透明度〕の類型指定の検討 ○BOD等の類型指定の見直し
	水質汚濁事故対策の強化	○事業者等の関係団体と連携した家庭向けの普及啓発の強化(油流出事故防止のための普及啓発資材の作成・配布、戸別訪問等) ○事業者等の関係団体と連携した油流出防止装置の普及促進(高齢者世帯での油流出事故防止のための普及啓発資材の作成・配布、戸別訪問等) ○工場・事業場における水質汚濁事故の未然防止のための人材育成(講習会の開催等) ○リスク管理の推進(リスク管理体制の整備推進) ○事故時の対応(水質汚濁の拡大防止措置の指導、公共用水域等への影響把握等)
	水質の調査及び評価	○水質常時監視の適切な実施(水質汚濁状況の把握、水環境の把握・評価、常時監視の効率化や重点化等) ○各種調査の実施(公共用水域・地下水の環境基準の達成状況調査、金属類の濃度の定期調査の実施等)

出典：射水市環境課資料、「富山県水質環境計画／クリーンウォーター計画 平成27年3月」富山県

表4-1-17. 水環境関連イベントの実施状況

[平成27年度]

イベント・事業名	関連する水辺等	実施団体・主催者	活動内容
とやま豊かな海づくりフェスタ in海王丸パーク	海王丸パーク	第35回 全国豊かな海づくり大会 富山県実行委員会事務局	海のことが学べる体験教室や富山県の特徴ある水産業や豊かな海づくり活動等の紹介
処理場見学会「夏休み水の研究室」	神通川左岸浄化センター	(公財)富山県下水道公社	小学生を対象とした下水道施設見学会
環境保全教室	堀岡小学校	伏木海上保安部	小学校4年生に対する海洋環境に関する環境保全教室を実施
海辺の漂着物調査	海老江海浜公園	(公財)環日本海環境協力センター他	海岸に漂着したごみの種類、量の調査(環日本海の地域の沿岸自治体が連携した漂着物の共同調査)
庄川鮭まつり	庄川(庄川左岸河川敷)	庄川鮭まつり実行委員会	鮭の遡上見学、つかみ取り
庄川ハゼ釣り大会	庄川	塚原経営友好会	庄川に親しみ、豊かな自然環境を伝えることを目的としてハゼ釣り大会、試食会を実施
内川十楽の市	川の駅新湊 新湊勤労青少年ホーム	NPO法人水辺まち新湊	内川周辺、放生津は北前船の中継港として栄え、越中の経済、文化の中心地だった。その市場の再生を目指し、地域の活性化を図る。
射水市海岸清掃	海老江、足洗、六渡寺の海岸	射水市他	海岸清掃活動

出典：射水市環境課資料

表4-1-18. 水環境保全活動団体による水環境保全活動状況

[平成27年度]

団体名	構成組織	活動開始年月日	活動場所	活動頻度	活動内容	表彰受賞履歴
六渡寺自治会	六渡寺地域住民	—	射水市内海岸	1回/年	海岸の清掃美化活動	H13 中部運輸局長 H15 県土美化(知事) H20 地域環境美化功績者(環境省) H21 海岸功労者((社)全国海岸協会) H27 緑綬褒状: 地域環境美化功績者(環境大臣)
海老江地域振興会	海老江地域住民	昭和50年	同上	2回/年	同上	H11 県土美化 H21 海岸功労者((社)全国海岸協会)
射水市立新湊中学校 (旧新湊西部中学校)	生徒会員	昭和60年	庄川	1回/年	庄川河川敷の清掃活動	H3 一級水系水濁協会会長(建設省) H3 県土美化(県土美化推進県民会議会長) H17 地域環境美化功績者(環境省)
射水市立新湊小学校 (旧中伏木小学校)	6年生児童	—	同上	1回/年	同上	H10 県土美化(県土美化推進県民会議会長)
本江地域振興会	本江地域住民	—	射水市内海岸	1回/年	海岸の清掃美化活動	H15 北陸信越運輸局富山運輸支局長 H16 県土美化(県土美化推進県民会議) H20 県土美化(知事)
高岡たばこ販売協同組合新湊支部	組合員	—	同上	3回/年	海岸及び河川の清掃美化活動	—
(新湊)山王町自治会	山王町住民	—	同上	—	海岸の清掃美化活動	H10 県土美化(県土美化推進県民会議会長)
(新湊)堀岡小学校 PTA(児童クラブ)	堀岡小学校 PTA(児童クラブ)	—	同上	1回/年	同上 (浜っこクリーン作戦)	H20 海をきれいにする一般協力者(北陸地方整備局)
(新湊)射水市立東明小学校	児童全員	平成8年	海老江海岸	1回/年	海岸の清掃美化活動	H20 海をきれいにする一般協力者(北陸地方整備局)
(大門)射水市立大門中学校生徒会	生徒会員	昭和60年	庄川	1回/年	庄川河川敷の清掃活動	H7 県土美化(県土美化推進県民会議会長) H15 県土美化(知事)
(大門)射水市立大門小学校(浅井)	児童、地域住民など	平成4年	鴨川	通年	・学校付近の河川等の美化清掃及び藻刈り等 ・トミヨ・フナ・サケ等の飼育観察 ・鴨川の水質調査 ・アユ、サケの放流活動	H14 とやま環境賞「ジュニア活動賞」(富山・水・文化の財団) H14 一級水系水濁協会会長(国交省) H16 環境省水環境部長

出典：射水市環境課資料

(5) 射水市衛生センターにおけるし尿・浄化槽汚泥処理の現況

各家庭等から発生するし尿や浄化槽汚泥の処理区域は、行政区域全域を対象としています。

① 収集・運搬の状況

収集・運搬は、し尿では委託業者2社で、浄化槽汚泥では委託業者3社でそれぞれ行っています。

収集・運搬車両の状況を表4-1-19に示します。

表4-1-19. 収集・運搬車両の状況 [平成28年4月現在]

最大積載可能量		～2 kl	～4 kl	～8 kl	～10 kl	計
車両 台数	計	1 台	10 台	2 台	3 台	16 台
	し 尿	0 台	5 台	1 台	1 台	7 台
	浄化槽汚泥	1 台	5 台	1 台	2 台	9 台

出典：射水市環境課資料

② 中間処理・最終処分の状況

本市から発生するし尿及び浄化槽汚泥は、市が所管するし尿処理施設「射水市衛生センター」において適正処理しています。

施設の概要を表4-1-20に示します。

表4-1-20. し尿処理施設の施設概要 [平成28年4月現在]

項 目			内 容
施 設 名			射水市衛生センター
処 理 対 象 物			し尿・浄化槽汚泥
所 在 地			射水市寺塚原904番地
竣 工 年 月			昭和62年9月30日
公 称 処 理 能 力			116 kl／日(し尿 100 kl／日、浄化槽汚泥 16 kl／日)
設 計 放 流 水 質			BOD 10mg／ℓ以下
処 理 方 式			栗田式 低希釈二段活性汚泥処理方式
希 積 水	種 類	地下水	
	倍 率	10倍	
放 流 先	河 川 名	庄川(環境基準 A類型)	
	水濁法上乘基準	BOD 10ppm	
脱 臭 設 備			酸・アルカリ洗浄、活性炭吸着
余 剰 汚 泥 処 理※ ¹			脱水、乾燥、焼却(焼却灰は埋立処分)
し 渣※ ²			脱水、焼却(焼却灰は埋立処分)

出典：「富山県の廃棄物 平成27年11月」富山県、射水市環境課資料

※¹余剰汚泥とは生物処理工程や凝集沈殿工程等から発生する汚泥のうち、余分となった汚泥のこと。

※²し渣とは、収集し尿や浄化槽汚泥に混入しているポリエチレン等のプラスチック類や下着、雑巾、脱脂綿等の繊維類等の夾雑(きょうざつ)物のこと。

7. 搬入量の状況

射水市清掃センターへのし尿及び浄化槽汚泥の搬入状況を表4-1-21及び図4-1-8(次頁)に示します。

生活排水処理施設の整備進捗によって、し尿の年間搬入量は漸減傾向にあります。また、浄化槽汚泥の年間搬入量は平成26年度までは漸減傾向にありましたが、平成27年度には増加に転じました。

し尿は減少割合が大きく、平成18年度から平成27年度の10年間で60%減少しました。また、浄化槽汚泥は、同10年間で24%減少しました。搬入量全体では、同10年間で34%減少しました。

なお、1人1日平均排出量は、し尿が1.5～2.0^{リットル}/人・日、浄化槽汚泥が1.3～1.6^{リットル}/人・日で推移しており、平成27年度では両者は同程度の排出量となっています。

表4-1-21. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況 [平成18年度～平成27年度]

NO	種 別	項 目	単位	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	備 考
1	し 尿	年間搬入量	kl/年	4,591.7	3,891.1	3,573.1	3,231.6	2,876.6	(01)= 年間量の実績
2	浄化槽汚泥	年間搬入量	kl/年	11,820.6	11,519.8	10,779.0	9,853.4	9,787.5	(02)= 年間量の実績
3	計	年間搬入量	kl/年	16,412.3	15,410.9	14,352.2	13,085.0	12,664.1	(03)= (01)+(02)
4	し 尿	1日平均搬入量	kl/日	12.6	10.6	9.8	8.9	7.9	(04)= (01)/[365or366]
5	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	32.4	31.5	29.5	27.0	26.8	(05)= (02)/[365or366]
6	計	1日平均搬入量	kl/日	45.0	42.1	39.3	35.9	34.7	(06)= (04)+(05)
7	し 尿	過去10年間の増減指数	H18を100として	100	85	78	70	63	(07)= 当該年度の(01)/H18の(01)
8	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H18を100として	100	97	91	83	83	(08)= 当該年度の(02)/H18の(02)
9	計	過去10年間の増減指数	H18を100として	100	94	87	80	77	(09)= 当該年度の(03)/H18の(03)
10	し 尿	1人1日平均排出量	^{リットル} /人・日	2.03	1.75	1.68	1.53	1.51	(10)= (01)/処理人口/[365or366]×10 ³
11	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	^{リットル} /人・日	1.25	1.34	1.32	1.30	1.43	(11)= (02)/処理人口/[365or366]×10 ³

NO	種 別	項 目	単位	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	備 考
1	し 尿	年間搬入量	kl/年	2,696.3	2,447.8	2,229.8	2,004.3	1,823.3	(01)= 年間量の実績
2	浄化槽汚泥	年間搬入量	kl/年	9,286.7	8,730.4	8,494.2	8,355.8	8,941.2	(02)= 年間量の実績
3	計	年間搬入量	kl/年	11,983.0	11,178.2	10,724.0	10,360.1	10,764.5	(03)= (01)+(02)
4	し 尿	1日平均搬入量	kl/日	7.4	6.7	6.1	5.5	5.0	(04)= (01)/[365or366]
5	浄化槽汚泥	1日平均搬入量	kl/日	25.4	23.9	23.3	22.9	24.4	(05)= (02)/[365or366]
6	計	1日平均搬入量	kl/日	32.7	30.6	29.4	28.4	29.4	(06)= (04)+(05)
7	し 尿	過去10年間の増減指数	H18を100として	59	53	49	44	40	(07)= 当該年度の(01)/H18の(01)
8	浄化槽汚泥	過去10年間の増減指数	H18を100として	79	74	72	71	76	(08)= 当該年度の(02)/H18の(02)
9	計	過去10年間の増減指数	H18を100として	73	68	65	63	66	(09)= 当該年度の(03)/H18の(03)
10	し 尿	1人1日平均排出量	^{リットル} /人・日	1.58	1.56	1.56	1.56	1.58	(10)= (01)/処理人口/[365or366]×10 ³
11	浄化槽汚泥	1人1日平均排出量	^{リットル} /人・日	1.41	1.42	1.43	1.43	1.57	(11)= (02)/処理人口/[365or366]×10 ³

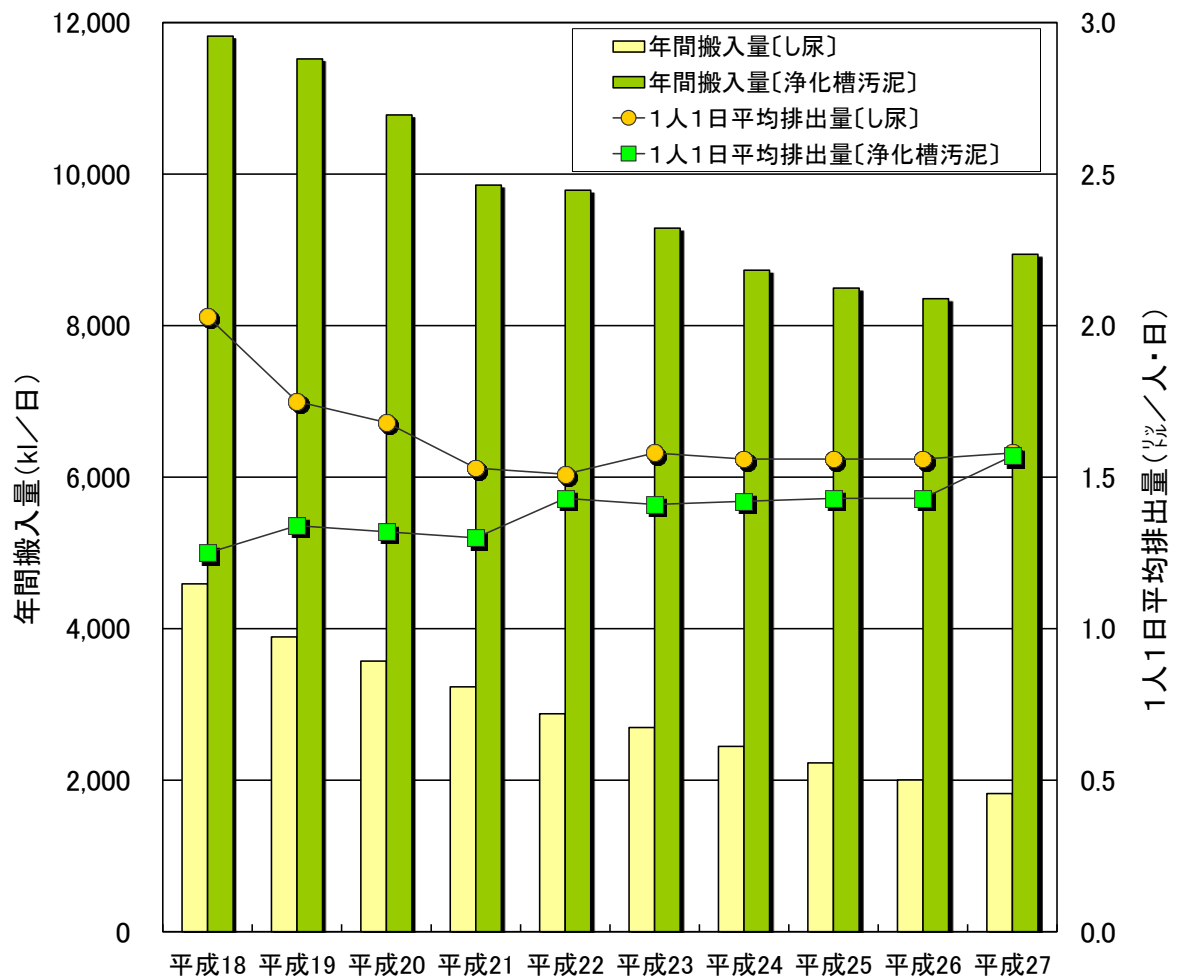


図4-1-8. し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況 [平成18年度～平成27年度]

1. 月別変動係数の状況

射水市衛生センターに搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の月別変動係数の状況を表4-1-22及び図4-1-9に示します。

過去10年間（平成18年度～平成27年度）の月最大変動係数をみると、1.16～1.50となっています。

表4-1-22. 月別変動係数の状況 [平成18年度～平成27年度]

種 別	区 分	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	10 年間
し 尿	最大	1.16	1.17	1.19	1.11	1.20	1.12	1.14	1.12	1.15	1.10	1.20
	最小	0.80	0.74	0.80	0.86	0.85	0.81	0.91	0.87	0.91	0.88	0.74
浄化槽汚泥	最大	1.35	1.32	1.22	1.37	1.64	1.34	1.30	1.21	1.31	1.24	1.64
	最小	0.81	0.64	0.85	0.65	0.60	0.75	0.56	0.58	0.68	0.68	0.56
計	最大	1.28	1.25	<u>1.16</u>	1.28	<u>1.50</u>	1.28	1.22	1.19	1.24	1.21	1.50
	最小	0.87	0.72	0.85	0.76	0.66	0.79	0.66	0.64	0.75	0.74	0.64

注記 月別変動係数は、年間搬入量から求めた日平均搬入量を「1.00」としたとき、各月搬入量から求めた日平均搬入量を割合で示したものの。月別変動係数の最小値または最大値が「1.00」に近くなるほど、各月の搬入量にばらつきが少なくなる。

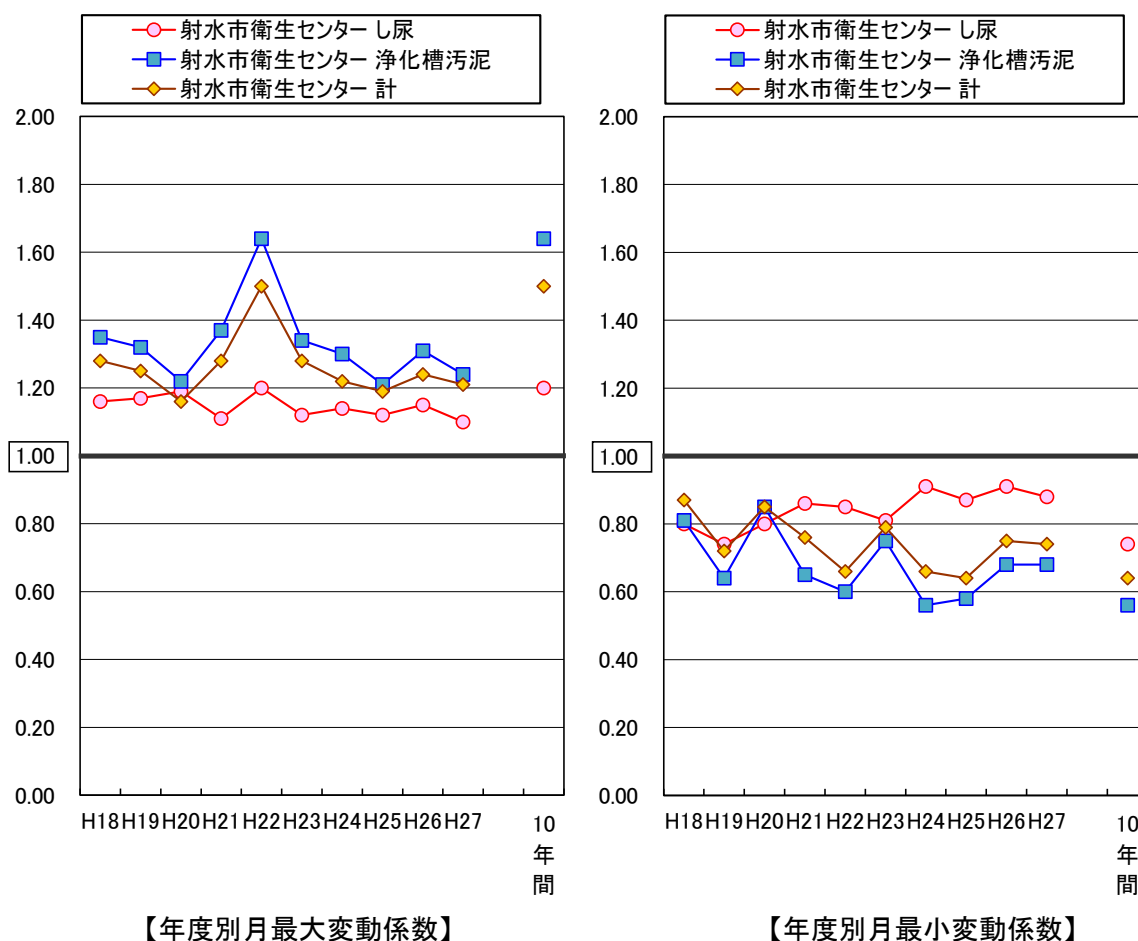


図4-1-9. 月別変動係数の状況 [平成18年度～平成27年度]

ウ. し尿及び浄化槽汚泥の性状

(ア) 除渣後の混合し尿

平成27年度に射水市衛生センターに搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の性状(除渣後の混合し尿)を表4-1-23に示します。

搬入性状は、BODが3,855～6,300mg/リットル、CODが180～3,059mg/リットル、SSが825～7,617mg/リットル、T-Nが1,259～1,573mg/リットル、T-Pが83～148mg/リットルとなっており、設計当初に比べて濃度が希釈されていることがうかがえます。

表4-1-23. し尿及び浄化槽汚泥の性状 [平成27年度]

項 目	単位	設計値 (混濁)	検査結果
除渣後の 混合し尿	BOD	mg/リットル	12,603
	COD	mg/リットル	6,586
	SS	mg/リットル	19,896
	T-N	mg/リットル	4,448
	T-P	mg/リットル	308

出典：射水市衛生センター水質分析記録表

(イ) 放流水

放流水の性状を表4-1-24に示します。

放流水の性状は、BODが1.0未満～8.1mg/リットル、CODが5.9～20.0mg/リットル、SSが1.0未満～3.0mg/リットル、T-Nが2.2～5.9mg/リットル、T-Pが0.0～0.8mg/リットルとなっており、設計値を満足する水質が保たれています。

表4-1-24. 放流水の性状 [平成18年度～平成27年度]

項 目	単位	設計値	検査結果
放 流 水	BOD	mg/リットル	10
	COD	mg/リットル	30
	SS	mg/リットル	10
	T-N	mg/リットル	10
	T-P	mg/リットル	10

出典：射水市衛生センター水質分析記録表

I. 処分量の状況

射水市衛生センターで適正処理後に発生したし渣及び余剰汚泥の最終処分方法を表4-1-25に、過去10年間（平成18年度～平成27年度）の年間発生量を表4-1-26及び図4-1-10に示します。

表4-1-25. し渣及び余剰汚泥の最終処分方法

項 目	処分方法
余 剰 汚 泥 (汚泥脱水処理供給量)	脱水・乾燥・焼却 ⇒ 焼却灰は埋立処分
し 渣	脱水・焼却 ⇒ 焼却灰は埋立処分

表4-1-26. 過去10年間の年間発生量 [平成18年度～平成27年度]

項 目	単位	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
余剰汚泥・し渣	m ³ /年	4,923.7	4,623.3	4,305.6	3,925.5	3,752.6	2,883.3	3,118.7	3,214.7	3,228.6	3,822.6

出典：射水市衛生センター運転データ

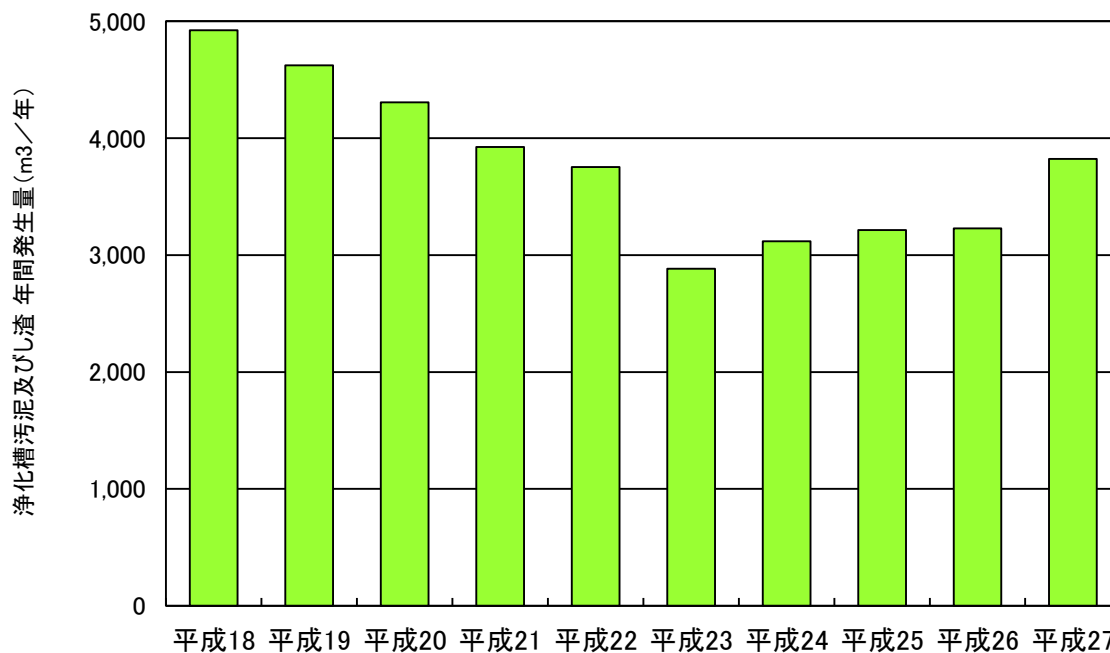


図4-1-10. 過去10年間の年間処分量 [平成18年度～平成27年度]

オ. 年間運転管理費の状況

射水市衛生センターにおける過去10年間（平成18年度～平成27年度）の年間運転管理費（搬入量1klあたりの処理経費）を表4-1-27及び図4-1-11に示します。

表4-1-27. 過去10年間の年間運転管理費〔平成18年度～平成27年度、搬入量1klあたりの処理経費〕

項 目	単位	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
燃料費	円／kl	279	545	620	489	578	694	703	626	688	453
光熱水費	円／kl	798	1,238	1,321	1,399	1,360	1,454	1,543	1,587	1,757	1,714
薬剤費	円／kl	302	503	479	612	615	495	339	460	469	450
修繕費	円／kl	333	564	539	539	568	714	688	715	847	775
委託費	円／kl	373	595	572	579	827	676	908	692	801	789
その他	円／kl	1,227	1,038	1,081	1,152	1,183	1,246	5,553	1,394	1,462	1,428
計	円／kl	3,312	4,483	4,612	4,770	5,131	5,279	9,734	5,473	6,025	5,610

出典：予算整理簿

注記）平成24年度の年間運転管理費が高額だったのは、熱交換器の取替えや建屋の防水工事等を行ったためである。

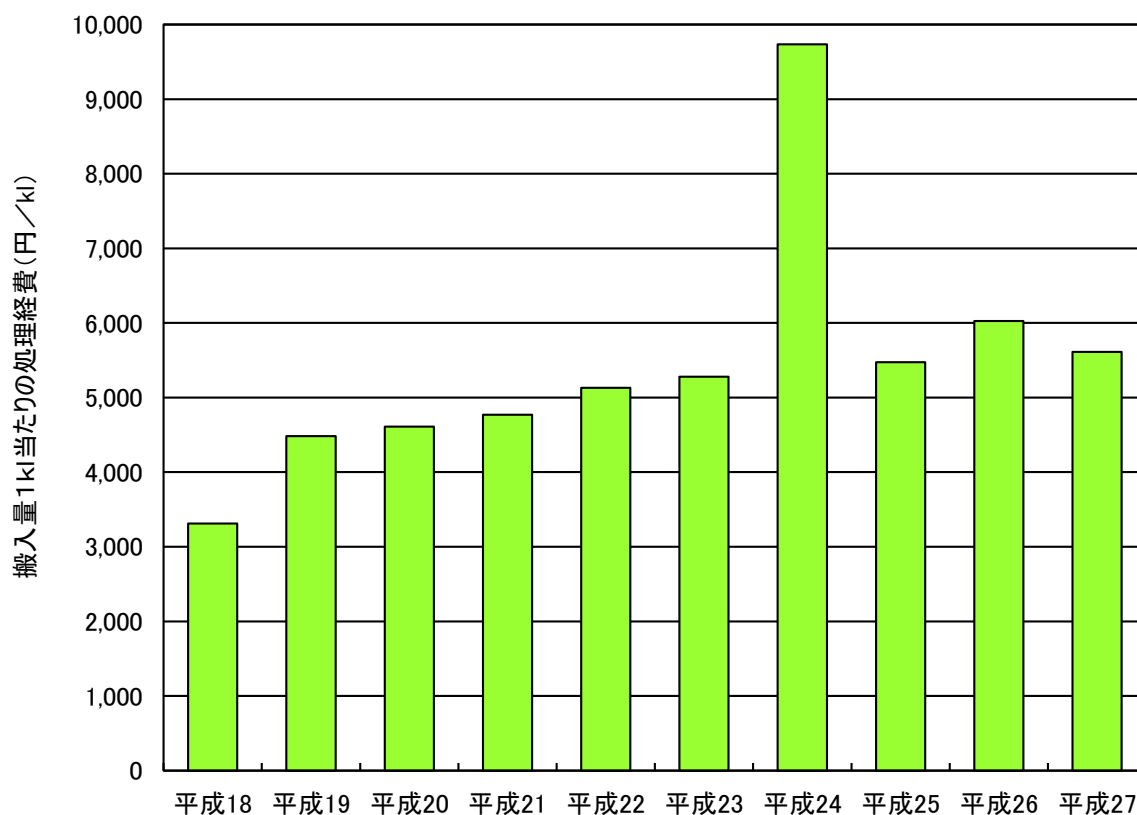


図4-1-11. 過去10年間の年間運転管理費〔平成18年度～平成27年度、搬入量1klあたりの処理経費〕

(6) 課題の整理

① 生活雑排水の未処理放流

河川等の水質汚濁の要因として、生活排水の中で大きな汚濁負荷量を占める生活雑排水が未処理のまま放流されていることが挙げられており、身近な生活環境や公共用水域の水質環境を保持し、または改善することが重要視されています。

本市では、平成27年度現在、行政区域内人口に占める92.5%の市民が生活排水処理施設を利用している一方、残りの7.5%の市民は生活雑排水を未処理のまま河川等に放流している状況となっています。

各処理方式が河川等の水質汚濁に与える影響をBOD汚濁負荷量で換算すると、生活雑排水を未処理のまま放流する汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用者の占める割合が、総汚濁負荷量全体の34.7%を占めています。

今後も引き続き生活雑排水対策に重点を置きながら、整備地域の特性を勘案して経済性・効率性に優れた各種生活排水処理施設の整備を計画的に推進する必要があります。

② 合併処理浄化槽の適正な維持管理

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水をあわせて浄化するもので、処理性能がBOD除去率で90%以上、放流水のBODで 20mg/l 以下となるよう構造基準で定められており、これは、下水道終末処理場の処理性能と同等レベルの性能を有しています。

しかしながら、これらの処理性能は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の性能を発揮することから、設置者に対し浄化槽法に基づく年1回の定期検査(法定検査)の受検をする等して、適正な維持管理を徹底するよう指導・啓発に努めていく必要があります。

③ し尿処理施設の運営・維持管理

し尿・浄化槽汚泥の年間処理量は、生活排水処理施設の整備進捗に伴って、年々減少しており、平成18年度から平成27年度までの10年間で34%減少しました。

本市から発生したし尿・浄化槽汚泥は、平成17年11月の市町村合併以降も旧収集・運搬体制を引き継いでおり、射水市衛生センター(市所管)に搬入された後、適正処理されています。

しかしながら、処理施設の老朽化が進んでいることから、今後は年間搬入量の推移を見据え、かつ、経済性や効率性に十分配慮した上で、処理施設のあり方について検討していく必要があります。

4.2 生活排水処理基本計画



(1) 基本理念

本市が今後10年間で目指していく基本理念を次のとおり定めます。

美しい水環境と快適に暮らせるまちを目指して

本市における過去10年間の公共用水域の水質（BOD）をみると(表4-1-1、P.80)、すべて環境基準を下回っており良好な水質を維持しています。

今後も、この水質を維持していくために、生活排水処理施設を計画的に進める一方、台所・洗濯・風呂・トイレなどにおける発生源対策を市民の理解と協力を得ながら積極的に取り組む必要があります。

こうしたことから、基本理念を「美しい水環境と快適に暮らせるまちを目指して」とし、本市の名前に「水」が含まれているとおり、美しい水環境のまちづくりを目指します。

(2) 基本方針

基本理念を実現していくため、本計画における今後の基本方針を次のとおり定めます。

基本方針 1

生活排水処理区域の拡大

「美しい水環境と快適に暮らせるまち」を目指すには、生活排水を適切に処理し、汚濁負荷を低減する必要があります。

このため、公共下水道の整備を計画的に進めるとともに、施設整備完了地域における早期接続を呼びかけます。また、市職員による戸別訪問や水洗便所改造等資金貸付制度を継続的に実施する等して、普及・啓発活動を進めます。

基本方針 2

合併処理浄化槽の普及促進と適正な維持管理の徹底

汲み取り便所や単独処理浄化槽の利用世帯のうち、下水道整備区域以外の地域に在住する世帯や、下水道整備区域にあっても相当の期間、整備が行われない地域に在住する世帯に対して、合併処理浄化槽への早期転換を進めるため、普及啓発活動を進めます。

また、合併処理浄化槽は、適正な維持管理がなされてはじめて本来の処理性能を発揮することから、設置世帯に対し、生活排水対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について、今後も継続して啓発・指導等を行います。

基本方針 3

し尿・浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の整備

生活排水処理施設の整備進捗に伴って、本市のし尿・浄化槽汚泥の収集世帯数は今後も減少することが見込まれます。このため、対象世帯の点在化を踏まえた効率的な収集・運搬システムについて、適宜見直しを図ります。

基本方針 4

し尿処理施設の適正な運転管理

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、市所管のし尿処理施設（射水市衛生センター）により処理を行っています。

今後も、し尿・浄化槽汚泥の処理は必要であるため搬入量に見合った施設の更新により効率的かつ適正な運転を行います。

(3) 対象となる生活排水及び処理主体

対象となる生活排水及び処理主体は、現状と同様（P. 85、表4-1-4参照）とします。

(4) 生活排水の処理体系

今後当面の間、生活排水の処理体系は、現状と同様（P. 85、図4-1-4参照）とします。

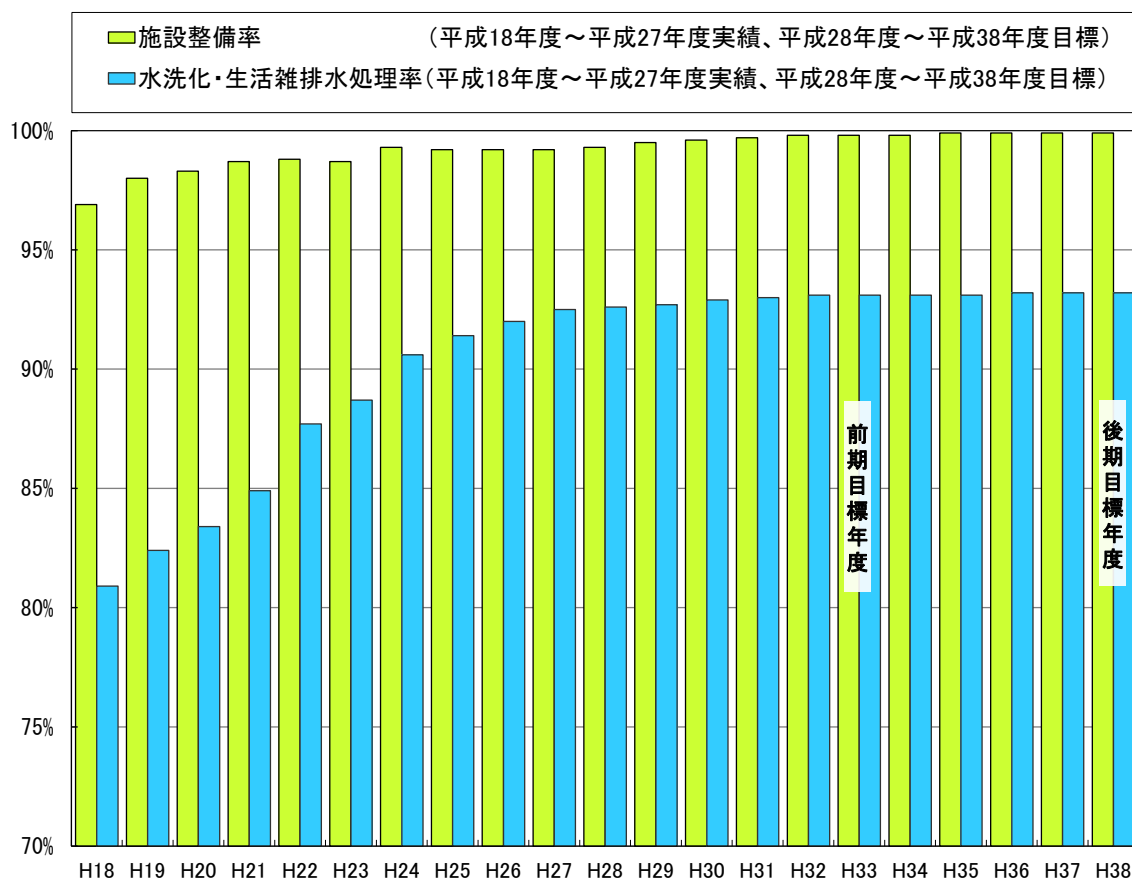
(5) 生活排水の処理計画

① 計画目標(数値目標)の設定

目標年度における計画目標（数値目標）を表4-2-1に掲げます。

表4-2-1. 目標年度における計画目標（数値目標）

計画目標	平成27年度 (実績)	平成33年度 (前期目標年度)	平成38年度 (後期目標年度)
施設整備率 (汚水処理人口普及率)	99.2 %	99.8 %	99.9 %
水洗化・生活雑排水処理率	92.5 %	93.1 %	93.2 %

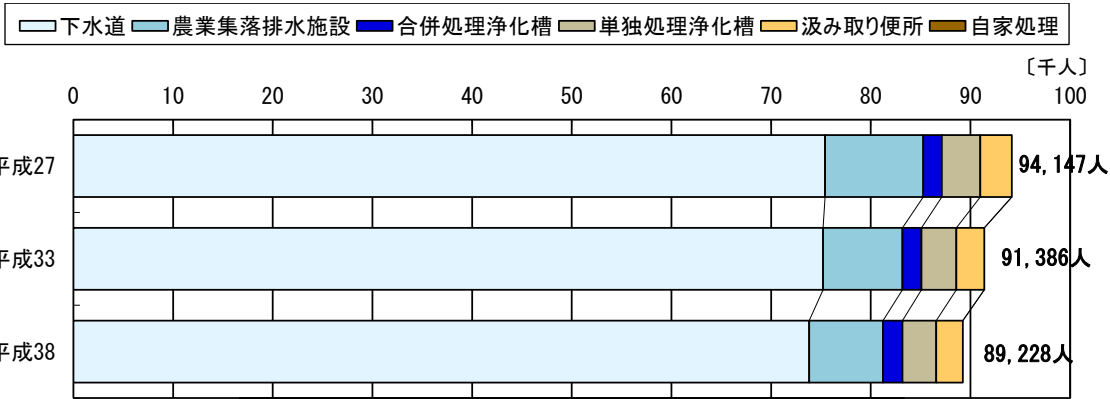


② 各種生活排水処理形態別人口の見込み

目標年度における各種生活排水処理形態別人口の見込みは、表4-2-2に示すとおりです。

表4-2-2. 目標年度における生活排水処理形態別人口

射 水 市 全 域【住民基本台帳】					単位	実 績	前期目標年度	後期目標年度				
							平成27	平成33	平成38			
行政区域内人口					人	94,147	91,386	89,228				
整備人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	人	65,400	63,806	62,315				
				特定環境保全公共下水道		16,531	17,792	17,733				
			小 計			81,931	81,598	80,048				
			農業集落排水施設			10,074	8,160	7,611				
			合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外		1,425	1,467	1,502				
			水洗化・生活雑排水処理人口 計			93,430	91,225	89,161				
			施 設 整 備 率			%	99.2%	99.8%	99.9%			
			計画処理区域内人口 計				人	94,147	91,386	89,228		
計画処理区域外人口 計					0	0	0					
水洗化人口・非水洗化人口	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道	公共下水道	人	61,031	59,544	58,151				
				特定環境保全公共下水道		14,372	15,670	15,658				
			小 計			75,403	75,214	73,809				
			農業集落排水施設			9,858	7,962	7,424				
			合併処理浄化槽	下水道の処理開始公示済み区域外		1,425	1,467	1,502				
				下水道の処理開始公示済み区域内		435	435	435				
			小 計			1,860	1,902	1,937				
			水洗化・生活雑排水処理人口 計			87,121	85,078	83,170				
			水洗化・生活雑排水処理率			%	92.5%	93.1%	93.2%			
			水洗化・生活雑排水未処理人口 〔 単独処理浄化槽 〕				人	3,867	3,785	3,635		
			非水洗化人口	〔 汲み取り便所 〕		3,159	2,523	2,423				
				〔 自家処理 〕		0	0	0				
			計画処理区域内人口 計					94,147	91,386	89,228		
			計画処理区域外人口 計					0	0	0		
			し尿処理施設 計画収集人口					人	18,744	16,172	15,419	
				し 尿		汲み取り便所			3,159	2,523	2,423	
				浄化槽汚泥		合併・単独処理浄化槽、農業集落排水施設			15,585	13,649	12,996	



③ 計画目標を達成した場合における水環境改善効果

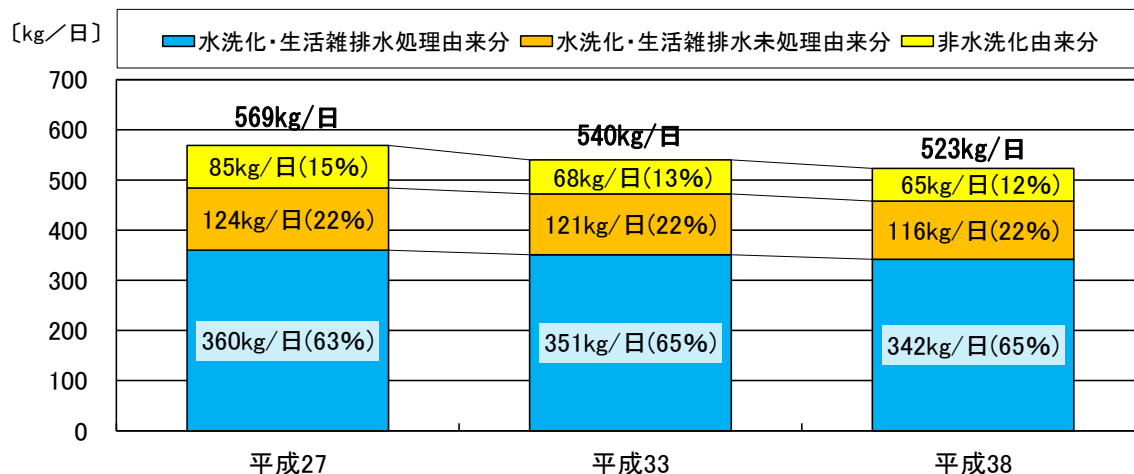
生活排水処理施設の整備や水洗化を進めることで、河川等の公共用水域における水質改善効果が期待できます。ここでは、目標年度における公共用水域の水質汚濁の改善効果をBOD汚濁負荷量で換算することで示しました。

これによると、平成27年度のBOD汚濁負荷量に対し、平成33年度では約5%削減、平成38年度では約8%削減が見込まれます。

表4-2-3. 計画目標を達成した場合における水環境改善効果〔BOD汚濁負荷量換算〕

射 水 市 全 域 【 住 民 基 本 台 帳 】				単位	実 績	前期目標年度	後期目標年度		
						5年目	10年目		
					平成27	平成33	平成38		
水洗化人口・非水洗化人口	行政区域内人口			人	94,147	91,386	89,228		
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道		75,403	75,214	73,809		
			農業集落排水施設		9,858	7,962	7,424		
			合併処理浄化槽		1,860	1,902	1,937		
			水洗化・生活雑排水処理人口 計			87,121	85,078	83,170	
		水洗化・生活雑排水未処理人口〔 単独処理浄化槽 〕			3,867	3,785	3,635		
	非水洗化人口		〔 汲み取り便所 〕		3,159	2,523	2,423		
			〔 自家処理 〕		0	0	0		
	計画処理区域内人口 計				94,147	91,386	89,228		
	計画処理区域外人口 計				0	0	0		
B O D 汚 濁 負 荷 量	行政区域内人口			kg／日	569	540	523		
	計画処理区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口	下水道		4 g	302	301	295	
			農業集落排水施設		5 g	49	40	37	
			合併処理浄化槽		5 g	9	10	10	
			水洗化・生活雑排水処理人口 計			360	351	342	
		水洗化・生活雑排水未処理人口〔 単独処理浄化槽 〕			32 g	124	121	116	
	非水洗化人口		〔 汲み取り便所 〕		27 g	85	68	65	
			〔 自家処理 〕		27 g	0	0	0	
	計画処理区域内人口 計				569	540	523		
	計画処理区域外人口 計				0	0	0		
	BOD汚濁負荷量の削減割合【平成27年度を100%とした場合】				%	100.0%	94.9%	91.9%	

注記) BOD汚濁負荷量(kg/日)は、表4-1-2(P.84)に示すBOD換算の汚濁負荷量(g/人・日)に、上表の各生活排水処理形態別人口を乗じることで求めた。



④ 生活排水処理施設の整備計画の概要

本市の生活排水処理対策として、市街化区域は下水道の整備を実施しており、今後も下水道事業計画に基づき、効率的かつ効果的な事業を推進していきます。

一方、市街化調整区域は、人口密度が低い等の整備地域の特性を勘案し、集合排水処理施設（下水道や農業集落排水施設）と個別排水処理施設（合併処理浄化槽）について、経済性や効率性を十分検討した上で選択する等して、計画的な施設整備を進めていきます。

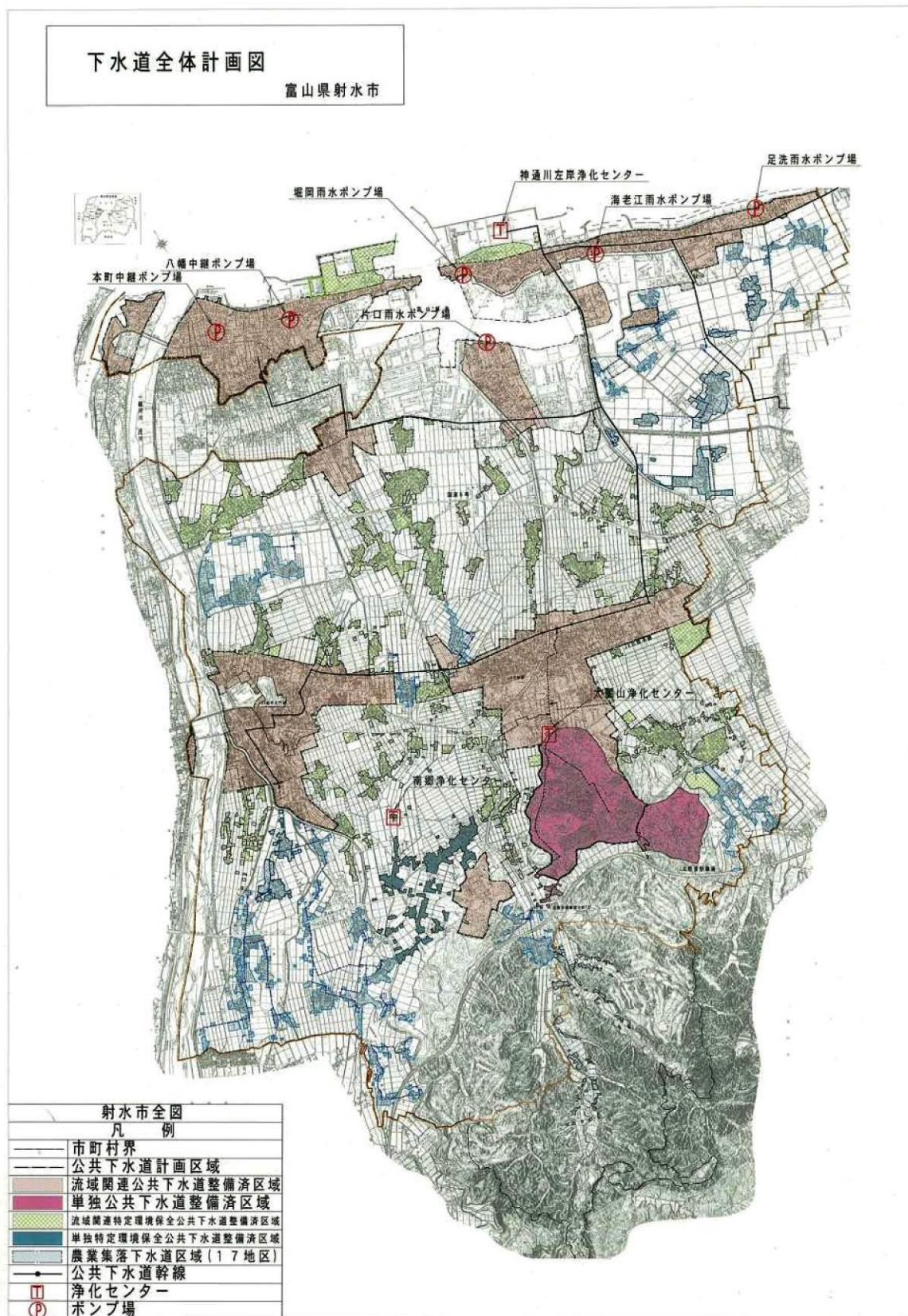
本市の生活排水処理施設の整備計画の概要は、表4-2-4に示すとおりです。

表4-2-4. 生活排水処理施設の整備計画の概要

施設区分	施 設 名		計画処理区域 【各種事業計画】累計値			計画処理人口 【各種事業計画】累積値			
			平成27	平成33	平成38	平成27	平成33	平成38	
下 水 道	小矢部川処理区	公共	42.50ha	42.50ha	42.50ha	1,143人	1,114人	1,088人	
	神通川 左 岸 処 理 区	公共	1,339.92ha	1,605.92ha	1,617.22ha	53,644人	62,692人	61,227人	
		特環	652.71ha	717.71ha	750.01ha	15,024人	16,322人	17,733人	
	大門東部処理区	特環	32.30ha	32.30ha	※1	1,507人	1,470人	※1	
	太閤山処理区	公共	266.00ha	平成32年度に神通川左 岸処理区へ接続予定		10,613人	平成32年度に神通川左 岸処理区へ接続予定		
農 業 集 落 排 水 施 設	七 美 処 理 場		17.8ha	17.8ha	17.8ha	603人	590人	575人	
	塚原南部処理場		80.0ha	80.0ha	80.0ha	1,285人	1,254人	1,224人	
	本 江 処 理 場		23.8ha	23.8ha	23.8ha	660人	642人	627人	
	青 井 谷 処 理 場		21.0ha	21.0ha	21.0ha	549人	537人	526人	
	太閤山東処理場		38.6ha	38.6ha	38.6ha	995人	971人	950人	
	串田中部処理場		45.0ha	45.0ha	45.0ha	984人	960人	939人	
	宮 新 田 処 理 場		5.0ha	5.0ha	5.0ha	94人	88人	83人	
	大門西部処理場		50.1ha	50.1ha	50.1ha	1,309人	1,278人	1,247人	
	大門中部処理場		37.1ha	37.1ha	37.1ha	713人	695人	679人	
	大門南部処理場		20.5ha	20.5ha	20.5ha	230人	224人	219人	
	新 開 発 処 理 場		9.2ha	9.2ha	9.2ha	323人	317人	311人	
	今 開 発 処 理 場		11.3ha	11.3ha	※2	375人	368人	※2	
	白 城 台 処 理 場		8.0ha	8.0ha	8.0ha	242人	236人	231人	
	加 茂 処 理 場		40.0ha	平成33年度に下水道 (神通川左岸処理区)へ 接続予定			1,175人	平成33年度に下水道 (神通川左岸処理区)へ 接続予定	
	八 講 処 理 場		1.0ha				39人		
	白 石 処 理 場		24.0ha				498人		
合併処理浄化槽	下水道公示済み区域外					1,425人	1,467人	1,502人	
行政区域内人口						94,147人	91,386人	89,228人	
施設の整備人口						93,430人	91,225人	89,161人	
施 設 整 備 率						99.2%	99.8%	99.9%	

※1 下水道（大門東部処理区）は、平成36年度に神通川左岸処理区へ接続予定

※2 農業集落排水処理施設（今開発処理区）は、平成37年度に神通川左岸処理区へ接続予定



出典：「射水市下水道ビジョン～未来に続く確かな水環境の創造～【平成26年度～平成35年度】」射水市上下水道部

図4-2-1. 下水道全体計画図

⑤ その他

生活排水処理対策では、下水道等の生活排水処理施設の整備が主要な対策となっていますが、これらの施設整備に相当の期間を要する地域では、各家庭・事業者における生活排水処理対策の実践が重要になります。

また、下水道等は生活排水処理施設の整備進捗だけでなく、これらの施設に接続されなければその効果が得られないことから、整備完了地域の早期接続に向けた啓発・指導活動を行う必要があります。一方、合併処理浄化槽においても適正な維持管理がなければ、本来の処理性能は得られないことから、設置者に対する啓発・指導活動も推進する必要があります。

このような観点から、各段階に応じた指導や啓発などの活動も積極的に進めていきます。

表4-2-5. 生活排水の発生源対策（各家庭・事業者における実践活動）

内 容
①野菜くずや残飯を流さない。 ②天ぷら油やサラダ油の廃油を流さない。 ③トイレットペーパー以外のものは流さない。 ④危険物・有害物を流さない。 ⑤ディスポーザを使用される方はディスポーザシステムで使用する（ディスポーザシステム設置には、市への届出が必要）。 ⑥飲食店等、油脂分を多く含む雑排水を排出される場合は、グリストラップの設置及び適正な維持管理が必要。

出典：射水市上下水道業務課資料

表4-2-6. 主な指導・啓発活動の内容（関係部署との連携）

項 目	内 容
水洗化・生活雑排水処理の推進	○市職員による戸別訪問 ○水洗便所改造等資金貸付制度の継続な実施 ○合併処理浄化槽設置補助制度の継続な実施 ○広報いみず、チラシ、パンフレットの配布 ○インターネットによる情報発信 ○講習会の開催
浄化槽の維持管理体制の確立	○浄化槽の設置・処理性能に関する広報啓発・指導 ○浄化槽の保守点検・清掃等に関する広報啓発・指導 ○新規宅地開発事業者に対する生活排水処理対策の指導 ○点検、清掃等に関わる業者への教育・指導 ○研修会、講習会の開催
水環境保全施策の推進	○水質汚濁防止に関すること ・公共用水域における定期的な水質調査の実施と公表 ・工場・事業所由来排水の常時監視と指導の強化 ・畜産ふん尿の適正処理推進に向けた指導 ○水資源の保全に関すること ・水源涵養のための適正な森林整備の推進 ・節水に関する広報啓発・指導 ○水辺環境整備に関すること ・河川改修事業計画における親水空間の整備 ・河川堤防、その他水辺環境の整備

(6) し尿・汚泥の処理計画

① し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

ア. 発生量の見込み

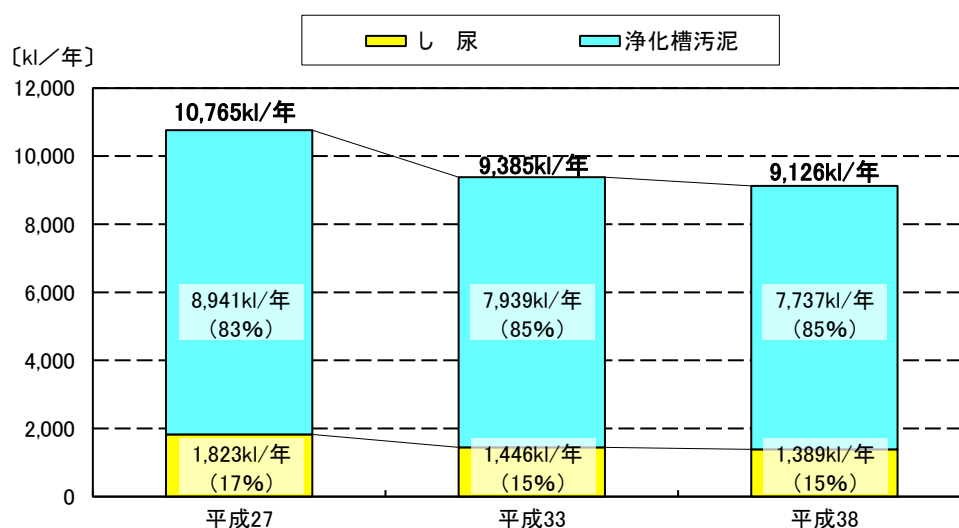
下水道等の生活排水処理施設の整備と水洗化に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の年間発生量は、今後も引き続き減少傾向を示すことが見込まれます。

年間発生量は平成27年度の10,765kl/年から、平成33年度には9,385kl/年に減少(約13%減少[平成27年度比])し、平成38年度には9,126kl/年に減少(約15%減少[同比])する見込みとなっています。

また、1日平均排出量は、平成33年度に25.71kl/日、平成38年度に25.01kl/日となる見込みです。

表4-2-7. し尿・浄化槽汚泥の発生量等の見込み

区 分			単位	実 績		前期目標年度		後期目標年度	
				平成27		平成33		平成38	
				浄化槽汚泥 混入割合		浄化槽汚泥 混入割合		浄化槽汚泥 混入割合	
計画 年間 処理 量	し 尿		kl/年	1,823		1,446		1,389	
	浄化槽 汚 泥	単独処理浄化槽汚泥	kl/年	3,823		3,454		3,317	
		合併処理浄化槽汚泥	kl/年	2,942		2,770		2,821	
		農業集落排水施設から発生する処理汚泥	kl/年	2,176	83.1%	1,715	84.6%	1,599	84.8%
	小 計		kl/年	8,941		7,939		7,737	
	計画年間処理量 計		kl/年	10,765		9,385		9,126	
			%	100.0%		87.2%		84.8%	
計画 日 平均 処理 量	し 尿		kl/日	4.98		3.96		3.81	
	浄化槽 汚 泥	単独処理浄化槽汚泥	kl/日	10.44		9.46		9.09	
		合併処理浄化槽汚泥	kl/日	8.04	83.1%	7.59	84.6%	7.73	84.8%
		農業集落排水施設から発生する処理汚泥	kl/日	5.95		4.70		4.38	
	小 計		kl/日	24.43		21.75		21.20	
	計画日平均処理量 計		kl/日	29.41		25.71		25.01	



1. 性状の見込み

浄化槽汚泥は、し尿と比較すると濃度が低く、性状の変動が大きいのが特徴となっています。

平成27年度現在、処理施設の総搬入量に占める浄化槽汚泥量の混入割合は83%と高くなっています。また、今後の浄化槽汚泥の混入割合は、漸増傾向となることが見込まれます。

表4-2-8. 総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合

項 目	平成27	平成33	平成38
総搬入量に対する浄化槽汚泥の混入割合	83%	85%	85%

② 排出抑制計画

収集運搬業者に対し、浄化槽清掃污水を過剰に汲み取らないよう、指導を行っていきます。

③ 収集・運搬計画

収集・運搬区域（計画収集区域）は、これまで通り、本市全域とします。

また、収集・運搬体制は、今後も引き続き、現行体制で対応していきます。

④ 中間処理計画・最終処分計画

本市から発生するし尿・浄化槽汚泥は、現在、市所管のし尿処理施設（射水市衛生センター）により処理を行っています。また、処理後の残渣物は、し渣（ごみ等の夾雑物）と余剰汚泥があり、これらは、射水市衛生センターにて焼却処理後、市所管の野手埋立処分場にて埋立処分しています。

処理体制は、当面の間はこれまで通りに安定かつ適正に処理していきますが、処理施設の老朽化が進んでいることから、今後は年間搬入量の推移を見据え、かつ、経済性や効率性に十分配慮した上で、処理施設のあり方について検討していく予定です。



第2次射水市一般廃棄物処理基本計画

発行 / 射水市市民生活部 環境課

〒939-0294 射水市新開発410番地1

[TEL] 0766-51-6624

[FAX] 0766-51-6656

[E-mail] kankyou@city.imizu.lg.jp

[ホームページ] <http://www.city.imizu.toyama.jp>

平成29年3月
